（被保險者氏名票其二裏面）

保險契約加入申込書

表記ノ者保險契約ニ加入セシメ度此段申込候尚下記事項ハ事實ニ相違無之又表記被保險者ノ記入シタル事項ハ事實ニ相違無之モノト相認候也

1	被保險者ハ二箇月以來現實ニ勤務若ハ就業中ノ職員、勞務者又ハ之ニ準スヘキ者ナリ	
2	被保險者ノ勤務若ハ就業スル作業所名	
3	被保險者ノ職名	
4	被保險者ノ任命又ハ雇傭年月日	年　月　日
5	被保險者現在ノ俸給、給料、賃金其ノ他ノ報酬額	日額　月額　圓　錢
6	被保險者ノ最近二箇月内ニ於ケル缺勤日數	日　内負傷又ハ疾病ニ因ル缺勤　日

保險契約者

昭和　年　月　日

日本團体生命保險株式會社

御中

通俗生命保險講話（一）

はしがき

生命保險に關する著書や論文は、我國に於いても既に飽和狀態に達する程澤山に出てゐる。にも拘はらず之等著書や論文の大部分は、其の内容が極めて專門的に偏してゐる爲か、兎角廣い範圍の讀者層を有つことが出來ず、從つて一般大衆の保險思想なるものは、他の經濟部門に比し其のレベルが甚だ低いやうである。

本稿は其の材料を廣く諸外國の實情及文獻に求めてはゐるが、其の說く所極めて我が國内の事情に適應せしめ、文の内容も出來得る限り平易且つ興味的に盛つた積りである。若し本稿にして部内從業員諸士の保險思想向上に少しでも役立ち、延いては我が簡易保險事業の健全なる發達の一助ともならば、それは筆者の望外の喜びとする所である。（後田生）

一、生命保險の沿革

先づ生命保險の沿革から述べてみやう。

近時我國でも民間の生命保險契約高が百億圓を遙かに突破して、今では百二十億に垂んとして居り、我が簡易生命保險事業も創業日尚ほ淺きに拘はらず、三十億の巨大な契約高を既に獲得して、將に世界斯業に於ける驚異

の的とすらなつてゐる。

生命保險の發達狀況は、一に其の國の文化の程度を示すものと謂はれてゐるが、此の理論を以てすれば、世界三大保險國の一となつた我國は、文化の程度に於いても、優に世界の一等國と謂ふ譯になる。保險事業に從事する者の使命、亦崇高なる哉である。

我國で近代式の生命保險事業が始めて行はれたのは、明治十四年七月に明治生命保險株式會社が創立されてから以後のことである。それ迄は所謂「講」の形式で實質的な保險行爲が種々行はれてゐたが、之等は何れも原始保險の部に屬するもので、其組織たるや極めて幼稚であり、且つ學理的根據がなかつた。即ち我國に於ける生命保險事業は、僅々半世紀の間に打建てられたもので、世界の他の主要國が之に、百年百五十年を費したことに比すれば、正に長足の進歩と言ふことが出來やう。

轉じて外國、即ち世界に於ける生命保險事業の沿革を見るに、古いローマ時代に於ても既に生命保險類似の施設が存在してゐた。之は俗に Collegia tenuiorum と稱せられたもので、小商人、職人、下級官吏、鑛山勞働者、俳優等、主として當時に於ける薄資者階級の者を相手とした埋葬費組合のやうなものであつた。尙ほ此の他にもローマの下級軍屬、軍樂隊員等を相手とした一種の共濟組合のやうなものもあつたが、之等は往時に於ける我國の場合同樣、技術上の缺陷も多く、又場所的や職業的にも甚しい制限があつたりした爲め、內部の弱點を漸次暴露するに至り、終に第三世紀時代に訪れた激烈な貨幣價値暴落の影響を受けて、一たまりもなく潰滅して了つたのである。

中世紀になると保險施設も未だ原始的なものではあつたが、主としてゲルマン民族の間に大いに勃興し始めた。此の民族は元來が團結力強く、相互扶助の精神も強烈であつたので、商人、職人等の同業組合の間に埋葬費の支給をも併せて條件とする種々な施設が隨所に起つたのである。其の最も盛んであつたのが十三世紀から十六世紀の頃合で、始め職業的に結合されてゐた保險組合も、後には各種階級の者をも網羅するやうになり、此の點確かに一進歩を來したのであつた。

以上の死亡保險類似の施設と並行して、年金保險類似の行爲も當時既に行はれてゐた。主として僧院や都市等で終身年金を資出してゐたのであるが、中には全く個人の資格で年金保險の引受をしてゐた者もあつた。然し之は其の目的が大部分投機にあり、然らざる場合は領主や各大名が自己の債務辨濟の一手段として利用したに過ぎなかつた。然し之は現行の年金保險に確かに先鞭をつけたものと言ふことが出來やう。

人間の死亡と云ふ事故に、埋葬費額以上の一定額を結びつけた施設、即ち現行の死亡保險制度が奴隸制度の存在に依つて發達したと言つたら、讀者は或は奇異の感に打たれるかも知れないが、之は立派な事實なのである。奴隸は元來が人として取扱はれず、全部「商品」として賣買されてゐた關係上、先づ最初彼等が、運送保險の對照となつたことも面白い現象である。然し其の後は通常の生命保險が之に附せられるやうになり、主として姙娠中の女奴隸が其の目的となつたやうである。然し此の種の生命保險が奴隸から漸次普通の自由人の間に擴まるや

—保險—

うになつたのも、その後間もないことであつた。

次に生存保險の起源の一と看做されるものに、伊太利の婚資保險類似の施設があつた。即ち十六世紀から十七世紀にかけて此の國では教會が多數の質屋を經營し、一時は商賣が大變繁昌した。然し教會側には此の目的を遂行すべく資金が餘り豐富でなかつたので、廣く一般に出資者を求め、其の代償として出資者の娘が結婚する場合には、出資後の經過年數に應じて、出資額の例へば十倍とか十五倍とかを支給する約束を與へたのである。之は見方に依れば立派な婚資保險とも考へ得らるるであろう。

更に佛蘭西では一六五〇年頃に Tontine と謂ふ伊太利生れのお醫者さんが現はれて、國家財政に寄與する一策として、面白い施設を斷行し大いに效果を擧げた。此の施設は多人數の一團に死亡率を適用した點に於て、生命保險の發展に一大意義を齎したもので、その內容は大體次のやうなものであつた。即ち國家に對して或る一定額を一時に拂込んだ者は、將來の或る時期以後、每年終身年金の支拂を受くるのであるが、此の年金額には拂込總額の利子が生き殘つた者の頭數で割られた上それぞれ加算されるので、長生きする者の年々の所得額は漸次莫大なものとなつて來るのである。勿論加入者は年齡別に區別せらるるから、老齡加入者は若年加入者よりは高額の年金額を支給さるる仕組にはなつてゐるが、結局早死をする者が一番馬鹿を見るのである。此の制度は創設者の名を冠してトンチン案と謂ひ、現在に於いても尙ほ著名なものである。

此のトンチン案は其の後佛蘭西から更に和蘭、英吉利、プロシア等にも輸入され、國家以外に民間企業も之に乘出してゐる。然し元祖の佛蘭西で最も流行したことは勿論である。

保險の敵とも看做さるるものに、此の時代各種の保險賭博も流行した。然し之等はトンチン案と共に現代保險制度の出現に大いに貢獻したもので、此の點功罪相半ばするものと言ふことが出來やう。保險賭博中最も代表的なものは、或る旅行者が出發に先立ち一定金額を相手方に供託して置き、若し自分が旅から歸らなかつた場合は、此の金額はそつくり相手方のものとなるが、若し自分が旅から無事歸つて來た場合は、その數倍の額を相手方から受取ると謂ふのであつた。之は明かに賭事に類する事柄であるが、後には自分の生命だけでは滿足せず、他の旅行者の生命は勿論のこと、皇帝、大僧正又は妊娠中の婦人の生命に對しても一定期間中の死亡を條件として、盛んに此の種の賭を行ふやうになつたのである。

そこで各國政府の中には、此の種の弊害に驚き、之が禁止や制限を目的とする對策を講じたものも尠なくはなかつた。就中一五七〇年に公布されたヒリツプ二世の敕令は、此の種の行爲を以て明かに公の安寧を亂すものと非難してゐるのである。

大體上述の如き狀態で、十八世紀中葉頃迄の保險行爲は寧ろ百鬼夜行の觀を呈したのであるが、此の時代より數理統計上の基礎も漸次確立され、特に死亡率の研究が盛んとなるに從つて、此處に始めて近代式生命保險制度が芽を吹き出したのである。

一七六二年と云ふから今から約百七十年以上も昔のことである。我國では德川十代將軍家治公時代の寶曆年間

で、泰平の夢まだ醒めやらぬ頃合であつたが、此の年英京ロンドンに保險史上最も記念すべき世界最初の近代式生命保險會社エクイタブル・ソサエテイが華々しく誕生した。尤も當時はまだ蠟燭の全盛時代で、ほの暗い燭臺の下で紀念すべき保險證券に最初のサインがなされたと云ふエピソードもある位であるから、今時の華々しさとは大分譯が違ふかも知れないが、兎に角此の會社は今尙ほ連綿として存在し、斯界に雄飛してゐる大會社の一つなのである。

エクイタブル社の事業は全く合理的で、技術上の計算の基礎も確然たるものであつたので、保險料も比較的割安ではあつたが、常に莫大の利益を擧げ得たのであつた。之に刺激された爲か、其の後英國には陸續として大小の生命保險會社が設立せられ、一八三〇年頃には其數既に三十五、一八六八年末に至つては驚く勿れ約三百五十以上の生保會社が濫立されたのであつた。勿論此の中の大部分は隨分インチキなものであり、他社に併合されたもの百七十社、忽然と泡の如く消え去つたもの約八十社で、結局それでも尙ほ且つ百以上の會社が居殘つたのである。

以上の英國の好況は、必然的に歐洲大陸にも反映して諸所に生命保險會社の創立を見た。歐洲大陸での最初の會社は佛蘭西のロイヤル社で、此の會社は一七八七年の誕生で基礎もしつかりしてゐたのであるが、一七九二年には既に解散の運命に遭遇してゐる。そこで規存してゐるものの中では、矢張り佛蘭西のゼネラル社が大陸に於ける最古のもので、之は一八一九年の設立と云ふことになつてゐる。尙ほ現在佛蘭西には約五十に近い生命保險會社があつて、それぞれ良好な成績を示してゐるのである。

獨逸は佛蘭西に遲るること數年にして、ゴータ生命保險銀行が一八二八年に初めて誕生した。事ここに至つた直接原因は、從來小規模の埋葬會社が多數あり、之等が絶えず沒落しては世人を困らせてゐたこと、先進國たる英國の例の影響を强く受けたこと、一七九四年のプロシア一般法に基き新に保險法規が設けられたこと、等にあると云はれてゐる。獨逸は彼の世界大戰に依り捲き起された猛烈なインフレーションの爲め、一時は生命保險制度も根本的に破壞されて了つたが、今では立派に再建せられて約五十に近い民間會社と、別に十八の公營生命保險所とがあつて盛んに活動し、其の成績も大體我國と伯仲の間柄にある。

現在世界の生命保險總契約高の約七割を占めて、斷然他國を壓倒してゐる米國も、一八三〇年以前には生命保險會社らしいものは一つもなかつた。即ち此の年紐育生命保險會社が初めて呱々の聲を揚げてより約十二年間は、此の國の生保事業は此の會社の獨占に委ねられてゐた譯で、其の後一八四二年に至り漸く數社の相互會社が設立された狀態にあつた。尙ほ米國での最初の株式生命保險會社は、ユーナイテツド・ステイト社であるが、現在では主たる會社だけでも國內に約三百以上もあり、之等の契約高が千億弗に近いと云ふから、全く豪勢なものである。創業百年にして此の數字、流石に弗の國としての面目躍如たるものがある。

では現在（一九三二年末現在）世界の各國は如何なる程度の生命保險契約を保有してゐるであろうか、或は之等の國々が過去に於いて如何なる樣式の發展經過を示したであろうか。試みに一八〇〇年以後の數字を拾つてみ

ると、大體左の如き一覽表が出來上つた。

自一八〇〇年至一九三三年世界各國別生命保險契約高一覽表

（金額單位百萬圓）

自一八〇〇年至一九三三年 世界各國別生命保險契約高一覽表

（金額單位百萬圓）

順位	國名	一八〇〇年		一八二五年		一八五〇年		一八七五年		一九〇〇年		一九二五年		一九三三年	
		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
一	米國	一六・三	三二・四	一四〇・六四		二九二・〇八	一七・六四	四三・〇一		六八、五二四・八三		九二、九五〇・〇八		六九・六八	
二	英國	二八・〇	五八・三	八〇・三三	七三・四九	一一、一七八・〇〇	六九・六〇	三七・八五		七、九二〇・〇〇		二六、九〇三・八五		九・五七	
三	加奈陀									一八・七五		二四、四四九・〇八		四・四四	
四	日本									一四三・四七		一〇、四七七・九六		三・七二	
五	獨逸			九・六〇	一・三九	九七・九二	五・八〇	八二三・〇六	八・五九	八、〇三〇・〇〇		八、七三二・二八		三・一〇	
六	佛蘭西	四・三三	八・三三	二七・四八	四・〇三	六七・二〇	四・〇〇	五一一・八二	五・三四	一、四〇六・四〇		三、〇四三・八三		一・三九	
七	濠洲														
八	伊太利			〇・三八	〇・〇六	七・二〇	〇・四四	一六・一二	〇・一六	一一三・九五	〇・五	八七二・一六	〇・六	三、〇九・六八	〇・九
九	瑞典			〇・一九	〇・〇三	三・三六	〇・二一	三〇・二四	〇・三一	三一・八九	〇・七六	一、二五・〇二	〇・一二	三、一九・〇三	〇・九
一〇	和蘭					一一・九三	〇・一三	三四・三六	〇・三六	三四・三三	〇・三四	一、九〇三・〇四	〇・九〇	三、〇四・〇一	〇・九
一一	瑞西					一・二〇	〇・〇八	一七四・九六	一・〇一	一四二・九六	〇・四一	八七七・四四	〇・五二	一、七四・〇一	〇・五
一二	南亞聯邦														
一三	印度														
一四	新西蘭														
一五	丁抹														
一六	諾威														
一七	西班牙														
一八	チエツコ														
一九	墺洪國			二・〇六	〇・三〇	二四・四四	一・五一	三三五・八一	三・五二	一、〇九九・七六	二・二五				
二〇	芬蘭														
二一	ブルガリア														
二二	メキシコ														
二三	智利														
二四	ポーランド														
二五	ユーゴースラブ														
二六	ルーマニア														
二七	葡萄牙														
二八	エストランド														
二九	諾威														
三〇	土耳古														
三一	白耳義			二・六四	〇・三八	六・四八	〇・五九	一九・七三	〇・二	六七・二〇	〇・二	四一、三三二・九二	〇・一五	二六八、三七二・三五	一・〇
三二	埃太利														
三三	ハンガリー														
三四	羅馬尼亞														
三五	波蘭														
三六	塞爾維亞														
三七	保加利亞														
三八	希臘														
三九	土耳其														
四〇	其他														
	計	四九・四三	一〇〇・〇〇	二四九・三一	一〇〇・〇〇	一、六八一・六八	一〇〇・〇〇	四九八、五三二・一〇	一〇〇・〇〇	一九、七三二・三七	一〇〇・〇〇	二六八、三七二・三五	一〇〇・〇〇	二八一、二四四・七三	一〇〇・〇〇

以上の數字は、元より正確なものとは言ひ難いが、過去及現在に於ける生命保險業績の世界的大勢は、之に依り充分窺知し得るであらう。我國に於ける現在の總契約高を約百五十億圓と評價してみても、之を全世界の三千億と云ふ尨大な額に比すれば、割合に於いて僅か五分位にしか該當せず、此の點我國の生保事業の將來には、尚ほ開拓すべき幾多の餘地の存することが分るであらう。尚ほ之等各國の生命保險契約高が、其の國の總人口に對し平均一人當り如何なる額に該當してゐるかを知つて置くことも必要と思つたので、左の如き表を掲ぐることとした。

各國別人口一人當り生命保險金額表　（金額單位圓）

順位	國名	一九〇〇年	一九二五年	一九三三年
一	米國	二二二	九五〇	一、五五九
二	加奈陀	七	六〇七	一、一八九
三	英國	一五五	四九〇	五九四
四	濠洲	—	四九六	五二二
五	瑞典	六五	三五〇	三九二
六	瑞西	八〇	二一九	三七四
七	諾威	二六	二三八	三一三

八	丁抹	五〇	二三〇	二九五
九	和蘭	九四	二一七	二七二
一〇	日本	三	六四	一四二
一一	獨逸	五九	四九	一三三
一二	芬蘭	三二	六一	一二五
一三	佛蘭西	三六	四四	九三
一四	伊太利	一〇	二二	七七
一五	ブルガリア	五	六	六六
一六	西班牙	二	一〇	二四
一七	ルーマニア	一〇	三	四

右表に依れば、總契約高に於いて世界の完全なる獨立國中第三位を占むる我國も、人口一人當り平均額では遙かに落ちて、十位を保つてゐるに過ぎない。之は我國に於ける生命保險の普及率が、未だ完全なる域に達してゐないことを物語ることで、せめて一人當り三百圓以上位の平均額は、獲得して置くべきと思ふ。

近時經濟界の世界的不況の爲め、生命保險事業界も多大の影響を受けて、新契約の漸減、失效解約又は證券貸付の激增、一般金利の低下に基く資金運用上の困難等、幾多の悲觀的材料が何れの國にも山積してゐるやうである。殊に保險王國北米一帶の地方では、此處數年來總契約高の漸減の兆をさへ示し、將に保險界の非常時を思はしむるものがある。幸に我國では毎年の契約高は今尙ほ急速に增加する許りで、特に我が簡易保險事業の如きは、其の進展振りの鮮やかなこと、眞に世界無比とされてゐる。これ固より業界の第一線に立つ人々の尊き努力の賜物であることは勿論であるが、他面に我國が、生命保險的に見てまだ少しも行詰つてゐないことを如實に物語つてゐるのである。

生命保險の沿革、餘り長くなつても面白くないからこれ位で打切つて置かう。

雜錄

簡易保險の組織と慣行（二）

第二章　保險料の徴收

集金人の定義は前に述べたので、玆ではその地位に關する條文に言及しよう。第三十三條(一)は集金組合又は簡易保險會社の集金人に就て、集金人は經營委員會又は重役會のメンバーたる事若くは特定區域内に於ける監督集金人の地位を除くの外、組合又は會社の他の職務に從事する事を得ずと規定してゐる。同じく(二)には、集金人又は監督官は組合又は會社の如何なる會合にも出席する事を得ざる旨規定してゐる。

代理人又は集金人の第一の任務は受持の保險料を集金する事である。一定時に於ける有效契約の週拂保險料額の合計（月拂保險の一週間分に相當する金額も含めて）を普通に「デビット」高と云つてゐる。この語は代理人が毎週現金報告書を作成するに當つて集金すべき保險料高を(貸方とは反對に)借方として記帳する事に起つてゐるのである。

多數契約者は、保險料の拂込は集金人何某の俱樂部にするものだとて、之により親しみを感じ、加入會社の名稱には餘り關心を持つてゐない事を述べるのは、代理人の契約者に對する地位を物語るものとして興味もあり得る所もあらう。代理人が相當永い間デイストリクトに居つた場合、當然彼等は受持の契約者と親密な間柄となり、その結果保險料取立てに好都合な時間を心得てゐる。契約者は自分の契約に關する凡ゆる問

題を代理人に尋ねるので、簡易保險の代理店事務に最適なタイプの人間を選定する事の如何に重要であるかが判る。

保險料領收帳　代理人は、普通保險及び一般事務に使用されてゐる箇別領收證を與へる代りに、保險料領收帳と呼ぶ帳簿に單に受領額を記入するのである。この帳簿に就ては、一九二三年法第四十五條(一)に次の如く定義されてゐる——

「保險料領收帳トハ保險契約者ノ所持スル帳簿若ハ他ノ文書ニシテ保險料領收ノ旨ヲ記載スルモノヲ謂フ」

保險料領收帳は通常五ヶ年又は六ヶ年繼續使用し得る樣になつてゐる。

帳簿の第一頁には殆ど例外無く證券に關する詳細記事を揭げ、以下當該契約の拂込保險料額を示すのである。次頁に示すものは領收帳第一頁の見本である——之に就ては殊更說明を必要とせぬが、全會社が是程詳細な記入をしてゐるとは限らない。例へば、契約者氏名の如きは絕對的に必要であるとは考へられぬ、特に會社の規定に依つて契約者毎に帳簿を交付する場合に於て然りである。さう云つた場合を除いては勿論之を記載する事が望ましい。必要記載事項は勿論——

證券番號、集金組合の場合には組合員氏名
被保險者氏名
週拂保險料

等である。尙ほ、この外に契約者を認知すべき概要記事がある。之は實際上、代理人にとつても亦有用である。保險金請求又は失效の場合に自己の帳簿から誤れる契約を抹消すると云ふ危險を之に依つて防ぎ得る

—保險—

(週拂保險料領收帳第一頁)

證券番號	被保險者氏名	契約者氏名	加入月日	本回誕生日年齡	Table	週拂保險料	保險金額
						志 片	
1,000,000	*Tane Smith*	*John Smith*	*6/1/30*	*40*	*00*	—	*6*	£ *32*

FOR WEEKLY PREMIUM BUSINESS ONLY

—保險—

集金帳照合番號.....

(週拂保險料領收帳領收欄)

1933	拂込額 志	拂込額 片	延滯額	受領者	1933	拂込額 志	拂込額 片	延滯額	受領者
1月 2		*6*	—	*J.J.*	7月 3				
〃 9		*3*	*3*	*J.J.*	〃 10				
〃 16		—	*9*	*J.J.*	〃 17				
〃 23	*1*	—	*3*	*J.J.*	〃 24				
〃 30		*9*	—	*J.J.*	〃 31				
2月 6		—	*6*	*J.J.*	8月 7				
〃 13		—	*11*	*J.J.*	〃 14				
〃 20		—	*116*	*J.J.*	〃 21				
〃 27		*6*	*116*	*J.J.*	〃 28				
3月 6		*6*	*116*	*J.J.*	9月 4				
〃 13	*1*	*6*	*6*	*J.J.*	〃 11				
〃 20	*1*	—	—	*J.J.*	〃 18				
〃 27		*6*	—	*J.J.*	〃 25				
4月 3					10月 2				
〃 10					〃 9				
〃 17					〃 16				
〃 24					〃 23				
5月 1					〃 30				
〃 8					11月 6				
〃 15					〃 13				
〃 22					〃 20				
〃 29					〃 27				
6月 5					12月 4				
〃 12					〃 11				
〃 19					〃 18				
〃 26					〃 25				

からである。

保險料受領欄は前に示す如きものである。その月日は一九三三年中の月曜日を表はしてゐる。これは簡易保險に在つては保險料拂込日を月曜日とするのが一般的慣習となつてゐる(月拂保險も同樣である)事實に由來するのである。併し乍ら、何も之に限つてゐる譯でなく、更新日を土曜日とする會社も決して尠くない。

別に延滯保險料を表示する欄を設けてゐるが、保險料拂込の不規則なのに鑑みる時極めて必要である。事實、該欄は僅かな而も增減絶へなき延滯保險料が時により數ケ月乃至數ケ年滯ること有るべきを防ぎ、從つて代理人は大助かりの譯である。

會社に依り契約者に領收帳を交付するに當つて申譯的の料金(普通一片)を徵するものがある。元來、領收帳は亡失又は紛失し易いものであるから、契約者が一層注意して保存する樣に斯くは料金を課するのである。とは言へ、普通無料で交付されてゐる。

保險料月掛の契約に對しては別に「月拂保險料」と頭書せる領收帳を發行する。尤も會社に依つて週拂のそれと同一形式のものを使用する所もある(現今の簡易保險に在つて「月拂」とは「四週目拂」の謂と解すべきである、但し過去に於て若干會社は曆月を基準とせる證券を發行した事がある)。

保險料月拂や週拂の契約に對しては勿論の事、各契約者に對しても夫々別箇の保險料領收帳を發行する事は大いに望ましい事である。併し乍ら若干會社は慣習として夫婦を同一契約者として取扱つてゐる。理論上から云へば各契約別に領收帳を發行するのが理想ではあるが、帳簿の增加は單に代理人のみならず契約者も嫌ふところであり、加之、事務の複雜化は必然的に誤

謬の發生を多からしむるものである。

玆に記憶すべき事は、斯樣な誤謬乃至疑點は會社側の不利に解釋される傾向があると云ふ事である。別に保險料領收帳に關して起る事あるべき紛爭を極力防止せんがために次の如き規則がある——

(イ) 新契約の拂込保險料は延滯保險料の有る現領收帳には之を記入せざる事、之は要するに延滯保險料は、同一帳簿記載の各契約の保險料高に比例して割當てねばならず、從つてその結果新契約も直ちに延滯保險料を生む事となるからである。併し乍ら延滯保險料の無い場合には勿論異論の餘地はなく、舊帳簿を使用する事は各契約者の所持する領收帳の冊數を制限する意味に於て好ましいのである。

(ロ) 一冊の領收帳が數契約に關係し、而してそのうち一契約が(死亡、滿期又は解約に依り)消滅した場合、該領收帳に延滯保險料が有る時は消滅當日を以て該帳簿を廢棄し、改めて延滯保險料を各契約に按分した新領收帳を發行する事が最も安全である。併し必ずしも之に固執する必要はなく、該當契約を「詳細」欄より削除し、削除の月日及び原因を明示し、受領欄に於ける延滯保險料を改定するならば舊帳簿を使用して何等支障を認めない、從つて延滯保險料の無い場合には新領收帳の必要は一層なくなり、單に「詳細」欄を訂正する丈で充分なのである。

以上述べ來つた事に依り、保險料領收帳が非常に重要な書類であり、事實その點だけに付て言へば證券と何等選ぶ所がなく、更に簡易保險に在つては凡ての請

一保險一般

求の基礎となるものであると云つても誇張ではあるまい。何等かの紛爭が起つたとして、證券が無くとも保險料領收帳を提出し得る契約者は、證券を所持するも領收帳を所持せざる者よりも通常有利な立場に置かれるのである。

集金帳　一九二三年法第四十五條(一)に依れば集金帳を次の如く定義してゐる——

「集金帳トハ集金人ノ所持スル帳簿若ハ文書ニシテ保險料領收ノ旨ヲ記入スルモノヲ謂フ」

本法に依れば、集金帳と保險料領收帳との主たる相異點は、前者は集金人の所持するものであり、後者は契約者の所持するものである事が判る。

實際には集金帳は一層詳細な內容を盛つた且つ會社の制度が要求する形式に姿を變へた謂はゞ擴大された領收帳とも云ふべきものであつて、時に代理人が集金の際携行する事がある。挿入圖は集金帳の見本であり、新契約に對する用意は固より保險料週拂若くは月拂の契約に使用し得る樣に出來てゐる。

圖は殆ど說明の要を認めぬ。只、之は最初の四拾週間(又は十ケ月)の保險料に對し、代理人に特別手數料を支給してゐる會社の使用してゐるものである事を斷れば充分である。此の會社では新契約を最初の四拾週間は之を別欄に記入する事と言つた要求はせず、只、該契約の拂込保險料は四拾週(又は十ケ月)の間は全部赤インキを以て記入し、その後は黑インキを使用すべき事を要求してゐる。赤インキ保險料と黑インキのそれとを各頁の脚部にある別々のトータルに記入する事に依つて新契約の保險料は容易に更新保險料と區別する事が出來るのである。

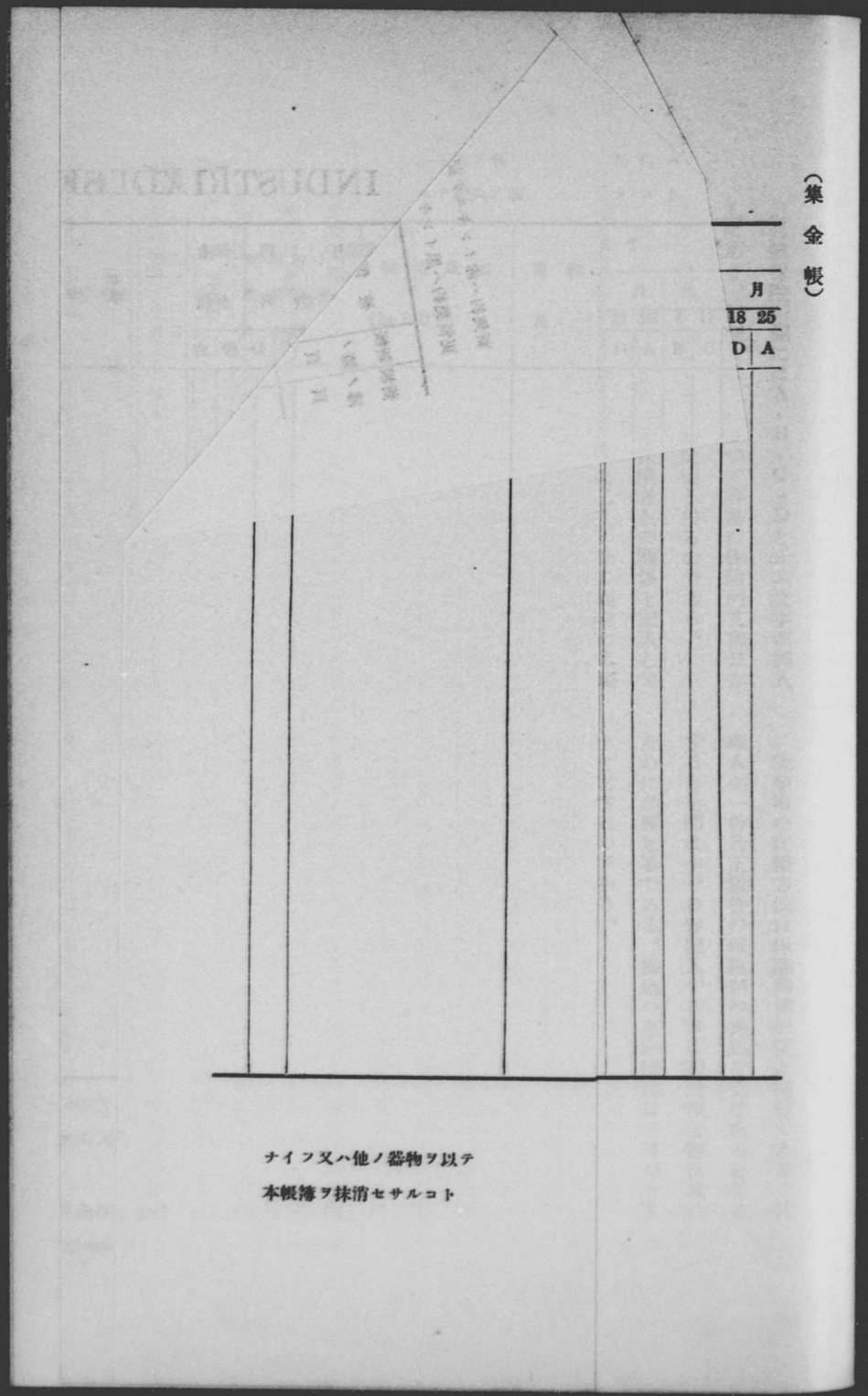

新契約ハ赤インキニテ記入ノ事
更新契約ハ黒インキニテ記入ノ事

INDUSTRIAL SECTION

一領収帳記載ノ契約ハ全部ヲ以テ一團フコト

（集金帳）

舊帳簿ノ頁	新帳簿ノ頁	被保險者氏名 (in full)	契約者ノ氏名及住所	年齢	週拂保險料	月拂保險料 A	B	C	D	保險金額 磅	志		證券番號	加入月日	Table	契約者ト被保險者トノ關係	舊帳ヨリ繰越集金額	1933 七月 3	10	17	24	31	八月 7	14	21	28	九月 4	11	18	25
																		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A

ナイフ又ハ他ノ器物ヲ以テ本帳簿ヲ抹消セサルコト

更新保險料トハ最初ノ 40 週（又ハ 10 箇月）經過後集金セルモノニシテ黒インキニテ記入ノ事

新契約 更新 計

新保險料トハ最初ノ 40 週（又ハ 10 箇月）分ヲ集金セルモノニシテ赤インキニテ記入ノ事

月拂保險料欄にはA・B・C・Dと云ふ文字が挿入してあり、代理人は之に依つて容易に保險料支拂日が第何月曜日に應當するかを決定し得るのである。

此の會社は又契約者と被保險者との關係を記入して居り、代理人はこれに依り一九二九年法の規定に牴觸するや否やを知り、又同名異人の様な混亂を防ぎ得るのである。抹消に關する注意は非常に重要である、何故と云ふに、一九二三年法第四十條は集金帳を改竄するの目的を以て爲す抹消に對しては重い刑罰を課してゐるからである。從つて、集金帳記入事項に關して紛爭の起つた場合、抹消が帳簿を無價値ならしむる事證據物件と變りなく、更に疑點を惹起する素因となるものである。此の事は保險料領收帳に關しても同樣である。全て訂正の場合は之を示し、イニシアルを以て記名しその月日を表示すべきものである。

集金帳の記帳方法は保險料領收帳と同樣である。代理人が一件乃至數件の保險料の拂込を受けたると受けざるとを問はずその旨記入する事は週計報告書作成のために必要な事である。拂込のない時には×等のマークを附するのである。

新集金帳作成の際には（と云ふのは、會社が一ケ年使用の帳簿を發行するか二ケ年使用の帳簿を發行するかに依つて當然一年乃至二年毎にその必要が起つて來るのである）既契約を詳細に記入すべきであり、同時に舊帳簿の整理番號も新帳簿に記載すべきである。之は必要に應じ數ケ年に亘る調査を可能ならしむるものである。見本には日附があるが、これは必ずしも全會社の慣習でなく、場合に依つては該欄を空欄にして何時からでも使用し得る様に記入するものである。

契約が理由の如何を問はず消滅した場合には、之を

一保險一

集金帳より削除し、消滅月日並に原因を記入するのである。

代理人に對し手數料を採る會社に在つては、計算の都合上コンミション率の異なれる契約は各々別々に記入すべきである。

集金帳に記入すべき事項は金額、月日とも領收帳のそれと同一——即ち一領收帳に對し一項——でなければならぬ、之即ち「ブロック・エントリ」と呼ばるゝものである。一領收帳に記載された全契約は集金帳に於ては之を括弧で括ふのである。從つて領收帳に記入された拂込額は集金帳に在つては括弧で括られた全契約に對應するものである。何が故に斯樣にする必要があるかと云ふに、前にも述べた如く、保險料領收帳に記入される拂込額はその關係契約全部に按分的に（即ち保險料に對して）アプライするものであり、同樣に延滯保險料も按分さるべきものであると云ふ事實に由るのである。

代理人が每週受取る金額には集金出來る貨幣に分割出來ぬ場合（即ち、保險料の合計が一志なるとき十一片を受取るが如き）が屢々起るのである。併し乍ら、殊更之を分割せんとするが如き必要は全くないのであつて、斯くする事は多大の不必要な且つ複雜極る計算以外の何物でもないのである。ブロック簿記法を强制せぬ場合には、經驗淺き代理人は拂込まれた保險料を全然自分の獨斷で集金帳に分割記入するであらう。契約者は今週は一件だけ拂ひませうなどといふものである。その場合代理人は領收帳には正式に記入して置き乍ら集金帳には知らす當該一件に對する拂込として記入して了ふものである。之は全く無駄な事である、と云ふのは該記入金額は領收帳に在つては他の契約をもカヴーするものである關係上、當然集金帳に於ても自動的に按分さるべきであるからである。

代理人は絕へず最近の住所を集金帳に記載して置くべきである、と云ふのは之が會社の有する唯一の記錄であり、さもないと代理人が死亡したり、辭職したりした場合に會社は非常に不便を感ずるであらう。又契約者又は被保險者氏名の變更（通例結婚に因り）をノートし、證券を裏書するに必要な手續を取り得る樣に會社に報告すべきである。

ラウンド・ブック　大多數會社の代理人は、餘り集金帳が大き過ぎる時は之を携帶せず、ラウンド・ブックと呼ぶより小型の帳簿を使用する。此の帳簿は大抵の場合會社が支給し、餘り詳細な點は記載がなく、各拂込を照合するに足る程度に止め、普通「道順 walking order」即ち代理人が訪問する順序を追ふて記載されてゐる。故に、歸宅後はこのラウンド・ブックより集金帳に書き移す必要がある。

ブロック・システム　約二十五年前迄は代理人は集金すべき又は募集すべき纏つた一定せる區域を與へられすに單にデイストリクト・マネデアーに任命され彼の配下に置かれるのが一般の慣習であつた。從つて代理人をして出來るだけ多くの申込を取らせ、帳簿に記載されてゐる全契約を規則正しく訪問させると云ふのがデイストリクト・マネデアーの仕事の全部であつた。この結果、代理人は場所を選ばす契約の獲得を爲す樣になり、遂には同じ會社の二人否三人の代理人が同一都市の同一町內又は隣接町內にあつて別々の家を訪問してゐると云ふ事は敢へて珍らしい事ではなかつ

た。

是では代理人は一定區域内のデビットを集金するに當つて必要以上の時間を空費しつゝある事となり、明かに本制度は不經濟であつた。

爰に於てブロック・システムと呼ぶ新制度が施行されたのである。本制度下に在つては、代理人は一定區域内に於ける區劃の集金デビットを與へられ、彼のなす集金や募集事務は該區内に嚴重に限定されてゐる。本制度を始めて實施するには、各デイストリクトに於ける代理人間のデビットを大々的に編成替をする必要が起り、多少の反對すら出るものである。殊にコミション制及び「ブック・インタレスト」制に依る會社に在つて代理人が割の良い仕事を同一高の他のデビットと交換するのを肯ぜぬ場合に然りである。給料制の會社に在つては之程の困難はなく、それのみか會社の享ける利益は遙かに大きいのである。若し代理人が固定給を受け、從つて帳簿に對しては何等の利害關係が無い場合には、彼は集金時間を節約し得る制度を歡迎するであらうし、會社としても代理人がより短時間により多きデビットを集金し得るであらうからその享ける利益は一層大とならう。之を要するに、會社が大であればそれ丈この制度から享ける利益が大きいのである。

給料制採用の全ての大會社は出來得る限りデビットをブロック式に改めたが、手數料制會社の多くは本制度の採用を完了してはゐないが、從前の如き重復は大いに改善を見たのである。前述の通り、後者に屬する會社にとつては本制度より享くる利益がそれ程明白でなく、從つて代理人からの反對が遙かに大きいのである。尤も或る一會社は代理人協定に依り、讓渡人の賠償を條件として甲代理人より乙代理人へと事務を移讓するの權限を持つてゐる事は事實である。(以下次號)

家庭政策と私營生命保險

社會保險は家族保護の機會を提供するものであること、從つて之れは家庭政策上重要な、意義を有するものであることは前篇に於て述べた通りである。

さりながら死亡、老齡、災害、疾病などの際に於ける家族保護の必要は最初の社會保險法の制定されたずつと以前に私營保險といふ一つの制度を生み出したことは吾等の看過してならない所である。現今私營保險事業は各國とも隆昌を極めてゐるが契約者が無慮何千億に上る生保契約を自から進んで締結するに至つた原因は家長早逝の場合に於ける遺族の保護を念としたに在るのであつて此の事實は家庭政策を口にする社會政策論者は忘れてはならないものである。

尤も私營保險業者其人は社會政策的動機卽ち家庭政策的動機から事業を營んでゐるのではない。保險事業は彼にとつて一種の商賣である、而して事業上相當の成績を擧げかくして契約者にとりても亦有益な制度たらしめんとせば當然そうあらねばならないのである。社會保險に在りては主として必要量に基いて給付額を査定し收支の均衡は大きく團體的に之を保たしめんとする原則の行はるゝに反して私營保險に在つては掛金額に應じて給付額を決定する主義が採用されてゐるこれは私營保險の營利經濟的本質の現はれでなければならない。

然らば私營保險に在つては家庭に對する考慮が絶對に許されないか。否、家庭と私營保險とが利害を一にする場合、之を例へば家庭をもつ被保險者が獨身被保

—保　險—

險者よりも優秀危險と見做される場合には家庭に對する考慮が可能である。統計の示す所に依れば已婚者は未婚者に較べて死亡率が低く平均壽命が長い。

之を例へば已婚の被保險者が未婚の被保險者に比し死亡率及平均命數俱に良好であるとしたら生命保險は已婚者に對する料率を適當に引下げることによつて實際的家庭政策を實行すべき好箇の機會に惠まれてゐるではないか。

現在の所生命保險が家庭に對して拂つてゐる考慮の二三を例示して見れば其の一は能ふ限り家庭的需用を充足せんとの趣旨から家長の死後に於ける遺族の保護を目的とする遺族保險及子女の養育を目的とする小兒保險、婚資保險、學費保險、徵兵保險等の賣出、其の二は低廉な割增保險料を拂込ましむる對價として親の疾病保險保護の子女に對する擴充、其の三は所謂家族

證券である。保險會社が單に現金給付を以て能事了はれりとせず進んで獨逸社會保險及若干內外國會社（紐育メトロポリタン社、日本簡易保險局）の範に倣ひて豫防的保健施設を開始し契約者は申すまでもなく其の家族にも之を利用せしめることにすれば家庭生活者優遇の一助ともならう。

諸國に於ける任意的私營保險の構成を保險種類別に突込んで檢討すれば寡婦及遺族保險を結合せる强制廢疾及養老保險制度を缺く國に在つては私營保險が實に簡易保險の形式に於て强制的社會保險の職能を果しつゝあるを知る。然るに社會保險制度現に存して家族に保護を與へ家庭政策の一端を實施しつゝある國に在つても亦私營生命保險就中簡易保險は大きな發展を遂げて或は社會保險の足らざる所を補ひ或は强制加入義務なき階級に對して社會保險的役目を果してゐるのであ

—保　險—

る。

是の故に苟くも家庭政策を口にする程の者は私營生命保險が家庭政策上之に期待せらるゝ職能を果して發揮しつゝありや、若しそれが肯定せられるならば其の程度如何といふことを一考すべき目的の義務がある。普通保險及年金保險のことは姑く措いて他日の研究に讓りこゝでは專ら制度上並に本質上吾等の目的のために最も重要視すべき簡易保險の檢討にとゞめたい。

簡易保險の解釋は國によりて異なり（英國、紐育州カナダなどでは法律で之を定義付けてゐるが他の大抵の國では慣行に委せてある）一定不動の定義を下すことは至難であるが要するにそれは等價の原則を基調とする保險會社との間に締結される資金契約と解してよからう。確定的に定義することは難かしいが其の重要な共通的特徵を示すことは難事ではない。マーネスに依れば簡易保險は左の特質の全部又は大部分を具備するといはれる。

一　契約上、法規上又は慣行上保險金に最高制限がある。

二　普通保險に較べて保險料の拂込回數が多い、大戰前には殆ど各國とも週拂が原則であつたが戰後の歐洲では（最近北米合衆國でも）月拂が流行して來た。

三　原則として診査を省略し其の代りに通常二ケ年の削減期間を設けてある。

四　保險料は通常代理人をして諸種の集金組織により之を取立てしめる（郵便局の利用「日本」、印紙の貼用、外野組織には手數料主義のものと所謂ブロツク・システムとがある）。

簡易保險に於ける保險種類は普通保險の夫れと大差

一保　險一

がない。保險種類の關する限り簡易保險は漸次普通保險に同化せんとする傾向ある一事は特筆に値する。

歐洲大戰後若干保險會社は簡易保險制度を完成して其の吸引力を高め同時に薄資者階級の利便を圖らんとする眞摯な努力を見せて來た。今其の成果の一端を擧ぐれば(一)災害死の場合に於ける保險金倍額拂(二)繼續的且全部的所得能力喪失の場合に將來の保險料拂込を免除し且場合によつては保險金の支拂をも約する或る國の補足癈疾保險(三)兩親の保險と小兒の保險を結合せる所謂家族保險(四)約款の一般的寬大化就中保險料不拂に因る契約失效及失效契約の復活に關する讓歩(五)北米合衆國及最近では歐洲諸國に於て一團の人を一箇の證券により診査を省略し且低廉な保險料にて保險するために開始せられたる普通及簡易保險の特殊形態即ち團體保險と指稱せられるものなどである。

簡易保險制度を社會的及經濟的進歩に順應せしめて其の完璧を期せんとする當業者の凡ゆる努力に拘らず當該保險に對する昔からの經濟的及社會政策的論難は今日と雖も尙ほ依然として存し或は批判的意見として或は改革的意見として時々公表せられ且屢次立法府の調査を煩はしつゝあることは吾等の大に遺憾とする所である。

簡易保險制度に對する非難の第一は其の高事業費率である。國によりては保險料收入の殆ど半額を食つてゐる。マーネスに依れば獨逸では平均して保險料收入の約三〇%、英國會社では四二%、米國では更に高く場合により五〇%以上にも及ぶものがあるといはれてゐる。これは斯業の特異點就中保險料の低額及集金制度に原因するものではあるが元來簡易保險は主として勞働者及小商工業者を對照とするものであるのに彼等

一保　險一

にとつては保險料の拂込は可なりの重い負擔となるものであるから吾等は如何にしても其の高事業費の可及的引下を所望せざるを得ないのである、特に吾等は高事業費が斯業に對する最も重大な批難即ち失效解約の頻發と並び存するを見て其の感を深うする。實際當業者側も事業費引下のため凡ゆる努力を傾倒してゐるのであつて其の成果も大に見るべきものがある。

第二の非難は簡易保險の實行形態は一般國民の保險需要を充足せしむるに足らず、就中家庭政策の要求を滿足せしめないといふことである。家庭政策の見地からすれば勞働者及小商工業者にとりて最も有利な保險種類は有期拂込終身保險、長期養老保險、若は所得能力喪失に際して將來の保險料拂込を免除し又場合によりては保險金を支拂ひ又は之に代るべき年金支給を開始する養老保險と癈疾保險との結合保險である。然るに戰前は短期養老保險が壓倒的多數を占め、戰後は其の勢が特に助長された觀がある。國によりては養老保險が新契約全體の七五%を占めるものすらあるが、元と此の保險種類並に之に近似する貯蓄保險は就中それが通常見られるように十年乃至二十五年といふが如き短期のものであれば終身保險に比べて遙かに高價であるばかりでなく滿期日まで生存する契約者大衆にとりては一種の貯蓄たるに過ぎない。所が事業費が高率であり失效解約が多數に上る結果として滿期日に於ける蓄積額は通常の貯蓄手段の夫れに遠く及ばないのである。是の故に家庭保護の觀點からすれば是等の短期養老保險に代ふるに長期養老又は有期拂込終身保險を以てすることが望ましい。

第三に女子を被保險者とする簡易保險には姙娠の場合に於ける特別給付を附加し以て簡易保險をして直接

に家庭政策に役立たしむべしとの意見が諸方面に唱へられてゐる。尤も其の數理的基礎並に給付條件の愼重に考慮せられねばならないことは言を俟たぬ。

第四は高失效率といふ極めて重大な非難である。諸國の實例として新契約高の三分の一强が最初の三保險年度內に失效する。失效契約の已拂保險料は薄資者が粒々辛苦の結晶を割愛したものに外ならないから反對論者が擧つて此の點に攻擊を向けるのもまことに無理からぬ所である。簡易保險の本旨を少からず減却せしめる此の憂ふべき事實の原因として契約締結の際に於ける契約者の淺慮といふことが擧げられてゐるが實際上は不案內な契約申込人が其の正當の拂込能力を超過する高額契約を押付けられて了ふ場合が甚だ多いのである。尙ほ第二の原因として薄資者階級の經濟的地位の不安定といふことがある。稼主の長期失業又は罹病若は家族の罹病のために失效の已むなきに至る場合が少くない。更に財界不況は旣に永年かけ續けて來た契約の大量的失效を招致することになる。

幸にして諸般の失效對策は着々效果を收め若干の國に於ける大會社の失效率は大幅の引下を見せてゐる。失業保險制度の存する國では失業手當支給期間中は簡易保險保險料の拂込に際して又は失效契約の復活に際して能ふ限り便宜を圖つてやらなければならぬ、疾病手當支給期間中も亦同樣である。

さりながらハグストローム氏の主張するが如く一方に於ては國民大衆の需要にぴつたりと合つた廉價に而かも堅實なる保險他方に於ては經濟的不安定に由來する失效の必然性及低額保險料の集金に原因する保險原價の騰貴——此の二つを適當に調和せしむることは必ずしも容易の業ではない。

左に吾等の結論を列擧する。これに就ては簡易保險關係の學者及實際家の裡に多數の共鳴者を發見するのである。

(一) 簡保事業も一種の商賣であるには相違ないが其の經營上もつと社會政策的要素を加味し營利的方針をもつと制限しなければならぬ。かくして今日に於けるよりも一層適切に家庭政策實行の一助たらしむるを要する。

(二) 失效解約は凡ゆる手段に訴へて——之を例へば失業又は罹病の場合に於ける保險料拂込に際し能ふ限り便宜を與へること——これが防止に努むべきである。

(三) 社會政策的見地よりすれば簡易保險は須らく家庭保護本位の形態に復歸するか又は之を本旨とする新形態を創案すべきである。換言すれば貯蓄保險料よりも危險保險料を主とする保險種類を選ぶを可とする。加ふるに癈疾の場合に於ける特別給付及若し數理的に可能であるならば女子被保險者に對して姙娠手當を附加することにすればやゝ理想に近いものがある。

(四) 營利の目的を主として簡保事業を營んではならないといふ原則は當然に純益は其の大部分を所謂大保險に於けると同樣の原則卽ち、公正の原則の下に之を契約者に配當すべきであるとの結論を誘導する。

(五) 貧しき者のための保險、其の保險の事業費か富める者のための保險に比べて著しく高率であつて見れば極力これが引下を策することの絕對的に必要なるは多辯を須ひぬ。其の一法として之を例へば保險料の週拂を月拂に變更することがある。

(六) 簡易保險は宜しく米國及歐洲に於ける先覺大會社の實例に倣ひ大々的に國民諸病の撲滅戰及保險衛生思想の普及宣傳に乘出すべきである。

(七) 日本の簡易保險局を範として積立金を能ふ限り社會政策事業及保健衛生事業に放資することを勸奬する。之を例へば住宅、病院、サナトリアム、浴場、上下水道、運河などの類である。

前記の改善案は國によりては會社が自發的に或る程度に於て既に之を實行してゐる。之を要するに社會政策論者は私營保險が簡易保險の形態に於て社會的及經濟的弱者たる國民大衆のために家庭政策遂行の要具を提供してゐる嚴然たる事實を看過してはならないが、其の制度たるや識者の判斷に依れば尙ほ諸種の方面に於て是正と改善の餘地を存するものと見做されてゐるのである。（エミル・シエーンバウム博士著「家庭政策と公私保險」の一節）

經濟恐慌の深度を測る

——生命保險會社に及した影響——

世界的不景氣の影響として遂に破產倒產した銀行、會社等は數知れない程多數に上つてゐる。それらに就ては前にも屢々報道した通りであるが、就中米國生命保險會社がその影響下に如何なる倒產率を示したかを、最近の數字に就て示せば次の通りである——

會社名	買收會社名	現在契約高	資産	保險積立金	調査年度（十二月三十一日）	留保財産	留保財産ニ對スル利率
アメリカン（コロラド州）	整理中	一四、四九六・九八六弗	二、七二四・五四五弗	二、二〇八・七二七弗	一九二四	%	%
シカゴ・ナショナル	パセフイツク・ステーツ	三〇、一四四・九四八	二、〇四八・一七五	一、四九七・一三四	一九三一	一〇〇	五・〇
コンチネンタル（ミゾリー州）	整理中	一〇一、八五三・四四二	一七、四二〇・二六二	一四、四八〇・七七八	一九三二	—	—
コスモポリタン（イリノイズ州）	整理中	六、二五四・八六四	一〇七・五二八	四七・六四五	一九三二	—	—
デトロイト・ライフ	整理中	四七、〇八八・九二九	九、三六七・二四五	七、六一五・八九三	一九三三	—	—
エクイタブル・ライフ・アンド・カデュアルチイ（ケンタツキイ州）	—	—	—	—	—	—	—
フエデラル・ユニオン（オハイオ州）	整理中	二九、二五一・八一三	四、三二九・四三〇	三、二七九・九七一	一九三三	—	—
ホーム・ライフ（アーカンサス州）	セントラル・ステーツ	五〇、三〇六・二七八	四、〇八八・六九一	三、四三五・九五四	一九二九	五〇	六・〇
イリノイズ・ライフ	セントラル（アイオア州）	一六〇、〇六一・〇四七	四一、九四八・七六四	二九、七九六・一九七	一九三一	六五	四・五
インデペンデント（テネツシー州）	スタンダード・ライフ（ミスシツピ州）及ミューチュアル・ベネフイット・ヘルスアンド・アクシデント	一九、六七七・五三二	一、八七二・九二四	一、四二六・九〇三	一九三二	一〇〇	六・〇
インター・サウザーン（センタツキイ州）	ケンタツキー・ホーム	二三一、一三二・七四四	三二、二〇一・九一三	一八、〇〇四・二三一	一九三一	六〇	六・〇
リンコルン・リザーブ（アラバマ州）	プロテクチイブ・ライフ	一三、七九〇・四〇二	一、九五三・九九二	一、四四七・一一七	一九三一	一〇〇	四・〇
ミスシツピ・バーレイ（イリノイズ州）	デトロイト・ライフ及アメリカン・ライフ・アンド・アクシデント（ミズリー州）及リバブリツク（テキサス州）	三〇、三七三・九〇六	四、二八九・五八二	三、六六二・五五七	一九三一	—	—
ミズリー・ステート	ゼネラル・アメリカン	九八一、二〇一・八〇二	一五五、二四八・一八二	一二五、六一八・〇二四	一九三三	五〇	五・〇
ナショナル・ベネフイット（コロンビア區）	整理中	三七、七三三・九一六	五、五九九・六七九	四、七四四・九三〇	一九三〇	—	—

ナショナルU・S・A・(イリノイズ州)	ハーキュリーズ	三二八、四五二・二六九	五四、八九八・〇四七	四七、九二四・〇四六	一九三二	五〇	四・五
ノーザーン・ステート(インデアナ州)	リンコルン・ナショナル	五七、〇二五・一九七	八、八二八・九二八	七、七九一・一三二	一九三一	六〇	三・五
オールド・コロニイ(イリノイズ州)	アライアンス	二七、一五六・八三〇	五、九二三・八五九	四、五七七・三四〇	一九三一	一〇〇	三・五
オールド・ウエスト・ライフ・アンド・アニュイチイ(カリフオールニア)	サンセット・ミューチュアル及コンチネンタル・カジュアルチイ	四、二〇三・三〇八	四六八・七八八	一一七・九五一	一九三〇	一〇〇	三・五
アワー・ホーム(コロンビア區)	イリノイズ・バンカーズ	一二、三八六・二七九	一、三〇八・四四四	九五一・六五四	一九三一	一〇〇	四・〇
パセフイック・ステーツ(コロラド州)	オクシデンタル (カリフオルニア)	一六、八三〇・一六四	四、七八八・一六五	三、六八五・九七九	一九三二	一〇〇	四・五
ビオリア(イリノイズ州)	アライアンス	一九〇、三三〇・九九五	二三、九〇三・五八一	一九、五二九・〇七一	一九三二	五〇	四・五
レヂスター(アイオア州)	ガランチイ(アイオア州)	二六、九五三・二三三	六、二七〇・二七〇	五、一八九・九三二	一九三二	五〇	四・〇
ロイヤル・ユニオン(アイオア州)	リンコルン・ナショナル	一五五、五一九・六一三	三七、七二九・五九七	三三、一七五・九八五	一九三二	一〇〇	四・五
セキユリチイ(イリノイズ州)	セントラル・ライフ(イリノイズ州)	六二、二七〇・〇五四	一〇、四五六・九九三	八、九七九・四八〇	一九三一	一〇〇	五・〇
ステート・ライフ(イリノイズ州)	オールド・リパブリック・クレヂット・ライフ(イリノイズ州)	七、五二六・四八五	四八五・二五九	二四六・二八二	一九三二	八〇	四・五
シユアレチイ・ライフ(ミズリー州)	整理中	三、一二二・五四四	二七九・八八三	一四五・八〇四	一九三一	一〇〇	四・五
ユニオン・ナショナル(ウエスト・バージニア州)	リンコルン・ナショナル	二三、六四一・六二九	二、八七六・八八〇	一、九九七・〇八四	一九三一	一〇〇	四・五
ヴイクトリー・ライフ(イリノイズ州)	ヴイクトリー・ミューチュアル	一六、五五〇・六六三	一、二一六・七三〇	八一一・七八八	一九三一	六〇	三・五
合計		二、四七五、一三六、九七二	四七五、二四六	二四六、二八二			

これら經濟恐慌の嵐に抗し得ずして倒産した會社は合計二、四七五、一三六、九七二弗の現在契約高と、四三二、五九五、三五六弗の資産と、それから 三五二、三八八、六一八弗の保險積立金とを擁してゐるのであるが、しかしこれらの數字は可成り割引して考へることが必要である。

何んとなればこれらの數字は多くの場合に於て倒産前十五ケ月以前のものと云つても宜いからである。破産の宣告は年度決算報告書を提出すべき時期を經過してしまつた後に來るもので、破産した會社は遂にその年度の決算報告書を提出し得ないのが常である。またその年の年度決算報告書を提出し得る位なら破産に至らずして濟むのである、故に倒産した會社の數字を求めんとするならば前年度の報告書に依る外はないのである。

△

それからもう一つ此の數字を割引いて考へなければならぬ理由は、これらの會社が倒産に至る直前にはそれに關する種々の揣摩や憶測が行はれんことは當然で、隨つて上記の數字が發表せられた時からすればその數字はグット減少してゐるであらうと思はれるからである。いま上記の數字が發表せられた時から、會社が實際に倒産した時までの資産及保險積立金の減少率を推測すれば先づ大體に於て二五%と見れば宜いであらう。或ひはその減少率はもつと激しいかも知れぬと思はれるのである。

△

いまその減少率を二五%として計算すれば、倒産當時に於けるこれら會社の現在契約高は一、八五六、〇〇〇、〇〇〇弗となる譯である、これに比し一九三一年十

保險

二月三十一日現在に於ける三一三法準會社の現在契約高を示せば一一四、五九六、七二九、七二三弗である。即ちこの數字に基けば、法準會社の有する現在契約高の約一・六二%が契約が倒産の憂目に遇つた譯である。資産に就ても同じ割合を割引いて考へれば、これら會社の保持してゐた資産は合計三二四、〇〇〇、〇〇〇弗となり、これに比し一九三一年十二月三十一日現在の三一三法準會社の資産は二一一、三七〇、八〇〇、〇八七弗で、即ち法準會社の資産總額の約一・五%が破産の憂目に遇つた勘定となる。

また保險積立金に就ても同樣の推定を應用すれば、これら會社の保持してゐた保險積立金は約二六四、〇〇〇、〇〇〇弗と見ることが出來るであらう。これに比し一九三一年十二月三十一日現在に於ける前記法準會社の保險積立金を示せば凡そ一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗である。——しかし乍ら保險積立金の額はこれを以て直ちに被保險者への損失額を示すものと考へることは出來ないのである。なんとならばそこにはまだ留保財産の高が考へなければならぬからである。多くの會社に於ては留保財産は五〇%である、これは少くも破産契約の大部分を占めてゐるミズリー・ステート生命保險會社の場合に當嵌ることである。が平均留保財産は大體六〇%と見て宜いであらう。

これを各州別に分布して見ると次の通りとなる——

イリノイズ州	九社
ミズリー州	三〃
コロラド州	二〃
ケンタツキイ州	二〃
コロンビア區	二〃
アイオア州	二〃
ミシガン州	一社
アーカンサス州	一〃
テネツシー州	一〃
アラバマ州	一〃
インデアナ州	一〃
カリフオルニア州	一〃
オハイオ州	一〃
ヴアデニア州	一〃
ウエスト・ヴアヂニア州	一〃

一九三四年米國殺人統計

——統計家フレデリック・L・ホツフマン博士調査の結果を發表す——

保險

殺人と云へば直ちにギヤングを思ひ、ギヤングと云へば直ちにアメリカを聯想すると云ふ程、大量的殺人ばやりのアメリカに、果してどの位の殺人が現實に行はれてゐるのであるか、統計家として有名なフレデリツク・ホツフマン博士の發表した數字に據つてこれを示せば次の通りである——

年次	調査都市數	人口	殺人數	割合
一九二六	一三	三四、四四一、一七八	三、七三五	一〇・八
一九二七	一二七	三五、五六九、五四三	三、八四二	一〇・五
一九二八	一四一	三八、〇四九、九九一	三、九六六	一〇・四
一九二九	一四七	三八、四六八、七二一	三、九九七	一〇・四
一九三〇	一六四	四〇、六六四、四三四	四、四二九	一〇・九
一九三一	一六四	四一、四二二、二〇三	四、五一三	一〇・九
一九三二	一八〇	四三、〇八四、五〇五	四、四九六	一〇・四
一九三三	一八〇	四四、八二八、四八三	四、五五三	一〇・四
一九三四	一六九	四三、〇七〇、九二〇	四、三八三	一〇・二

尙ホツフマン博士はこの統計の確實性を檢證する爲めに、大體共通した大統計の得らるべき七五都市の場合に就き同樣の統計を調査してゐるが、即ち次の通り

である——

年次	人口	殺人數	割合
一九二四	二八、二三四、二四三	三、〇八一	一〇・九
一九三四	三三、六八五、三一〇	三、一五四	九・四

○

即ち米國に於ては、平均して毎月三五人の生命が慘酷な最後を遂げてゐるので、一年を通じ一二、二七五人の横死者が出てゐるのである。そしてこの割合は上記の統計に就て見ても明かな如く可成と固定した事實となつてゐるのである。

米國の殺人統計は他の諸列强中最大多數に上るもので、今日に於ては老若貴賤有名なるも無名なるも、善良なるも善良ならざるも、都會に於けると僻遠の地に於けると、決して自己の安全感を樂しんでゐる譯には行かないので、云はゞ此の殺人工業(?)は米國民の性格に深く根づいてゐると云つても宜いであらう。

○

これを各都市に就て見ると、一九三四年中に一件の殺人死統計をも示さなかつた都市は合計十三都市で、その合計人口は八五五、〇〇〇人である。

次に最も低率を示してゐる都市は

グランド・ラピッド市	〇・六
ジャーシイ市	〇・六
プロビデンス市	〇・八
ニュー・ベッドフォード市	〇・九
サマービル市	〇・九
ローウエル市	一・〇
リーン市	一・〇
ウオーターベリー市	一・〇
アルトーナ市	一・一
バアークリー市	一・一

これを要約すれば次の通りとなる——

一三都市	〇
一〇一〃	一—九
二五〃	一〇—一九
一三〃	二〇—二九
六〃	三〇—三九
七〃	四〇—四九
三〃	五〇—五九
一〃	六〇以上

最後の一都市は即はヂョーヂア州のメーコン市である。

○

試みに米國の五大都市に就て見ると次の通りである——

	一九三三年		一九三四年	
	死亡數	割合	死亡數	割合
市俄古	五一〇	一四・二	四八七	一三・三
デトロイト	一三〇	七・四	一〇二	五・六
ロス・アンヂェル	一一〇	七・六	九三	六・二
ニュー・ヨーク	五四一	七・四	四五八	六・一
フィラデルフィヤ	一三三	六・七	九七	四・八
合計	一、四二四	—	一、二三七	—

尙紐育衞生局年報に依り、紐育市の殺人統計を示せば次の通りである——

	死亡數	割合
一九二五年	三七二	五・九
一九二六年	三四〇	五・三
一九二七年	三六六	五・六
一九二八年	四〇二	六・〇
一九二九年	四二五	六・二
一九三〇年	四九四	七・一
一九三一年	五八六	八・三
一九三二年	五八〇	八・〇
一九三三年	五四一	七・四

○

玆でちよつと米國第一の會社であるメトロポリタン生命保險會社の殺害死統計を擧げると、一九三三年度中に於ける數字は一〇〇、〇〇〇に對する前年度の六・三から五・九に減少してゐるのを見る。これは會社の簡易保險契約だけに對する數字であるが、全事業を通じて會社の支拂つた金額は一九三四年年度に於て一、三一一、一九二弗である。これに對し十年前の一九二四年度の支拂金額は七七二、五八〇弗であるが、しかしこの割合はその十年間に於て全體の割合に於て一・二%から〇・九%に減少してゐるのである。

○

ホツフマン博士は何故米國にかくの如く殺害死が多數に上るかの理由の一半を犯罪文學の全國的流行に歸してゐる。凡ゆる新聞、雜誌が多かれ少なかれ、犯罪は動機を刺戟するやうなスリリングな實話、小說の類を載せ、また探偵小說の廉價版が本屋の店頭に汎濫してゐると云ふ、かう云ふ流行そのものが所謂ギヤング張りの、また種種々の藥品及兇器を借用した犯罪を誘發する結果となるのであると云つてゐる。これはまた我が國の最近の傾向に就て見ても云ひ得ることとなるのではあるまいか?。

ともあれかゝる統計の出現は、充分これを強調し以て國民の反省に懇ふることが必要であらう。

歐洲大陸と生命保險

スイス生命保險聯盟の報するところに依れば、歐洲大陸に於ける各國別一人當り平均保險金額は大體左の通りである——

第一位	スイス	九三二法
第二位	オランダ	六〇〇法
第三位	ノールウエイ	四六九〃
第四位	デンマーク	四〇四〃
第五位	ドイツ	三二五〃
第六位	フランス	二二二〃
第七位	オーストリヤ	一七七〃
第八位	テエツコスロヴアキヤ	一四四〃
第九位	イタリー	一〇三〃
第十位	スペイン	三五〃
第十一位	ポーランド	二二〃

復興金融會社の貸付

米國復興金融會社は昨年度末までの業績を發表したが、それに據ると、金融、商業及工業團體に對する貸付總額は

金融、商業及工業團體、三、三六五、一三六、七〇七弗で、これが昨年度中の第一位を占めてゐる。その內銀行に對する貸付は一、八一二、七二一、七二〇弗で、即ち右貸付總額の五割四分に當つてゐる。

第二位は鐵道で、保險會社は第七位に當つて居り、その貸付總額は

保險會社……八九、五一七、八六三弗

である。この內同年度內に返還されたものは六四、六八九、〇六〇弗で、隨つて一九三四年度末に於ける貸付現在高は二四、八二八、八〇三弗となる譯である。

生命保險は幾ら支拂つたか?

——一九三四年度米國生保會社支拂高——

生命保險の成績をその契約量の方面から許りせずに「幾ら支拂つたか」と云ふその支拂量の方面から見るこ

とも亦一つの變つた見方であらう。

The National Underwriter 誌は毎年一回「Life Payments」號を發行し、その一ヶ年度に米國（合衆國及加奈陀）の生命保險會社が幾許の支拂を爲し、契約者が幾許の利益を受けつゝあるかを示すのを習慣としてゐるが、これは實際一つの特異な存在としての認識に價するものであらう。

同誌に據れば、一九三四年度中に於ける米國生保會社の契約者及保險金受取人に對する支拂高總額は

合計	三、一〇一、五二五、九三〇弗
（內譯）	
死亡、滿期、年金、癈疾、災害死	一、三八六、二一五、三九四〃
契約者配當及現金解約價格	一、七一五、三一〇、五三六〃

これは前年度に比較すると孰れも多少の減少を示してゐるが、しかしこれが此の程度に固定したと云ふことは、世界的不景氣にも拘らず米國生保會社の經濟的狀態が一つの安定點を得たと云ふことを示すものである。

尙支拂高の減少を來した主なる原因の一つは投資利廻り高の減少に基く契約者利益配當の減少であるが、これは世界的低金利傾向に押流されての止むを得ない現象であらう。

癈疾條項に關する支拂高は九五、三一九、二二二弗でこれは前年度の八九、五二一、〇三四弗に比較すると凡そ六%の增加である。これを更に一九三〇年の五三、五三六、九三四弗に比較すると、過去五ヶ年間に於て癈疾條項に關する支拂高は七八%の增加を示してゐると云ふことが云ひ得るのである。

災害死支拂高は合計二二、八七三、九七一弗であるがこれは前年度の二一、七三三、二〇〇弗に比較すると凡そ五%の增加である。

右のうち三萬弗以上の高額死亡保險金の支拂を受けたものは、五九三名であるが、そのうち

一、〇〇〇、〇〇〇弗以上	四
五〇〇、〇〇〇——一、〇〇〇、〇〇〇	一三
二五〇、〇〇〇——五〇〇、〇〇〇	二三
一〇〇、〇〇〇——二五〇、〇〇〇	一〇〇
三〇、〇〇〇——一〇〇、〇〇〇	四五三

因に最大の死亡保險金の支拂を受けた者は、金融界及工業界の巨頭であり、John D. Rockefeller の甥である Percy A. Rockefeller氏であるが、その金額は三、一二四、七七三弗である。而して Percy Rockefeller 氏がその生命保險の大部分を契約したのは一九二三年であるから、氏が永眠されたのは丁度契約締結後十年目である譯である。

一九三四年度中に一、〇〇〇、〇〇〇弗以上の支拂を行つた都市は一四一市、一〇、〇〇〇、〇〇〇弗以上の支拂を行つた都市は二一市で、その主なるものを擧げれば——

紐育市	一四五、五〇〇、〇〇〇弗
市俄古市	九〇、二六〇、〇〇〇〃
フイラデルフイヤ市	四五、一一〇、〇〇〇〃
ブルツクリン市	三九、四七〇、〇〇〇〃
ピツツバーグ市	三四、四四五、〇〇〇〃

これを各州別に就て見ると——

(一)紐育州	五七一、〇〇〇、〇〇〇弗	
	人口一人當り	四三・八〇弗
(二)ペンシルヴアニア州	二九四、〇〇〇、〇〇〇〃	
	人口一人當り	二九・九〇〃

(三)イリノイズ州　二一三、〇〇〇、〇〇〇〃
人口一人當り　二七・〇五〃
(四)オハイオ州　一九四、〇〇〇、〇〇〇〃
人口一人當り　二八・八〇〃
(五)マサチユセツツ州　一六三、五〇〇、〇〇〇〃
人口一人當り　三七・七〇〃

紐育州に——失業保險實施さる

紐育州に失業保險法が成立した。これはNIRAの樹て前上當然行はれなければならなかつたことと云ふべきであるが、失業保險制度が實際に機能し、失業手當を給與し始めるのは一九三八年一月一日からである。

しかしそれに對する必要な稅金の徵收は一九三六年即ち明年の三月一日から始めるので、雇主はその一ケ年間は支拂給料額の一%に相當する稅金を納入し、次の一ケ年即ち一九三七年は給料額の二%、その後は三%の稅金を納入しなければならないのである。

失業手當は毎週五弗—一五弗までゞ、最高十七週間支拂はれる筈である。

勞働省の管轄である「失業保險部」のデイレクターに任命されたのは Glenn A. Bowers 氏である。——氏はカンサス州ウエリントン市の産で、コロラド大學を卒業し、現にコロラド大學の評議員として、またアメリカン・アカデミイ・オヴ・ポリチカル・サイエンス、アメリカン・アソシエーション・フオアー・レーヴアー・レデスレーション等々のメンバーとして活動してゐる人である。

氏は次の如く語つてゐる——「アメリカは今や失業保險制度の全國的採用の門口に立つてゐると云つて宜い。吾々の目的は紐育州を凡ゆる點に於て他州の模範たらしめんとするところに在る。吾々の遭遇する問題は悉く新な問題であると云つて宜いであらう。制度の運用、殊に取締規則制定の問題に關しては、吾々は雇主及勞働者の直接若くはその組織機關を通じての力を心から希望する」

統計

各國生保業績

左記五ケ年度に於ける直接事業の成績左の如し（單位百萬）。

年次	増加	減少	現在高	純増加	保険料収入	保険料積立金	年金年額
ブルガリア（レワ）							
一九三三	五九五・〇四四	七三四・九九	三、九三三・七七	減　一四一・七五	一八六・九一	一、〇四三・二四	—
一九三二	六八七・〇三五	八五七・二三	四、〇六五・三一	減　一七〇・一九	一九三・九五	九七三・七八	—
一九三一	七二四・三四四	九一七・九二	四、二三五・四〇	減　二〇三・五八	一八八・八二	八八八・三五	—
一九三〇	九四〇・〇三五	八三三・六一	四、四三九・二九	減　一一七・四四四	三三三・一〇	八一〇・〇六	—
一九二九	一、一八六・六六	六七七・一〇	四、三二一・八五	五〇九・五六	二一二・七九	七〇八・七九	—
チエツコ・スロバキア（クローネ）							
一九三三	二、二八七・三五	一四八、六四九・六六	減　二一五・五〇		八二七・二八	四・三一八・六六	三・九二
一九三二	二、三〇三・三四	一四八、八六四・一六	減　一〇四・九五		八三七・〇八	四・三二三・七四	三・九二
一九三一	二、四一三・五五	一四八、九六八・二一	減　一、四四三・四八		八四七・一九	四・三二八・二三	三・九二
一九三〇	一、九八一・四四	一四九、一九二・一二	減　一、四四三・四八		八四七・一九	四・三二八・二三	三・九二
一九二九	一、四八〇・二六	一四九、一七三・五四	？		八六八・三四	四・三四七・四四	三・九二
デンマーク（クローネ）							
一九三三	三〇四・〇〇	二、三一〇・六四	一四九、八九二・三四	減　一〇四・九五	七二一・〇〇	一、九七八・六五	一、一二
一九三二	三二七・九九	二、七六八・九五	一四九、九七〇・一〇	減　七七七・〇八	七四一・二九	一、九七一・一五	一、一二
一九三一	三四四・八五	三、一四四・三五	一四九、一九二・一二	減　一、四四三・四八	七四七・九八	一、九八一・四四	一、一二
一九三〇	三二三・六〇	三、一〇八・三二	一四九、一七三・五四	減　一、四四三・四八	七四七・一九	一、九八一・四四	一、一二
一九二九	三〇四・〇〇	二、三二〇・六四	一四九、八九二・三四	減　一〇四・九五	七二一・〇〇	一、九七八・六五	一、一二
ドイツ（ライヒスマルク）							
一九三三	二、四一四・三九	二、三二二・三三	一五、九二三・一三	減　三二・七四	七四五・九三	二、三五五・一三	三四・三七
一九三二	二、〇八八・四四	二、七三〇・二六	一五、八八七・一七	減　八四七・二二	七六六・八〇	二、二八六・四三	三五・四七
一九三一	二、三九一・三六	二、三〇七・六二	一六、七三四・三八	減　四二八・二三	八三一・三一	二、〇三四・〇五	三五・二七
一九三〇	二、四四九・一四	一、九四一・一三	一六、一六〇・一三	減　二、三二一・八〇	八一八・一三	一、九三七・〇三	二九・二四

一九二九	三、三七三・五七	一、三五二・一〇	一四、〇七四・三五	一、二八八・〇三	七〇八・三五	一、二八七・一三	二一・四三
エストランド（クローネ）							
一九三三	?	?	二一・四六	減 一・一六	一・一〇	二・五二	—
一九三二	?	?	二八・一三	減 一・七二	一・一五	二・二五	—
一九三一	?	?	二九・八三	二・六四	一・二六	一・九二	—
一九三〇	?	?	二七・一九	四・三七	一・二八	一・五三	—
一九二九	?	?	三三・八二	七・〇七	一・〇〇	一・〇四	—
フィンランド（マルク）							
一九三三	一、〇一一・一六	九五〇・一五	九、三〇三・四八	一・二九	二五三・二五	一、五三二・一三	二九・二七
一九三二	九一九・一〇	一、二四二・二八	九、三〇一・一九	減 三〇三・六四	二五五・六九	一、四二一・三九	二五・三七
一九三一	一、一六四・九五	一、二八五・六七	九、六〇三・八三	減 一〇六・八三	二七〇・〇一	一、三〇六・八二	二三・四八
一九三〇	一、九八四・六八	一、〇三三・〇八	九、七一〇・六六	一、二〇七・一四	二七一・〇六	一、一七三・八五	二〇・七〇
一九二九	二、〇八〇・六五	八四〇・八二	八、五〇五・五三	八八八・五三	二五八・六〇	一、〇四〇・一五	一六・二八
フランス（フラン）							
一九三三	九、八五二・八二	?	四八、七八五・四三	三、四〇五・三四	?	六、三六五・一五	二五六・八三
一九三二	九、八二四・〇五	?	四五、三八〇・〇八	三、八四三・〇四	?	七、四七四・九七	二三〇・〇一
一九三一	一〇、三四四・五一	?	四一、五三七・〇四	五、九六〇・三三	?	八、六五九・九七	二三五・三七
一九三〇	九、八二四・六四	?	三五、五七六・七三	六、二四四・二九	一、八一五・二四	九、七八三・一〇	二一〇・三三
一九二九	八、一三〇・一六	?	二九、三三三・四三	五、二九七・三三	一、四八二・一九	一〇、〇一九・二六	一九三・五〇
イギリス（ポンド）							
一九三二	三二二・一三	?	二、七五六・四四	五三・三六	一一九・四八	一、〇三五・六八	九・〇八
一九三一	三一〇・七四	?	二、七〇三・〇八	一〇六・一三	一一六・〇三	九八〇・五二	八・二八
一九三〇	三二二・〇七	?	二、五九六・九六	一三二・四〇	一一五・五三	九四九・五三	七・三八
一九二九	三〇四・三五	?	二、四四四・五六	八五・一一	一二三・六八	九一二・九七	六・三五
イタリア（リラ）							
一九三三	三、二五七・一八	二、九四七・三三	一六、〇四八・三八	三〇九・八四	六五二・三八	四、三九三・〇七	八〇・八一
一九三二	三、二九九・八二	三、二七七・〇七	一五、七三八・五四	一七八・四八	六九四・〇五	四、二九〇・八六	七八・九九
一九三一	三、三〇一・七三	三、一三五・五〇	一五、五六〇・〇六	六五・九三	八九八・〇五	四、一六七・〇四	六三・六三
一九三〇	三、一九八・一七	二、三〇六・五四	一五、四九四・一三	八九一・五七	八二三・二一	三、六七七・二一	四九・一四
一九二九	三、二二六・八〇	二、三〇七・五三	一四、六〇二・五六	?	七六三・九三	三、〇二一・〇九	三三・五〇

ユーゴースラブ（ディナール）

一九三一	一九三〇	一九二九	一九三二	一九三三
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
三、四六二・〇六	三、七八八・二六	三、九六九・三五	三、七三五・〇三	三、三三〇・七一
減	減			
三〇八・一九	二〇一・一〇	二三四・三一	四〇四・八六	四三七・〇三
六二四・八九	五六七・九七	五〇一・三八	四一七・四一	三二一・〇三
一六〇・八一	一七六・二六	一九二・六一	一九一・八九	一六一・四九
一	一	一	一	一

レットランド（ラッツ）

一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
減				
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
〇・八八	一・一三	一・三〇	一・三〇	一・〇三
三・〇三	二・九三	一・九一	一・〇	〇・七三
八八・六〇	八〇・三一	七三・一一	六七・〇	五七・〇
一	一	一	一	一

オランダ（グルデン）

一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
三五八・三〇	三一四・三〇	二八三・二六	四四九・一九	四九四・一九
減				
二八・三〇	二七・三八	二七・八四	三四・八四	三四・八四
三一七・四〇	三一二・七七	三一〇・四二	三八四・〇三	四二八・〇三
二七・三〇	二二・七七	二一・三〇	二七・三〇	二七・三〇
一	一	一	一	一

ノールウエー（クローネ）

一九三一	一九三〇	一九二九	一九三二	一九三三
三五九・四〇	四三四・三〇	三五四・一九	三一〇・〇〇	二九六・〇〇
二八三・二六	二一七・一九	一九三・一二	一六九・六八	一六〇・六〇
一三二・八〇	一三二・三五	一二六・三三	一二三・四八	一一三・六三
一二七・二七	一二五・九三	一二七・九八	一一八・六三	一一六・九三
一	一	一	一	一

オーストリア（シリング）

一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九
?	?	?	?	?
?	?	?	?	?
二〇八・〇〇	四四六・四九	三三二・四六	三三二・三一	四四六・四九
減				
三〇・〇〇	三三・八〇	三四四・六〇	三八・三〇	三五・三〇
一三七・九三	一三二・六七	一三二・九七	一三二・九八	一三二・二七
一	一	一	一	一

ポーランド（ズロッティー）

一九三三	二五六・一三	三三二・六七	七二四・二三	減三六一・九九	三五・六八	一一八・二〇	—
一九三二	三〇七・六三	三九五・七三	一、〇七六・二三	減八六・三八	四三・六三	一三一・四三	—
一九三一	四一五・九五	三五〇・二〇	一、一六二・六〇	六五・六八	四八・三七	一二六・四四	—
一九三〇	五四〇・三八	二四五・七八	一、〇九六・九二	?	三一・七四	九六・三四	—
一九二九	四七四・一〇	一四三・〇三	?	?	?	七〇・一〇	—

ポルトガル（エスクドス）

一九三二	一六五・一四	一四七・〇三	六〇六・六六	一六・一一	二八・〇四	?	—
一九三一	一五四・六七	一五七・〇三	五九〇・五五	—	二七・六七	?	—

ルーマニア（レイ）

一九三三	?	?	八、一三〇・四六	減六三五・六六	四三〇・五七	一、七五一・六九	—
一九三二	?	?	八、七六六・一三	四九・四七	四二〇・五八	一、七五三・九一	—
一九三一	?	?	八、七二六・六五	減一、五三四・一五	四七八・〇八	一、七六六・九〇	—
一九三〇	?	?	一〇、三五一・五〇	減七五七・六一	五五四・四四	一、六八四・七四	—
一九二九	?	?	一一、〇〇九・一一	—	五七三・二七	?	—

スエーデン（クローネ）

一九三三	三八六・三三	二八五・四五	四、四九五・四〇	一〇〇・八七	二〇七・一一	一、五二〇・一〇	七六・六三
一九三二	三九九・二一	二九七・三三	四、三九四・五三	一〇一・七八	一九三・四五	一、四二三・五六	六五・七三
一九三一	四〇六・三〇	二五五・七一	四、二九二・七四	一五〇・五七	一八八・五七	一、三四三・〇八	五四・七〇
一九三〇	四三一・三〇	二三二・六八	四、一四二・一七	一八八・八三	一六六・〇九	一、二六〇・六九	四六・三三
一九二九	四〇六・八七	二三三・七〇	三、九五三・三四	一六四・五九	一五三・四七	一、一七七・三六	四六・〇六

スイス（フラン）

一九三三	三八八・三二	二三七・七〇	三、九三一・七七	一五八・四二	二三四・三一	一、三七七・九五	七九・七三
一九三二	三七六・七八	二三五・五八	三、七七三・三五	一四一・一八	二一一・一五	一、二五九・六六	七四・〇五
一九三一	四〇九・三〇	二〇五・七四	三、六三三・一七	二〇六・二九	二二六・八六	一、一五五・八六	六六・六四
一九三〇	四三八・七四	一九二・七七	三、四二五・八八	二三五・九六	一八六・七〇	一、〇四一・二〇	三四・四〇
一九二九	三九〇・一九	一六九・三四	三、一八九・九二	二三〇・八五	一七二・六五	九四六・二六	二七・一二

スペーイン（ペセタ）

一九三三	四一六・四九	三三七・六九	二、〇七八・二九	六〇・六四	九四・二五	?	—
一九三二	四二九・三五	三五三・三〇	二、〇一七・六五	七〇・六三	八七・八八	?	—

一九三一	五九九・八七	三二四・二二	一、九四七・〇三	？	？						
ハンガリー（ペンゴ）											
一九三二	一七二・一五	二四四・八九	八六、四四〇・〇〇	三九・三五	一二七・九六	減	九〇・一三	減	八、四四〇・〇〇	八家・三四	？
一九三一	二〇六・四九	二五五・二七	八四四・一五	四七・一七	一二家・四二	減	四五・一九	減	二七、九六〇・〇〇	一七、八四九・一五	？
一九三〇	二七〇・〇五	二四九・六一	八八一・三二	四七・三四	一〇〇・六四	減	二七・九六	減	二四、八五二・一四	一六、三三一・四九	？
一九二九	三五六・三四	二七二・三四	八家五・五六	四五・二六	七四四・九九	減	一〇三・三二	減	一四、九四八・一六	一四、九四八・一六	？
アメリカ（ドル）											
一九三三	一二、七八六・八五	一四、三一四・二九	九七、一〇三・一四	三二・七九	一八、〇七六・三二	減	二、一六九・三五	減	九七、九八五・〇四	三、三二一・七九	一八、〇七六・三二
一九三二	一七、三六一・二四	一九、〇一九・七九	一〇八、八八五・五六	三、六二一・一二	一七、八三九・一八	減	八四二・一三	減	一〇八、八八五・五六	三、六二一・一二	一七、八三九・一八
一九三一	一九、〇九〇・七九	一九、二六七・三三	一〇三、一四六・四四	三、三四二・四四	一四、九四八・一六	減	一、四四〇・一三	減	一〇三、一四六・四四	三、三四二・四四	一四、九四八・一六
カナダ（ドル）											
一九三三	五七八・五九	七八五・七三	六、三五〇・一一	二一四・九一	一、〇五〇・九七	減	一三〇・一一	減	六、二四三・三五	二一四・九一	一、〇五〇・九七
一九三二	六三五・二四	七七三・四〇	六、一三五・三〇	二一九・一五	一、〇五〇・九七	減	二三四・〇四	減	六、一三五・三〇	二一九・一五	一、〇五〇・九七

一九三一	七八二・七三	八八四・八八	九九〇・一三	六五四・七〇	一、六八一・一二	減	一〇・七四	減	一、六八一・一二	一、六八一・一二	一、六八一・一二
インド（ルピー）											
一九三二	二七七・四七	二六六・八二	二六六・一二	一、六八一・一二	一、三四四・九八	減	一二四・九八	減	一、六八一・一二	一、六八一・一二	一、六八一・一二
一九三一	二七〇・一一	二四四・二〇	二八六・一二	一、三四四・九八	一、〇一〇・七四	減	三三三・一四	減	一、三四四・九八	一、三四四・九八	一、三四四・九八
一九三〇	二七〇・一一	二四四・二〇	二八六・一二	一、三四四・九八	一、〇一〇・七四	減	三三三・一四	減	一、三四四・九八	一、三四四・九八	一、三四四・九八
一九二九	二七〇・一一	二四四・二〇	二八六・一二	一、三四四・九八	一、〇一〇・七四	減	三三三・一四	減	一、三四四・九八	一、三四四・九八	一、三四四・九八
ニュージーランド（ポンド）											
一九三二	一〇・七七	一〇・九八	七・三八	一四・九八	一三・二〇	減	一・八〇	減	一三・二〇	一三・二〇	一三・二〇
一九三一	一〇・七七	一一・一二	一四・九二	一三・二〇	一二・一〇	減	一・一〇	減	一二・一〇	一二・一〇	一二・一〇
一九三〇	一〇・七七	一一・一二	一四・九二	一三・二〇	一二・一〇	減	一・一〇	減	一二・一〇	一二・一〇	一二・一〇
一九二九	一〇・九八	一一・一二	一四・九二	一三・二〇	一二・一〇	減	一・一〇	減	一二・一〇	一二・一〇	一二・一〇
南亞聯邦（ポンド）											
一九三一	一	一	一	一	一						

—保険—

	一九三〇	—	—	—	—	—
	一九二九	—	—	—	—	—
オーストラリア（ポンド）						
	一九三一	—	—	三五二・六〇	減	一一・六四
	一九三〇	—	—	三六四・二四	二・八八	一四・〇三
	一九二九	—	—	三六一・三六	一九・〇一	一三・六八
メキシコ（ペス）						
	一九三二	九四、一八	九四・九七	三三・四〇	減	〇・八〇
チリー（ペス）						
	一九三三	—	—	九〇三・四七	減	八八・九三

貨幣制度が殆ど全面的に崩壊を來たせる今日、生命保險普及の程度を國際的に比較對照するに足る共通尺度は之を發見するに苦しむ次第であるが、試みに一九三三年の一ケ年度のみに付、諸國に於ける生保現在契約高を銀行の法定比價にて圓價に換算し、且人口一人當平均保險金額を算出して見ると

—保険—

國名	生命保險總保險契約高	人口一人當保險金額	年金總契約高	人口一人當年金額
	單位萬円	單位円	單位萬円	單位円
ブルガリア	三九二・三八	六六	—	—
チェツコ・スロバキア	七三二・四八	四九	四五	〇・〇三
デンマーク	一、〇六八・四七	二九五	二四・九八	六・九
ドイツ	八、七二三・二八	一三二	二七・六五	〇・四
エストランド	一一・五九	一〇	—	—
フインランド	四六五・一二	一二五	一・四六	〇・四
フランス	三、九〇二・八三	九三	二〇・五五	四・九
イギリス	二六、九〇二・八五	五九四	八八・六二	二・〇
イタリア	三、二〇九・六八	七七	一六・一六	〇・四
ユーゴースラブ	一三八・四八	一〇	—	—
レツトランド	？	？	—	—
オランダ	二、二二三・二一	二七二	五三・七二	六・六
ノールウエイ	八八九・四九	三一三	一二・九八	四・六
オーストリア	五五五・五九	八二	？	？
ポーランド	一六四・二七	五	—	—
ポルトガル	五四・六〇	八	—	—

統計

ルーマニア	八一・三〇	四	—	—
スエーデン	二、四二七・五二	三九二	四一・三七	六・七
スイス	一、五三三・三九	三七四	三一・〇九	七・六
スペーイン	八一〇・五三	三四	—	—
ハンガリー	二六〇・四〇	三〇	—	—
アメリカ	一九五、九七〇・〇八	一、五五九	—	—
カナダ	一二、四九五・〇八	一、一八九	—	—
インド	一、三〇三・一一	四	—	—
ニユージーランド	一、〇九四・〇〇	七一二	—	—
南亞聯邦	一、四八六・四五	一七八	—	—
オーストラリア	三、四四一・三八	五二二	—	—
メキシコ	二二二・四〇	一三	—	—
チリー	二一六・八三	四九	—	—

一九二九年以後の業績を一覽すれば各國は(一)一九三〇年又は三一年度に於て最高峰に達し以後增加は遞減を又減少は遞增の大勢を示すものと(二)契約高が繼續的に遞增の一途を辿りつゝあるものとの二團に大別せらるゝことを容易に知り得るであらう。(一)に屬するものは東歐、中歐、バルカンの諸國と北米合衆國及タナダであり

(二)に屬するものは金ブロックの諸國(ポーランドを除く)とスターリング・ブロックの諸國である。

更に若干諸國に於ける豫定死亡保險金額に對する支拂保險金額の割合を左に表示する。

	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年	一九二九年
チエコ・スロバキア	七〇・三九	六八・〇〇	七〇・八三	六六・八八	七四・八〇
獨逸	六九・四一	七八・九九	七一・七一	六八・三八	五九・七六
北米合衆國(普通保險)	六二・五八	六二・五一	六二・二三	六一・二八	五九・八一
同(國民保險)	六〇・二二	六〇・〇一	六一・九三	六一・八三	六五・〇四

前記(一)類に屬する諸國は契約高漸減の外に解約及證券擔保貸付額の激增によつて特色付けられる。保險會社が如何に多數の流動資産を用意して居らねばならないかといふことは左記諸國の數字が之を明瞭に示してゐる。

若干國に於ける解約及擔保貸付狀況

(其國本位貨の一百萬單位にて)

	一九三三年	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九
チエコ・スロバキア(クローネ)					
解約還付金	一三三・七〇	九〇・九二	三五・二〇	三九・三五	一九・七八
擔保貸付額		三六〇・四三	二七七・〇四	二一五・六八	一六六・六七

統計

—保險—

獨逸私營保險（ライヒス・マルク）

解約還付金	一三四・四〇	二一・五一
擔保貨付額	三一五・六三	一三三・七三

北米合衆國（ドル）

解約還付金	一、三五六・六三	四四七・九五
擔保貨付額	三、七九九・三六	二、三七九・三六

（レンゲル險保年鑑より）

最近に於ける 伊太利國立保險所の事業成績

伊太利國立保險所の生命保險事業は、他の民間生命保險會社の場合同樣、一九三二年以來順調の發展經過を辿つてゐる。殊に一九三三年度はその新契約高も二十億リラを突破して、一九二七年から一九三〇年頃迄の好況時代を再現したのであつた。試みに最近十一年間の契約狀況を示せば左の通りとなる。

營業年度	新增加額（リラ）	年末現在高（リラ）	純保險料（リラ）
一九二四	一、三〇一、七四四、三一〇	六、六七四、二五九、四六八	二四九、四〇九、五九二
一九二五	一、七三二、八〇、一七三	五、四七四、二六、四六五	三〇〇、七六九、二三〇
一九二六	一、九九三、九三六、二三四	七、九三五、四一〇、七〇一	三三八、一九二、九三三
一九二七	二、一〇〇、一三二、九一〇	九、〇四一、三五〇、九三一	四〇三、四一六、四四七
一九二八	二、一三七、〇六六、一六一	一〇、〇四四、二六一、八二八	四七七、七八五、八一六
一九二九	二、一六二、五六三、三三三	一〇、七二五、六六一、三六三	六〇五、七三五、八〇三
一九三〇	二、一二八、二六六、八九七	一一、三二六、八八八、七六五	六三〇、八八六、五九二
一九三一	一、九〇〇、四四四、六二八	一一、三五四、六〇〇、四八六	六三六、八三六、〇三〇
一九三二	一、九四七、九四四、九七二	一二、四四六、三五九、三一六	五一九、三三七、六二六
一九三三	二、〇一〇、四六四、三九六	一二、五〇四、六三五、七一二	四七八、一四〇、〇一六
一九三四	二、一二三、五〇六、三七六	一二、〇六五、三八一、二四三	五〇一、八六八、七五八

右の增加契約中、新契約に屬するものは、

一九三三年　二〇四、一四九件　一、六九六、四八一、三一二リラ

一九三四年　二三七、五六一件　一、七六四、五九九、七六五リラ

で、之が件數の增加率に比し金額のそれが比較的低いのは、新契約中簡易保險契約が、勢力を盛り返したが爲め

である。即ち簡易保險の新契約は、

一九三三年　一四六、六三三件　三二五、一六四、六七七リラ

一九三四年　一七一、〇〇三件　三六七、〇九五、五〇一リラ

の好況を示したのであつた。又法律の規定に基く民間保險會社からの被讓渡契約は、

一九三三年　四九、五二一件　三一三、九八三、〇八四リラ

一九三四年　六八、〇〇七件　三四七、九〇六、九一一リラ

となり、是れ亦增加の傾向を示してゐるのである。斯くて最近二ケ年の年末現在契約高は總體的に見て左の如き結果を示したのであつた。

一九三三年末現在　一、〇五九、八七六件　一一、五〇四、六三五、七一二リラ

一九三四年末現在　一、一三三、八〇〇件　一二、〇六五、三二八、二四二リラ

次に收支狀況を檢するに、一九三四年に於ける收入保險料は五〇一、八六八、七五八リラであつたが、之に對する支出額の主たるものは、左の通りであつた。

一、支拂保險金及解約還付金　二八二、七八二、一五六リラ

一、募集費　七二、六五七、八〇九〃

一、集金費　一三、一七四、〇〇六〃

一、一般事業費　二七、二四四、二五五〃

投資利益は一九三三年の一八三、五〇四、七一四リラに比し、一九三四年は更に一九四、四八二、六一七リラとなつて、從來の最高記錄を示したが、從來の責任準備金其他の移動狀況を示せば左の通である。

年度	諸積立金（リラ）	財產價格（リラ）	繰越剰餘高（リラ）
一九二四	一、〇七三、九九四、六六三	一、三七三、五五二、五九二	二六、一三四、三八三
一九二五	一、二六七、〇九八、二六五	一、五五六、八四四、二三八	二八、九五九、一三五
一九二六	一、四六一、八八一、二一七	一、七五〇、三一七、三二五	三一、七四〇、二一八
一九二七	一、七〇一、〇七〇、九一三	二、〇二二、八〇六、六三六	三四、六九二、五六五
一九二八	一、九七七、六八二、二四七	二、三五八、一一九、二八四	三八、三五〇、七六一
一九二九	二、三五五、五四四、三五七	二、八三五、七九九、四一五	四二、八〇一、〇八六
一九三〇	二、七六四、三八六、四四〇	三、二〇二、三六七、五八五	四五、〇三三、八二七
一九三一	三、〇七六、五二五、二九六	三、五四四、〇一〇、一五七	四八、七五七、七五一
一九三二	三、一三一、四八一、三八三	三、七二一、五二九、五三九	五三、一四一、四六九
一九三三	三、〇四四、三五五、四三〇	四、一七三、七四一、二五七	五四、七二九、一四三
一九三四	三、三七七、四四四、七七三	四、〇〇四、〇七三、二五五	五六、二九一、五六九

右の中財產價格に該當するもの、即ち資產運用狀況を示さんに

	一九三四年	一九三三年
不動産所有	四四〇、五六三、二〇八リラ	三八六、一八九、八三七リラ
有價證券所有	六〇九、六二五、一六九	六四四、〇〇五、一八三
國家に對する貸付	八三二、九九二、三七三	七四七、七八一、七三六
公共團體又は抵當貸付	九四三、六四〇、五一三	八三二、二九一、八二二
市町村貸付	五六三、五三八、五八八	約五六三、〇〇〇、〇〇〇
契約者に對する證券貸付	一七二、四四四、二一七	一七一、九六八、五三一

となり、特に契約者に對する證券貸付が毎年低率なことが目につくのである。此の他國立保險所は他の公共事業の設立にも參與して、現在八千二百八十萬リラの出資をなし、民間會社の株券も九千七百三十萬リラ所有してゐるのである。

一九三四年度 カナダ生保事業成績

一九三四年度中に於けるカナダ生保新契約高は五九六、〇六二、〇五〇弗である、これは前年度に比較すれば三%の增加であるが、このうち

普通保險は　四三二、〇九八、九〇八弗
團體〃　一九、九三一、四六三〃
簡易〃　一四四、〇三一、六七九〃

一九三四年十二年三十一日現在に於けるカナダ生保現在高は六、二二〇、二〇八、六二六弗であるが、これは前年度に比較すれば〇・三%の減少である。このうち

カナダ會社の契約は　四、一三九、四一〇、五四九弗
英國及合衆國會社〃　三、〇八〇、七九八、〇七七〃

である。

カナダ友愛組合のカナダ國內に於ける現在契約高は合計一六七、五五九、三九〇弗であるが、このうち

カナダ組合の契約は　一一六、七三八、五〇〇弗
外國組合〃　五〇、八二〇、八九〇〃

である。

一九三四年度
フランス生命保險成績

	新契約高		年末現在高		
	保險年金	保險金	保險年金	保險金	年末現在責任準備金
	件數	額	件數	額	
内國會社 株式會社三十七社	六、五四一、七九七、二八六フラン	二四四、三七八、五一九フラン	一五〇、八四四	二四六、二〇八、〇一八フラン	九、四九五、一九三、九二三フラン
内國會社 相互會社十二社	一、一三一、九二一、五五五	一、六一六、三三三	八、一八九	八、八一八、八六八	一、三一〇、二八一、九七八
外國會社十六社	一、一九五、六六八、〇四二	九四三、九八七	二、二五七	五、八四六、〇八五	一、一〇六、五七四、五〇三
計	八、八五九、三七六、八七三	二六、九三八、八一九	一六一、三五〇	二六〇、八七二、九七二	二一、九二二、〇五〇、四〇四

備考

本表の數字はアルギュス誌に據る。

内國相互會社、外國會社の年末現在契約高及び同責任準備金の計數には再保險契約が控除されてゐない。

一九三四年度米國生命保險成績總覽

一九三四年	二四八普通保險會社	六五簡易保險會社	合計三一三會社
株式資本	$242,029,320	$37,787,218	$147,944,374
年始帳簿資産	12,388,911,027	7,670,576,052	20,059,487,079
收入			
新規保險料	191,426,066	93,858,838	285,284,904
更新保險料	1,898,319	244,939	2,143,258
疾病新規保險料	1,400,886,170	1,318,504,392	2,719,390,562
疾病更新保險料	47,676,967	18,028,051	65,705,018
災害疾病新規保險料	1,687,754	1,733,170	3,420,924
災害疾病更新保險料	18,148,768	12,756,450	30,905,218
新規保險料合計	195,012,139	95,836,947	290,849,086
更新保險料合計	1,446,710,905	1,349,288,893	2,816,000,798
初年度年金掛金	282,585,561	31,083,961	313,669,522
更新年金掛金	56,756,803	29,253,805	86,010,608
生命事故ヲ含ム補足保險	13,377,244	1,076,878	14,454,122
總保險料收入	2,014,443,652	1,506,540,484	3,520,984,136
年度增加	134,171,410	45,129,809	179,301,219
公社債及抵當貸利子及株式配當金	376,554,236	268,458,396	645,012,632
手形及擔保貸付利子	157,765,646	50,867,277	208,632,923
其ノ他ノ利子	5,391,879	2,267,722	7,659,601
賃貸料	59,355,763	40,359,709	99,715,472
財産處分損益勘定	8,885,368	4,003,554	12,888,922
生命事故ヲ含マザル補足保險	156,709,479	37,625,684	194,335,163
其他ノ收入	86,110,957	10,644,848	96,755,805
利子其他合計	850,773,328	414,227,190	1,265,000,518
年度增加	42,145,092	41,191,341	83,336,433
總收入	2,865,216,980	1,920,767,674	4,785,984,654
年度增加	176,316,502	86,321,150	262,637,652
支出			
死亡保險金	546,436,895	328,951,085	875,387,980
養老保險金	58,658,071	70,771,228	129,429,299
支拂年金	48,726,286	9,509,493	58,235,779
失效解約還付金	625,128,652	452,694,132	1,077,822,784
契約者配當金	261,472,872	176,231,800	437,704,672
疾病及二重賠償	74,774,544	51,591,443	126,365,987
契約者支拂金合計	1,615,197,320	1,089,749,181	2,704,946,501
年度增加	−239,809,623	−93,810,023	−333,619,646
新規手數料	61,777,386	32,287,833	94,065,219
更新手數料	58,887,372	69,535,276	128,422,648
年金手數料	15,067,979	1,951,842	17,019,821
代理人俸給其他	37,218,199	111,090,794	148,308,993
診査及覆査費	9,905,099	8,399,410	18,304,509
社員俸給	64,944,434	47,633,177	112,577,611
賃借料	16,332,343	13,158,272	29,490,615
不動産修繕其他	33,884,400	30,995,063	64,879,463
其他ノ管理費	40,684,859	30,635,509	71,320,368
總事業費	338,702,071	345,687,176	684,389,247
補足保險保險金	84,692,163	21,149,718	105,841,881
株主配當	5,440,741	6,180,569	11,621,310
保險、租稅、手數料	34,804,494	27,245,176	62,049,670
不動産稅金	20,384,785	13,013,078	33,397,863
損益勘定其他	43,677,321	15,794,952	59,472,273

保険、租税、手数料	34,804,494	27,245,176	62,049,670
不動産税金	20,384,785	13,013,078	33,397,863
損益勘定其他	43,677,321	15,794,952	59,472,273
事業費其他ノ合計	527,701,575	429,070,669	956,772,244
年度増加	33,240,535	22,574,479	55,815,014
総支出	2,142,898,896	1,518,819,850	3,661,718,746
年度増加	−206,569,088	−71,235,544	−277,804,632
剰余	722,318,084	401,947,824	1,124,265,908
年度末帳簿資産	13,037,537,948	8,065,735,926	21,103,273,874
資産			
不動産	1,052,878,397	636,205,087	1,689,083,484
不動産抵當	3,349,628,571	2,506,981,363	5,856,609,934
債券	5,044,583,990	3,415,705,199	8,460,289,189
株式	271,065,789	166,816,731	437,882,520
擔保貸	12,645,023	2,434,911	15,079,934
保険料手形	120,746,636	34,913,674	155,660,310
契約者貸付	2,593,027,112	909,087,564	3,502,114,676
現金及銀行預金	431,961,306	181,306,777	613,268,083
未收保険料	276,990,792	179,404,734	456,395,526
其他ノ資産	467,731,154	189,679,059	657,410,213
總認許資産	13,621.258,770	8,222,535,099	21,843,793,869
年度増加	541,389,017	356,173,263	897,562,280
不認許資産	179,883,123	219,426,276	399,309,399
總資産	13,801,141,893	8,441,961,375	22,243,103,268
負債			
生命保険積立金	$10,634,829,637	$6,929,776,270	$17,564,605,907
災害及二重賠償積立金	205,135,313	94,341,928	299,477,241
補足契約ニ對スル保険料積立金	970,570,972	195,079,239	1,165,650,211
未拂保険金	100,532,160	53,950,005	154,482,165
係爭保険金	15,585,277	9,017,197	24,602,474
積立配當金	277,498,172	37,487,997	314,986,169
未拂配當金	20,293,929	8,728,256	29,022,185
一九三五年度割當配當金	229,123,048	140,177,462	369,300,510
配當掛置證券ニ對スル積立金	11,062,809	15,716,589	26,779,398
特別及任意積立金	283,562,083	112,723,139	396,285,222
其他ノ負債	359,799,173	108,492,809	468,291,982
總負債	13,107,992,573	7,705,490,891	20,813,483,464
年度増加	533,661,501	344,633,677	878,295,178
未割當基金及資本	513,266,197	517,044,208	1,030,310,405
割當剰余	523,747,940	268,617,190	792,365,130
剰余合計	1,037,014,137	785,661,398	1,822,675,535
年度増加	−22,026,006	19,662,624	−2,363,382
總剰余	1,216,897,260	1,005,087,674	2,221,984,934

新契約		團體（五十三社）	普通（全會社）	簡易（六十五社）	
新規	件數	3,475	4,662,683	18,067,594	22,733,752
	金額	571,395,246	7,721,594,771	4,045,485,102	12,338,475,119
復活	件數	45	331,002	2,617,593	2,948,640
	金額	16,419,311	532,525,522	633,750,568	1,182,695,401
增額	件數	6	4,537	26,059	30,602
	金額	494,654,080	7,420,736	96,163,720	598,238,536
利配增加		—	51,198,192	109,472,810	160,671,002
新契約合計	件數	3,526	4,998,222	20,711,246	25,712,994
	金額	1,082,468,637	8,312,739,221	4,884,872,200	14,280,080,058
年度增加	件數	1,080	188,547	643,105	832,732
	金額	575,854,449	299,412,843	180,586,491	1,055,853,783
消滅契約					
死亡	件數	67	257,770	796,030	1,053,807
	金額	71,576,430	684,509,431	153,570,202	909,656,063
滿期	件數	—	100,998	194,171	295,169
	金額	6,130	109,621,103	20,569,523	130,196,756
	件數	458	854,634	388,584	1,297,676

未拂配當金		20,293,929	8,728,256	29,022,185
一九三五年度割當配當金		229,123,048	140,177,462	369,300,510
配當據置證券ニ對スル積立金		11,062,809	15,716,589	26,779,398
特別及任意積立金		283,562,083	112,723,139	396,285,222
其他ノ負債		359,799,173	108,492,809	468,291,982
總負債		13,107,992,573	7,705,490,891	20,813,483,464
年度增加		533,661,501	344,633,677	878,295,178
未割當基金及資本		513,266,197	516,044,208	1,030,310,405
割當剩餘		523,747,940	268,617,190	792,365,130
剩餘合計		1,037,014,137	785,661,398	1,822,675,535
年度增加		−22,026,006	19,662,624	−2,363,382
總剩餘		1,216,897,260	1,005,087,674	2,221,984,934
新契約	團體（五十三社）	普通（全會社）	簡易（六十五社）	
新規	件數	3,475	4,662,683	18,067,594	22,733,752
	金額	571,395,246	7,721,594,771	4,045,485,102	12,338,475,119
復活	件數	45	331,002	2,617,593	2,948,640
	金額	16,419,311	532,525,522	633,750,568	1,182,695,401
增額	件數	6	4,537	26,059	30,602
	金額	494,654,080	7,420,736	96,163,720	598,238,536
利配增加		—	51,198,192	109,472,810	160,671,002
新契約合計	件數	3,526	4,998,222	20,711,246	25,712,994
	金額	1,082,468,637	8,312,739,221	4,884,872,200	14,280,080,058
年度增加	件數	1,080	188,547	643,105	832,732
	金額	575,854,449	299,412,843	180,586,491	1,055,853,783
消滅契約					
死亡	件數	67	257,770	796,030	1,053,807
	金額	71,576,430	684,509,431	153,570,202	909,656,063
滿期	件數	—	100,998	194,171	295,169
	金額	6,130	109,621,103	20,569,523	130,196,756
經過	件數	458	854,634	382,524	1,237,616
	金額	150,711,183	1,338,822,657	127,339,900	1,616,873,740
解約	件數	6	1,243,084	4,264,683	5,507,773
	金額	2,201,310	3,203,668,491	983,691,019	4,189,560,820
失效	件數	9,913	1,744,882	14,339,303	16,094,098
	金額	148,354,461	2,933,956,861	3,127,573,734	6,209,885,056
變更	件數	3	13,074	639	13,716
	金額	18,845,103	572,668,856	15,190,036	606,703,995
疾病	件數	17	4,473	429	4,919
	金額	11,436,486	24,910,737	128,494	36,475,717
消滅契約合計	件數	10,464	4,218,915	19,977,779	24,207,158
	金額	403,131,103	8,868,158,136	4,428,062,908	13,699,352,147
現在高					
終身	件數	20,324	21,111,404	43,368,132	64,499,860
	金額	9,593,022,369	50,607,696,494	9,666,316,848	69,867,035,711
養老	件數	—	8,925,976	33,430,120	42,356,096
	金額	—	14,497,076,773	6,212,149,313	20,709,226,086
其他	件數	—	2,585,026	5,781,141	8,366,167
	金額	—	5,771,822,506	1,216,362,475	6,988,184,981
附加利配金		—	422,084,481	555,879,887	977,964,368
現在高合計	件數	20,324	32,622,406	82,579,393	115,222,123
	金額	9,593,022,369	71,298,680,254	17,650,708,523	98,542,411,146
年度增加	件數	−6,938	779,307	733,467	1,505,836
	金額	679,337,534	−555,418,915	456,809,292	580,727,911
再保險金額		19,427,865	1,570,527,676		1,589,955,541

年金篇

獨逸イー・ゲー染料工業株式會社職員退職年金組合定款（一）

組合ノ名稱、住所、法律上ノ性質及目的

第一條

一、本組合ハ

フランクフルト・アム・マイン、イー・ゲー・染料工業（フアルベンインドウストリー）株式會社退職年金基金相互保險組合

ト稱シ住所ヲふらんくふると・あむ・まいんニ置ク　本組合ハ一九〇一年五月十二日附獨逸私營保險業法第五三條ノ意義ニ於ケル小組合トス

二、本組合ノ目的ハ組合員及其遺族ニ本定款ノ規定ニヨル年金ヲ給與スルニアリ

組合員ノ資格

第二條

一、左ニ揭クル者ハ本組合ノ組合員タルコトヲ得

（一）イ、**イー・ゲー**染料工業株式會社ノほえーひすと工場、げるすとほーふえん工場、ぐりーすはいむ工場、まいんくーる工場、おつふぃんばつは工場幷ニふらんくふると・あむ・まいんニ於ケル二營業所（ふお

いわるばつは街五〇及ぐーとろいと街三一所在）ノ職員

ロ、伯林所在ふえらいにひてん酸素工場ニ勤務セル**イー・ゲー**染料工業株式會社ノ職員

ハ、うゐーすばーでん所在**カレー・ウント・コムパニー**株式會社ノ職員

ニ、けるん・くなつぶさつく所在窒素肥料株式會社ノ職員

（二）　內外國ニ在ル前記會社ノ姉妹會社、支店、販賣所ノ職員ニシテ本組合理事ノ同意ヲ得テ會社ヨリ組合員タルノ權利ヲ附與セラレタル者

二、組合員タル身分ヲ取得スルニ必要ナル前提要件ハ左ノ如シ

（一）　職員保險法若ハ現行職員勞働協約ノ意義ニ於ケル雇傭關係ナルコト

（二）　年齡二一歲以上五五歲以下ナルコト

三、前記ノ規定ハ理事幷ニ其他ノ指導的地位ニアル者ニ對シテモ之ヲ準用ス

四、會社ハ新規採用者ニシテ前記第一項乃至第三項ノ規定ニヨリ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シテハ雇傭契約ニヨリテ之ヲ組合ニ加入セシムヘキ義務ヲ有ス　組合ニ新規加入ヲナスヘキ者ハ囑託醫ノ診査ヲ受クルコトヲ要ス　前記第一項及第二項ニヨル組合加入權附與ノ可否ハ囑託醫ノナシタル醫的診査ノ結果ヲ俟ツテ會社之ヲ決定ス

第三條

一、本組合ニ加入ノ申込ヲナス場合職員ハ家族ノ狀況ニ關シテ理事ノ要求アリタルトキハ申込人、妻及子女ノ出生證明書幷ニ婚姻證明書若ハ其他ノ適當ナル書類ヲ提出且理事ノ要求スル事項ニ對シ詳細ナル說明ヲナシスヘキモノトス

二、本定款謄本ノ下附申請人ニ對シテハ受領證ト引替ニ之ヲ手交ス

第四條

一、本組合加入ノ許可ハ理事之ヲナス

二、加入許可ノ通知トシテ證書番號、姓名、出生年月日及保險ノ效力發生期日等ヲ記載シタル組合員證ヲ交付ス

第五條

職員ノ年齡カ二一歲以上ナル場合ハ會社ニ於ケル雇傭關係ノ成立ト同時ニ組合員タル身分ヲ取得シ然ラサル場合ハ二一歲ヲ滿了スルト共ニ組合員タル身分ヲ取得スルモノトス

第六條

一、理事ハ組合員ヨリ申出アリタルトキハ會社ノ承諾ヲ得數ケ月ヲ遡及シテ組合員タル身分ヲ取得セシムルコトヲ得　此場合組合員ハ加入第一ケ月ニ於テ拂込ムヘキ掛金（第一一條及第一二條）ノ中遡及セシメタル月ノ掛金ニ對シテハ五％ノ複利ヲ付シテ拂込ムヘキ掛金ノ複利ヲ付シテ拂込ムヘキモノトス

二、組合員カ本退職年金組合ニ加入スル以前ニ於テ事務ノ關係上退職年金組合ニ加入スルノ權利ヲ有セサル地

位ニアリタル場合組合員カ申立ヲナシ會社ノ承諾ヲ得テ第一項記載ノ掛金拂込ヲナシタルトキハ組合加入ノ時期ヲ遡及セシムベキモノトス而シテ此場合遡及セラルヘキ月數ハ組合員カ二一歳滿了後職員若ハ勞働者トシテ勤務シタル各十二ケ月ニ對シ四ケ月トス

前項ノ規定ハ第二條第一項及第二項ニヨリテ組合員トナリタル職員ニ對シテハ之ヲ適用セス

三、以前ニ本組合ノ組合員タリシ者カ本組合ニ再加入ヲナシタル場合理事ハ會社ノ承諾ヲ得テ該組合員ノ以前ニ組合員タリシ期間ヲ新ナル期間ニ通算セシムルコトヲ得　此場合組合員ハ曩ニ脫退ノ際拂戻ヲ受ケタリシ掛金ニ五%ノ複利ヲ付シタルモノヲ再加入ノ日ニ於テ拂込ムヘキモノトス

四、給付額ヲ增加セシムル爲脫退後再加入スルニ至ルマテノ期間ニ對シテモ掛金ノ追加拂込ヲナサシムルコトヲ得　此追加拂込ニ關スル其他ノ點ニ付テハ第一項記載ノ規定ヲ適用ス

五、組合員カ本組合員ニ加入スル直前マテイー・ゲー・染料工業株式會社ニ所屬セル他ノ退職年金組合ノ組合員タリシ場合ハ前記組合ニ加入シタル時期ヲ以テ本組合加入ノ時期ト看做ス而シテ此場合ハ掛金ノ追加拂込ヲ要セサルモノトス　前記組合脫退後直ニ本組合ニ加入セサリシ場合ハ第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

六、イー・ゲー・染料工業株式會社ニ併合セラレタル會社ノ職員ノ本組合ニ加入スル場合ニ於テ前記會社ノ退職年金組合ニ加入シ居タリシカ若ハ他ノ方法ニヨリテ前記會社ニ對シ退職年金請求權ヲ有シタリシ場合前記退職年金組合若ハ會社ヨリ本組合ニ對シ適當ナル塡補資金ノ交付アリタルトキハイー・ゲー・染料工業株式會社取締役ノ申立ヲ俟ツテ前記會社ニ於ケル勤續期間ノ全部若ハ一部ヲ通算スルコトヲ得

第七條

一、組合員カ修業ノ爲若ハ他ノ理由ニヨリ復職スヘキ豫約ノ下ニ會社ノ職務ヲ辭シタル場合組合員ノ身分ハ復職ノ時期マテ休止ス　此豫約ニ關シテハ會社ヨリ組合ニ對シ文書ヲ以テ保證セラルヘキモノトス

二、組合員タル身分カ休止セル期間ハ復職ノ際第六條第一項ノ規定ニヨリテ該期間ニ對スル掛金ノ追加拂込ヲナシタル場合ニ限リ之ヲ創減期間（第一七條第一項）ニ算入ス

三、組合員タル身分カ休止セル期間ニ對シテハ會社及組合員ヨリ掛金ヲ拂込ムコトヲ要セス

第八條

一、左記組合員ハ其申立ヲ俟ツテ之ヲ特別組合員トナス

（一）　創減期間（第一七條第一項）ノ滿了後會社內ニ於テ本組合員タル身分ヲ附與セラレサル職務ニ轉シタル組合員但會社及組合ノ理事カ前記組合員ヲ通常組合員トシテ存續セシムルコトヲ承認スル旨宣言シタルトキハ此限リニアラス

（二）　五〇歳以後ニ於テ本組合ニ於ケル創減期間（第一七條第一項）ヲ滿了シタルカ若ハ掛金拂込年數二〇ケ年ヲ經過シタル後會社ノ職務ヲ辭シタルモノニシテ退職年金ニ對スル請求權ヲ有セサル組合員

前記ノ申立ハ移動若ハ退職ヲナシタル月ノ末日マテニ之ヲナスヘキモノトス

二、特別組合員ハ掛金ノ拂込ヲナサスシテ本組合ノ組合員タル身分ヲ保持ス

三、特別組合員ハ組合ノ職權ヲ行使スルノ權能ヲ有ス

第九條

一、組合員ノ身分ハ第七條及第八條ニ記載セル場合幷ニ休職トナリタル場合ヲ除キ雇傭關係ノ終止若ハ本組合脫退ト共ニ消滅ス

二、左記ノ場合理事ハ組合員ノ除名ヲ決議スルコトヲ得

(一) 組合員カ破廉恥罪ヲ犯シ禁錮ニ處セラルヘキ旨ノ判決ヲ受ケタル場合

(二) 組合員カ不法ナル意圖ヲ以テ組合ヲ欺罔シ若ハ欺罔セントシタル場合

(三) 組合員カ故意ニ會社ニ損害ヲ與ヘ特ニ執務中ニ委託セラレタルカ若ハ會得シタル事務上若ハ營業上ノ秘密ヲ妄リニ他ニ漏洩シタルカ爲該組合員ノ解雇カ正當ナリト認メラレタル場合若ハ——組合員カ既ニ退職シタリシ場合ニ於テ——會社ニ勤務シ居タリシ場合ニハ解雇カ正當ナリト認メラルヘカリシ場合

前記(一)及(三)ノ場合ニ對シテハ第一六條ニヨリ掛金ノ拂戻ヲナス但(三)ノ場合ニ於テハ當該組合員ノ拂込ミタル掛金額カ會社ノ要求スル損害賠償額幷ニ違約金額ヲ超過シ居タル場合ニ限リ該超過額ノ拂戻ヲナス

所得

第一〇條

本組合ノ所得ハ

組合員ノ拂込ムヘキ掛金

會社ノ拂込ムヘキ掛金

放資ニヨリテ生シタル收益

寄附金

等ヨリ成ル

第一一條

組合員ノ負擔スヘキ義務アル掛金ハ

イ、原則トシテ退職年金受給資格アル所得ノ四・五%

ロ、組合員カ職員保險法若ハ獨逸保險法第四冊ノ規定ニヨリテ保險加入義務ヲ負フ場合ハ退職年金受給資格アル所得ノ二%

トス

第一二條

一、會社ハ組合員ト同額ノ掛金ヲ拂込ムヘキ義務ヲ有ス　會社ノ拂込ミタル掛金ハ之ヲ退職年金補充基金ニ繰

一金　年

入ル

二、退職年金補充基金ハ退職年金組合ニ所屬シ且他日本定款ニ變更アリタルタメ廢止セラレタル場合ニハ組合ノ他ノ資産ニ繰入レラルヘキモノトス　退職年金補充基金ハ之カ廢止サルヽニ至ルマテ貸借對照表ニ明示セラルヘキモノトス

三、**イー・ゲー**・染料工業株式會社ノ退職年金組合中其補充基金ノ資金カ第二六條以下ノ規定ニヨリテ負擔セル給付ノ支拂ニ不足ヲ生シタルモノアルトキハ**イー・ゲー**・染料工業株式會社ノ全退職年金組合中ノ殘餘ノ補充基金カ――前年度末現在高ノ割合ニ應シテ――之ヲ負擔シ以テ資金ノ不足セル補充基金ノ支辨シ得サル前記給付ノ支拂ヲナスモノトス

第一三條

一、職員カ氣候風土ノ關係上獨逸國内ニ於ケルヨリモ早期ニ癈疾事故ノ發生シ得ヘキ處アル國カ若ハ會社及組合理事間ノ協定ニヨリ特ニ表示セラレタル國ニ於テ勤務スヘキ期間ニ對シテハ職員ノ申出ニ基キ會社ノ承諾ヲ得テ第一一條及條一二條ニヨル掛金ヲ倍額トナスコトヲ得

二、五〇歳未滿ノ組合員ハヨリ高額ノ給付ヲ受クルタメニ第一一條及第一二條ニ規定セル掛金ノ外ニ退職年金受給資格アル所得ノ六%以下ノ額ニ於テ任意掛金ノ負擔ニ關シテハ毎月十日迄ニ之カ拂込ヲナシ而シテ之カ廢止ニ付テハ三ケ月前ニ申出ヲナスヘキモノトス　此場合既ニ拂込マレタル任意高額保險ノ掛金ハ之ヲ返還セス給付額ヲ決定スル場合ニ於テ前記掛金ヲ斟酌スルモノトス

三、勤續年限通算四〇ケ年ヲ滿了シタル組合員ノ拂込ミタル義務掛金ハ給付ノ際任意高額保險ノ掛金(第二項)ト同樣ニ計算セラル

第一四條

一、會社ヨリ受クル一切ノ所得即給料及契約ニヨリテ約定セラレタル利益配當幷ニ其他ノ正規的ニ支給セラルル一ケ年一二、〇〇〇馬克以下ノ手當等ハ通算セラルヘキ所得ト看做サル

二、常時國外ニ於テ勤務スル組合員ノ通算セラルヘキ所得額ハ第一項記載ノ限度内ニ於テ會社之ヲ決定ス

三、組合員ノ所得カ低下シタル場合會社幷ニ組合員ノ同意アリタルトキハ從來ノ所得ヲ以テ通算セラルヘキ所得ト看做ス（第一六條第三項）

第一五條

一、組合員ノ掛金ハ毎月後拂ニ其分額ヲ徵收スルモノニシテ毎月ノ支給額ヨリ之ヲ控除シテ組合ニ拂込ムモノトス

二、會社ノ拂込ムヘキ掛金ハ毎月末之ヲ組合ニ交付ス

三、組合員及會社カ組合ニ對シテナスヘキ一切ノ拂込ハ現行通貨ニヨリテナサルヘキモノトス

第一六條

一、組合員ノ拂込ミタル掛金ハ

（一）組合員カ年金ニ對スル請求權ヲ得ルニ至ラスシテ生存中ニ組合ヲ脫退シタル場合ハ組合員ニ

（二）組合員カ削減期間滿了（第一七條第一項）前ニ死亡シタル場合ハ寡婦幷ニ子女ニ

（三）未婚ノ組合員カ父母若ハ兄弟姉妹ノ生活費ヲ全部若ハ大部分支辨シ居タル場合ニ於テ組合員カ削減期間ノ滿了（第十七條第一項）前ニ死亡シタルトキハ組合員ノ父母若ハ兄弟姉妹ニ

利息ヲ付セスシテ返還セラルヘキモノトス

二、不法ナル意圖ヲ以テ組合ヲ欺罔シ若ハ欺罔セントシタル組合員ハ掛金返還ニ對スル請求權ヲ有セス

三、組合員ノ退職年金受給資格アル所得カ減少シタル場合減少前ノ所得ニ基キテ拂込マレタル義務掛金ハ無利子ニテ組合員ニ返還セラルヘキモノトス　家族手當ノ消滅ハ本規定ノ意義ニ於ケル退職年金受給資格アル所得ノ減少ト看做サス

四、一九二四年二月十四日以前ニ拂込ミタル掛金ハ本定款ノ效力發生後本組合ヨリ脫退シタル組合員ニ對シテハ該掛金カ金馬克ニテ拂込マレタルモノト看做シテ其一五％ヲ返還ス

給付

第一七條

一、本組合ノ給付ヲ受クルノ請求權ハ削減期間ノ滿了後即通常組合員トシテ五ケ年ヲ經過シタル後ニ於テ成立ス

二、第六條ニ據リテ遡及的ニ組合員タル身分ヲ取得シタル月數ハ削減期間ニ通算セラル

第一八條

一、本組合ノ給付ハ

（一）組合員ニ對スル年金（組合員年金）

イ、疾病、傷害若ハ心身耗弱ノ結果永續的ニ執務不能トナリタル場合（癈疾年金）カ若ハ

ロ、六〇歲滿了後ニ於テ退職シタル場合（養老年金）

組合員ノ永續的執務不能事故ニ對スル認定ハ肉體的若ハ精神的能力ニ障碍ヲ來セル結果會社ニ於ケル知識及能力ニ適應セル職務ヲ遂行スルコト不可能トナリタル場合ニ於テナサルヘキモノトス　醫的見地ヨリ一ケ年以上繼續シテ執務不能ニ陷リタルモノト認メラレタルトキハ永續的執務不能事故ト看做ス　此場合ハ組合員ニ年金給付ノ査定ヲナスト共ニ醫師ノ指定シタル期間ノ經過後ニ於ケル醫的再診査ヲ豫約セラルヘキモノトス

（二）組合員ノ遺族ニ對スル年金（寡婦、孤兒幷ニ兩親年金）

二、組合員タル身分ノ休止期間中（第七條）ニ執務不能事故カ若ハ死亡事故カ發生セル場合ハ組合員カ會社在

職中ニ五ケ年以上本組合ニ所屬シ居タリシトキニ限リ給付ニ對スル請求權カ成立スルモノトス

第一九條

故意ニ執務不能事故ヲ惹起シタル者ハ給付ニ對スル請求權ヲ有セス

第二〇條

一、組合員ニ給付セラルヘキ組合員年金ノ額ハ組合員カ一九二四年二月十四日以後退職年金組合ニ拂込ミタル義務掛金(第一一條)總額ノ五分ノ一トス

二、組合員カ任意高額保險(第一三條第二項)ノタメニ掛金ヲ拂込ミタルトキハ組合員年金ハ該掛金ノ五分ノ一タケ增額セラル

第二一條

年金受取人カ精神病、心神耗弱、飲酒癖若ハ浪費癖ノ爲ニ禁治產ノ宣告ヲ受ケタルカ若ハ其家族ニ對スル扶養ノ義務ヲ回避シ爲ニ困窮ニ陷リタルトキ理事ハ年金受取人カ死亡シタリシ場合ニハ給付ニ對スル請求權ヲ有スヘキ家族ニ年金ノ半額若ハ半額以下ヲ支給スルノ權限ヲ有ス

第二二條

一、組合員カ死亡シタル場合其寡婦若ハ過失ナクシテ離別サレタル妻ハ再婚スルマテ組合員年金(第二〇條)ノ六〇%ニ相當スル寡婦年金ヲ受ク

二、女子組合員ノ遺族トシテ所得不能ノ鰥夫アリタル場合亦同シ

第二三條

一、組合員ノ遺族ニ寡婦ノ外ニ一八歲未滿ノ嫡出子アリタル場合ニハ嫡出子一人ニ對シ組合員年金ノ一二%ニ相當スル孤兒年金ヲ支給ス

二、一八歲未滿ノ父母ナキ嫡出子カ

三名以上アリタル場合ハ組合員年金ノ三分ノ二

二名アリタル場合ニハ前記年金ノ半額

一名ノ場合ハ其三分ノ一

ニ相當スル孤兒年金ヲ受ク孤兒年金ノ最少額ハ孤兒一名ニ對シ組合員年金ノ一二%トス

三、左記ノ者ハ父若ハ母ナキ嫡出子若ハ父母ナキ嫡出子ト同樣ニ之ヲ取扱フ

(一)　嫡出子ノ認知ヲ受ケタルモノ

(二)　養　子

(三)　繼子幷ニ組合員ノ孫ニシテ父母ナク該組合員ノ家族トシテ收容セラレ居タルモノ

(四)　組合員ノ庶子ニシテ當該組合員ノ家ニ引取ラレタルカ若ハ他ノ方法ニヨリテ其扶養ヲ受ケ居タルコト明白ナルモノ

四、寡婦カ親權ヲ有スル場合孤兒年金ハ寡婦ニ支拂ハル

五、左記ノ場合理事ハ一八歳以上ノ父若ハ母ナキ孤兒又ハ父母ナキ孤兒ニ對シ孤兒年金ノ全額若ハ一部ヲ給與スルノ權利ヲ有ス

(一) 精神的若ハ肉體的疾患ノタメ獨立シテ生計ヲ立ツルコト能ハサル場合

(二) 職業教育ヲ受ケツツアル場合

前記(二)ノ場合ニ於テ當該孤兒カ毎月三〇馬克以上ノ所得アリタル場合孤兒年金ノ給與ハ滿二一歳マテトス

第二四條

一、左記ノ場合寡婦年金ニ孤兒年金ニ對スル請求權ハ成立セス

(一) 組合員カ死亡前二ケ月以内ニ婚姻ヲナシタル場合

(二) 死亡シタル組合員カ執務不能事故發生以後ニ於テ婚姻ヲナシタルカ若ハ五五歳滿了後婚姻ヲナシタル場合但婚姻後十ケ年ヲ經過シタルトキハ此限ニアラス

(三) 組合員カ死亡前三ケ月以内ニ於テ養子緣組ヲナシタル場合

二、第一項記載ノ場合ニ於テ理事ハ特別ノ事情ヲ斟酌シ臨機應變ニ該年金ノ全額若ハ一部ヲ給與スルコトヲ得

第二五條

未婚ノ組合員カ困窮セル父母ヲ遺シテ死亡セル場合ニ於テ父母ノ生計費カ全部若ハ大部分該組合員ニヨリテ支辨セラレ居タリシトキハ父母ハ該組合員カ死亡當時ニ於テ請求權若ハ請求資格ヲ有シタリシ年金ノ半額ニ相當スル年金ヲ受ク　父若ハ母ノミ生存シタリシ場合該年金ハ其半額ニ低減セラル

(つゞく)

年金時局論（二）

米國　ランデン・ムアー述

一般保險問題に共通の數理學から、我々は暫らく離れて、生命保險制度がナイーブな無垢な人間性に如何に映するかを考察してみやう。

ある保險會社の代理人が三五歳の見込客に會見して、『毎年一〇〇弗づゝ私に預けて下さい。貴方が何時でも亡くなつた時御遺族に五、〇〇〇弗差上げます。尤も、貴方が幾歳迄御生存なさるかは誰れだつてわかりません』と云つたとする。

生命保險の根本原理なんて全く知らない此の見込客が斯うした代理人の申出を聞いて、どんなに不思議がるかを想像して貰ひたい。全く不思議なことではないか？　この見込客が何年何月何日何時に死亡するか、それを豫言出來るものはこの世の中に斷じてゐない。それにも拘らず、今約束した金額を死亡した時、絶對に間違ひなく遺族に渡すといふ仕組の保險が存在する。

しかし、世人はもう斯うした不思議に驚かなくなつて來てゐる。それは、斯ういふ不思議な申出が理論的に明確な平均法則に則つてゐるからである。

有史上、最初に實用化された生命表は例のハレー彗星で有名なエドモンド・ハレー博士が一六九三年に調査作製したものである。このハレー表こそ生命保險をして事實上完全なる科學に生長させた要因の最も重要なものであつた。今日、米國の各保險會社は年金算定にエモーリー・マクリントツク氏表を用ひてゐる。米國に於ける大アクチュアリーの一人としてチヤールス・ギル(英人)といふ人がゐた。彼は一八四九年四月十六日にミューチュアル・ベネフイツト生命保險會社公認數學者となつた人である。

斯うした各種生命表に適用さるゝ平均法則が、生命保險會社をして年百年中の保險金割合を算定して事業を正確に經營させてゐるのである。個人々々の生存年數については保險會社は何れも問題にしてゐない。一定の年には一定の人數が死亡する。而して平均法則が誤つたことがない。

年金もこの平均法則の支配をうくるのである。仍で、保險會社は『五、〇〇〇弗を弊社にお預け下さい。さうすれば、所定の年齡に達した時から所定の牧人金を御生存中何年間でもお拂ひ致します。勿論、貴方の御生命が幾歳迄續くかは誰れにもわかつてゐません』と云ふことが出來るのである。

初めは材料が乏しい

生命保險が始めて公衆に利用された當時は、被保險者の數も少く、死亡材料も極く小範圍であつたが、保險業者は或る種々の科學的法則に據つて來た。保險會社はこれ等の法則を勇敢にも手持ちの材料に應用して、生命保險業の大殿堂を築くことに着手したものである。保險會社等は生命保險の募集を大々的に續行して來た。生命保

一年一金

險等が發展し、保險會社は其の計算の基礎である統計を完成して來たのである。而して終ひに、會社自身の記錄から今日使用してゐる生命表の材料を採ることが出來る樣になつたのである。これ卽ち經驗表である。

もし、過去の保險會社が躊躇、逡巡の態度をとつてゐたならば、又未知なることを恐れて事業の發展を計らなかつたならば、又科學的計算を信用しなかつたならば、恐らく現今見るが如き生命保險業は存在しなかつただらうと思ふ。

普及は死亡を增す

現在米國に於ける年金狀況を見ると、あらゆる點に於いて、往時の生命保險事情に類似してゐると思へる。然し、保險業者の中には、我が生命保險業の先驅者等が其の幼稚時代に示したが如き果敢なる勇氣を全く缺いてゐる樣である。

米國の年金受取人中の現在死亡經驗は、かの生命保險の統計の乏しかつた往時の生命表が示した程の正確な經驗を示してゐない。

玆數ヶ年に於ける米國の年金の發達は全く一つの驚異である。過去十年間の增加率は一三七〇%である。この儘續いて行くとすれば、次の十年間には數百萬人の年金購入者を見るに至るだらう。こゝに於いて、我々の念慮してゐかねばならぬことがある。それは卽ち「止め度なく年金が發展して行けば必然的に死亡も殖えて行くといふことである」。

米國の年金受取人がドシ〳〵死んで行つて、現在の掛金率で年金業を有利に經營して行ける樣にはならないだらうか？　實際の死亡傾向がどうもさう云ふ具合にうまく行かない。生命保險の被保險者が約六千萬人であるに比して、年金受取人の數は漸く五十萬人にも足りない位ひである。この年金受取人の數は人口一二六、〇〇〇、〇〇〇人としては、全く微々たる群集に過ぎない。しかも尙、この小團體は肉體的に選擇されたる階級のものである。それは過去に於いても、年金加入者は富裕で健康で、惠まれたる環境の人達であつたのである。

現在及び將來の年金加入者を右の如き特種の階級だけに制限するわけには行かない。年金は一般大衆に要望されてゐるものだ。恰かも、あらゆる人々が生命保險を要求する樣に年金を要求してゐる。年金受取人が軍を成して增加して來るので、その中には標準下體の男女も多數混入して來るだらう。年金受取人の死亡率は生命保險の被保險者の死亡率よりも高いのが事實かも知れぬ。何んとなれば、年金の加入申込者は何等の制限なく加入出來るに反して、生命保險の申込者は嚴重なる身體檢査に合格しなければならぬことになつてゐるからである。

老齡者の增加割合

一年一金

一九三四年、災害事故による死亡者は九九、〇〇〇人であつた。自働車事故による死亡だけでも三五、五〇〇人であつた。現在の米國では、六〇、〇〇〇、〇〇〇人の生命保險の被保險者が災害の危險にさらされてゐるが、同じく災害危險にさらされてゐる年金受取人は五〇〇、〇〇〇人である。實際問題としてみて、災害事故で死亡した

人數は結核病や流行性感冒で死亡した人數より遙かに多いのである。

米國に於ける老齡者の割合は急速に增大しつゝある。一八六〇年に於いては、全人口の二・七%が六五歲以上の者であつた。一九〇〇年では、四・一%、一九三〇年では五・四%であつた。次の二〇年間の中には米國の人口は殆んど固定してしまふだらう。丁度、英國や佛蘭西の樣に。尤も、そこには色々の理由がある。例へば世界大戰以後出生率が減下して來たといふ樣な理由もある。一九二〇年から一九三二年迄の一〇〇〇人當りの出生率は二三・七から一七・四に減じ、その間、一〇〇〇人當りの死亡率は一三・一から一〇・九に減じた。今日では、六五歲以上の男女數は約七、五〇〇、〇〇〇人である。一九七〇年迄には、六五歲以上の男女數は優に一五、〇〇〇、〇〇〇人を超へることだらう。

決して年金を縮少させてはならない。死亡率が低いのは年金業者にとつて有利である。だから、年金契約を普及させよ。ドシ〳〵賣り擴めよ。津々浦々に迄擴がつて行けば、死亡率問題は自然に解消される。何故?

歐洲の死亡率

各階級に亙つて年金が普及してゐる歐洲の年金受取人の死亡率の測定によつてこの說は證明される。筆者は歐洲諸國（主として、年金が最も普及してゐる國八國を選んだ）の年金狀況を檢討して見た。その返還割合を米國の夫れと比較してみて、その差の大なるに驚く。

右八ケ國の中二國を除いては何れも、年金率は米國の夫れよりも高いのである。その二國とは瑞典と蘇蘭である。瑞典では、若年齡に對する年金率が米國の夫れより僅かに低くいが、年齡進行と共に高くなつて行つてゐる。しかも、瑞典（全歐洲中最も死亡率が低い）の死亡率は米國の夫れより遙かに低いのである。

年金率國別比較

年齡	瑞典* 男	瑞典* 女	丁抹+瑞西+（佛蘭西區）男	丁抹+瑞西+（佛蘭西區）女	丁抹+瑞西+（獨逸區）男	丁抹+瑞西+（獨逸區）女	和蘭* 男	和蘭* 女
四〇	五・二一%	四・九三%	—%	—%	五・六一%	五・三三%	—%	—%
四五	五・七一	五・二五	—	—	五・一〇	五・七六	五・九六	五・六四
五〇	六・二三	五・六九	七・三〇	六・六七	六・七五	六・三四	六・五〇	六・〇七
五五	六・九三	六・二九	八・一六	七・三二	七・六三	七・一三	七・二三	六・六六
六〇	七・九二	七・一四	九・三七	八・一八	八・八〇	八・一六	八・二〇	七・八八
六五	九・三四	八・三五	一一・〇九	一〇・九六	一〇・四一	九・五七	九・五八	八・八四
七〇	一一・四〇	一〇・一三	一三・一三	一二・九八	一二・六三	一二・五三	一二・五一	一〇・二四
七五	一四・三九	一二・八一	一七・〇四	一六・二九	一五・七一	一四・二四	一四・二五	一三・五〇

年齡	英蘭+蘇蘭+佛蘭西+自耳義+米國+ 男	英蘭+蘇蘭+佛蘭西+自耳義+米國+ 女
四〇	五・四〇%	五・〇五%
四五	五・二〇%	四・九〇%
五〇	六・〇九%	五・七〇%
五五	六・四六%	六・〇九%
六〇	七・四六%	六・四六%
六五	九・〇四%	八・〇四%
七〇	一一・〇六%	一〇・〇六%
七五	一四・〇四%	一三・〇四%

四五	五・八〇	五・四〇	五・六五	五・二〇	六・五五	六・五五	六・九二	六・九二	五・七八	五・四二
五〇	六・四〇	五・八〇	六・二五	五・六四	七・一六	七・一六	七・五二	七・五二	六・三六	五・八八
五五	七・二〇	六・四〇	七・一〇	六・二四	八・〇〇	八・〇〇	八・三六	八・三六	七・一三	六・五〇
六〇	八・三〇	七・二〇	八・二〇	七・〇八	九・一八	九・一八	九・五三	九・五三	八・一三	七・三〇
六五	九・七〇	八・三〇	九・七〇	八・二七	一〇・八四	一〇・八四	一一・二〇	一一・二〇	九・四六	八・三六
七〇	一一・七五	一〇・〇〇	一一・八〇	一〇・〇〇	一三・二四	一三・二四	一三・六二	一三・六二	一一・二五	九・七七
七五	一四・八五	一三・六〇	一五・〇〇	一三・六七	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・三八	一六・三八	一三・六七	一一・六八

*年拂
+半年拂

瑞典、佛蘭西及米國の生命表

瑞典生命表 年金受取人一、〇〇〇名

年齢	男	女
二〇	六・〇	二・六
二五	五・七	三・一
三〇	五・六	三・四
三五	五・七	三・六
四〇	六・六	四・一
四五	七・九	四・六
五〇	一〇・〇	五・六
五五	一二・九	七・五
六〇	一七・九	一一・〇
六五	二七・〇	一七・五
七〇	四二・〇	二八・五
七五	六五・〇	四九・五
八〇	一〇五・〇	八五・〇
八五	一六七・〇	一四〇・〇
九〇	二五二・〇	二〇七・〇

佛蘭西生命表 年金受取人一、〇〇〇、〇〇〇名

年齢	生残数
五	八九二、七六五
一〇	八六六、六八四
一五	八四九、四四六
二〇	八二四、一五九
二五	七九六、七八六
三〇	七七一、六八一
三五	七四五、五〇八
四〇	七一七、三三八
四五	六八五、七八四
五〇	六四八、八二三
五五	六〇三、六三四
六〇	五四六、六〇四
六五	四七三、八五一
七〇	三八二、九一九
七五	二七六、三二五
八〇	一六六、一六二
八五	七四、四七七
九〇	二〇、七九一

米國結合年金生命表

年齢 男	年齢 女	生残数
一〇	一四	一〇〇、〇〇〇
一五	一九	九九、一九七
二〇	二四	九八、二八二
二五	二九	九七、二三七
三〇	三四	九六、一四六
三五	三九	九四、九一〇
四〇	四四	九三、一八三
四五	四九	九〇、六五六
五〇	五四	八七、〇〇四
五五	五九	八一、八一四
六〇	六四	七四、六一九
六五	六九	六五、〇一九
七〇	七四	五二、九一一
七五	七九	三八、八七三
八〇	八四	二四、五〇七
八五	八九	一二、二八九
九〇	九四	四、三七五

（注意） 米國結合年金生命表を若し瑞典生命表の如く年金受取人各一、〇〇〇人毎の基礎に依つて現はすとすれば、男子側は次の如くなる。五〇歳一〇・三、六〇歳二三・〇、七〇歳五〇・八、瑞典に比して米國年金受取人の死亡率の如何に高きかゞ判かる。

一年一金―

英國に於ける年金率は米國の夫れよりも稍々低くい。所謂コンソール（實際上永續年金である）を政府が募集してゐるにも拘らず、右の狀態が存在してゐるのである。このコンソールは全國民を支配してゐるので、その利廻りは極く低い。これによつてみると、低利な政府年金に民衆が滿足してゐる樣な時には、英國民間保險會社も高利年金を市場に賣り出さない理由が伺はれる。故に、英國の率は米國の夫れより稍々高いにも拘らず、尙ほ最高限度のものであるといふ結論を我々は得る。

和蘭の年金率は比較的高いが英國の夫れに非常に似てゐる。和蘭の商業上の傳統が英國式商業に漸次變つて來たからである。

丁抹に於いては、死亡率が米國の夫れよりも低くいにも拘らず、この利廻りは非常に高い。丁抹に於いては、安全堅實な投資は未だ四％乃至五％の利率で充分實行されてゐる。全く、丁抹の保險會社は世界最高の年金率を支拂ひ得る能力があるものとみてよい。

年金の發生地である佛蘭西に於ける年金受取人の死亡率は米國の夫れより遙かに高く、その年金率も米國より高いのである。佛蘭西の年金受取人數は米國の夫れの一八倍である。卽ち、米國の年金受取人一人に對し一八人の年金受取人が佛蘭西にはゐる。勿論、人口の割合も考量してのことである。斯くの如く年金契約高が高大である佛蘭西では、男女間に年金率の差別を設けてゐないのである。

瑞西では、佛蘭西區は佛蘭西式方法を採つてゐて、その利廻りも佛蘭西の夫れと同じである。獨逸區は獨逸式方法を採つてゐるが、その年金率は未だ米國の夫れより高い。白耳義の死亡率と年金率は佛蘭西のと大いして違はない。白耳義の年金年廻りは佛蘭西の夫れと殆んど同じく高い。

數年前、私は生命表についてアクチュアリー（ツラベラーズ保險會社の故エドモンド・モーリス氏）と論爭したことがある。それは二月か三月のことであつた。モーリス氏は一〇三％の死亡率を現はした數表を作つた。彼は『しかし』と云つた『心配し給ふな。自然が善處して呉れるよ。今は冬ぢやないか。冬は何時でも死亡率が高い。年を越す迄には死亡率も五〇％乃至五五％近くになるだらう』。

全くその通りである。平均法則といふものは人爲的若くは外部的力で防害されない限り、絶對的精確に作用するものである。さて、我々が年金募集を極度に擴大して行つて全人口を年金に加入させるとすれば、平均法則によつて死亡率は保險會社にとり有利になるのではあるまいか。

ランデンムーア表

年金受取人一、〇〇〇人對正常死亡率に基き、利息三分五厘で算出せる年金準備金

年齡	一年度中の正常死亡率	新準備金
五〇	一三	二四、九九九弗
五一	一三	二三、二六六
五二	一四	二三、三四三

年齡	一年度中の正常死亡率	新準備金
六〇	二一	一六、六八七弗
六一	二二	一五、四六八
六二	二四	一四、六八八

年金			
五三	一五	二三、〇九二	
五四	一六	二二、七六〇	
五五	一六	二〇、九二二	
五六	一七	二〇、四三八	
五七	一八	一九、六六九	
五八	一九	一八、八五〇	
五九	二〇	一七、八七〇	
六三	二五	一三、二〇九	
六四	二六	一一、四九二	
六五	二八	一〇、一八六	
六六	二九	八、二八二	
六七	三一	六、五三四	
六八	三二	四、四一六	
六九	三三	二、二四四	

チヤールス一世の治字に於いては、單生年金は年金受取人生存中毎年一六%以上支拂ふことが出來たのである。聯生(二人)年金は一二%支拂つてゐた。當時では、年金受取人の年齢は大いして重要視されてゐなかつた。當時の衞生設備は全く不完全にして、流行病が流行してゐたので、幼稚な生命表でも過誤はなかつたのである。

年金掛金が平均一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗以上に達するものと考へると、年金受取人軍に供給するため毎年約一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗を要する。償却基金に一〇〇、〇〇〇弗を要求することゝなれば、今日論議の的となつてゐる投資問題を一變させることになる。私は年金について樂觀してゐるためでもあらうか、私は正常死亡率の下では年金準備金を複利三分五厘で算出した。三分五厘は非常にいゝ利廻りであつて、私の死亡計算の數字は佛蘭西の夫れを超へてはゐない。年金が全人口に行き渡れば、私のこの死亡率が適用されると信じてゐる。堅實な保險數理に據ると、五〇歳の男子は一、〇〇〇弗につき終身間毎年六八弗を受取ることが出來ると私は

みてゐる。

次に簡單な說明をあげてみやう。その計算は二〇年期間によることにする。

二〇年間毎年一弗を年金受取人に支拂ふためには、準備基金は一四・二一弗を要する。毎年六八弗を支拂ふためには、準備基金(右と同一條件に從ふものとする)は九六六・四一弗を必要とする。この基金は複利三分五厘で投資されなければならぬ。

五〇歳の年金受取人一、〇〇〇人が各々一、〇〇〇弗づゝを保險會社に拂込むものとする。三三・五九弗(1,000弗−966.41弗=33.59弗)から事業費を控除しなければならぬ。

もつと簡單に說述すると、九六六・四一弗が一、〇〇〇箱に入れらるゝ。卽ち一箱には毎年三分五厘の利息をあぐる九六六・四一弗が這入つてゐるものと假定することが出來る。

第一年度の終りに、年金受取人等は六八弗の收入を受取る。その前年の死亡者によつて、一三箱が手をつけられずに殘る。夫等の箱に這入つてゐる金額は二〇年間三分五厘の複利利息を生んで將來の使途に應ずるために二四、九九九弗の新準備金を生ずるのである。

第二年度の終りに、年金受取人等は彼等の箱から六八弗を受取る。しかし、又一三人の死亡者が出る。前記と同じ理由で、第二準備金は二三、二六六弗になる。毎年斯くの如く繰り返して行くと、七〇歳迄生殘する年金受取人は五六八人となり、彼等は毎年六八弗を受取つて來たものにして且つ彼等のための新準備金は割合に大きい。斯

一年一金くの如く二〇年以後の經過をみて行けば、我々は「各年金受取人はその生存期間中各人の持分を全部受取つて行く」と云ふ結論に達する。

上揭の私の表は二〇年間の毎年の過程を示すものである。

「低利息收入と低死亡率の兩傾向が合して年金業は生命保險會社にとつて不利な冒險事業となる」と云ふ謬說に對する反對の論據を以上私は述べた積りである。尙私のこの所說に對する御批判は喜んでお受けする。しかし、その節は私の所說を事實と正確なる材料に照合して貰ひたい。どうか年金のアラばかり探して、この新興の年金業を絞殺すること丈けは止めて貰ひたい。それは許すべからざる罪惡である。私はこの米國に於いて年金が大道を勇ましく行進する姿を眺めにい。世界に誇る我が生命保險業界の人達からの高らかな聲援を切に乞ふ。

年金は我々が育てゝ行かねばならぬ。保險會社と代理人と公衆の相互利益のために、年金は廣く寶り擴められなければならぬものである。公衆の側からみた年金のことについては次回に於いて論述することにする。

（つゞく）

年金と課稅について

ニューヨーク生命　フロイド・S・モートン

死と稅金ほど、確定的なるものは無いとは屢々耳にする處であるが、財產を造り上げ又は分配する爲に正鵠を得たる取極めをする場合、この二問題に對しては、誰でも確信が無い樣に思はれる。勿論、將來死ぬと云ふことゝ、將來徵稅されると云ふことには一點疑の餘地は無い。しかし、どれ程長生が出來るか又幾何の徵稅が引續いて行はれるかと云ふことは誰れも豫知することが出來ない。處が、この不確定さの大部分は生命保險の設定及び年金の購入によつて避けることが出來るのであつて、かゝる制度に關する長所を瞭かにするのが本論文の目的である。

本問題に對する關心は、特に有產階級では過去數年に亙り益々深められて來た。この現象が起つた主な原因は、二つの異變、卽ち經濟狀態と稅法の變化であつた。

設例

假りにジョン・ドオと云ふ人の場合をとつてみやう。一九二八年に於ける氏の所有財產は內輪に見積つて一〇一年一萬弗で、これより生ずる一年間の所得は五千弗であつた。この當時にあたつては、ドオ氏は生命保險契約よりも一金有利に其の資產を運用することが出來るし、且つ、自分が倒れても家族は充分に保護されて居ると信じてゐたか

ち、同氏に對して生命保險契約を締結して所有財産の增殖を計るべきを說得することは到底出來なかつた。尤も、氏は死亡時に於ける、自分の財算に對する諸稅金や他の費用の支拂に必要な現金を準備する爲めの生命保險は契約してあつた。

然るに、今や一大變化が起つた。金融界の悲況に累されて、かつて一〇弗を算したドオ氏の財產は三萬弗に低下したのである。そして、氏の財產より生ずる所得は一千弗に激減した。それで、同氏はその低下した財產に對する諸稅金や他の費用に具ふる爲に必要な金額以上の生命保險契約を所持してゐる。不幸はこれに止まらず、稅率の劃增、免稅點の引下げ幷に新稅の賦課を含む新稅法の實施で氏は益々苦しんだ。

其の結果、生命保險に對するジョン・ドオ氏の考も亦根本的に變つたのである。現今では同氏は財產所得を獲る道、將來に對する氏自身並に家族の保護、從つて又、益々加重してゆく納稅負擔の低減、をば達成させる方法に關し、投資物の安全性に就て、以前に增した關心をもつに到つた。種々調査の後、彼は是等種々の問題に對して、理想的な方法で、解決を與ふるものは生命保險及年金契約であると氣が付いた。

この問題に關しては、種々の見地から論評されるであらうが、私は玆では特に課稅に關する立場から、各種の利益に就て論することゝする。生命保險及び年金關係の稅法の各規定を簡單に說明した後、是等主要規定中の或る部分を利用するのが得策であることを明示する解說を敘することゝする。

所得稅

所得稅は中央政府と大部分の州廳とで年每課稅してゐる。各所得稅法中の諸規定は、生命保險の所得金、掛金及配當金の取扱ひ上では全く同樣である。處が年金所得金の課稅に關しては種々異なつた規定が適用される。一九三四年の聯邦稅法には全然新課稅方法が含まれてゐる生命保險規定には類似の點が甚だ多いので、爰では、現在の聯邦稅法中に含まれてゐる規定のみを說明する。

(一) 被保險者死亡の爲に、全額一時拂渡し又は他の方法で、拂渡された生命保險契約に依る所得金は、金額の多少又は受取人の如何に關せず、稅金は全然免除されるのである。但し保險金を利息附にする約定で、保險會社へ預けて置く場合、利息に對しては課稅される。『他の方法』なる用語は、一九三四年の稅法で初めて用ゐられ、以前の法規では『賦拂』となつてゐる。これに就て、米國大藏省では非常に面倒なことになり、且つ賦拂金中の利息部分に對する課稅可否の論が對立してゐる。しかし、支拂金が利息の形式で保險金受取人へ拂渡されぬ限りは、課稅さる可きで無いと思はれる。

(二) 被保險者の生存中に拂渡された生命保險契約に依る所得金(配當金及返還金を含む)はその金額が保險契約に對して拂込濟保險料總額を超過せぬ限りは免稅となる。此の規則の除外例となるのは、年金契約に依る年金としての所得金であつて、これは、全然別の方法で課稅されるのである。

(三) 生命保險契約養老保險契約或は年金契約が讓渡又は他の方法で金錢的對價を以つて、他人に讓渡された場合、この對價の實際價格及び讓受人が讓渡を受けた以後に拂込んだ保險料金又は其他の金額に對しては所得

稅を免除されるのである。「金錢的對價(有價約因)」なる用語は、米國大藏省の解釋では、夫婦間又は近親者間の「自然愛幷に愛情に基く」讓渡の場合、或は一會社が職員又は重要使用人の生命に對して保險契約を結び、第一回拂込及び其後の保險料金を該會社が拂込む場合等を含まないと見るべきであらう。

(四) 個人加入生命保險に關して拂込れた保險料は、經費としての控除は出來ないのである。

(五) 納稅者が經營してゐる事業に關して、會計上の關係を有する個人或はその職員又は使用人の生命危險を保護する契約の爲に拂込める保險料は、該納稅者がその保險契約に依る直接又は間接の保險金受取人である場合、控除することは出來ない、但し納稅者が保險金受取人ではなく、且つ保險料は普通營業費の一部分となると云ふ說明が出來る場合、これを控除してもよいこともある。

(六) 慈善、宗教、教育若くば是等と同種の事業團體へ確定的に拂渡されるべき保險契約に對して拂込まれたる保險料は若しその保險料に他の稅金免除を受くべき慈善的寄附金を加へた金高がその納稅者の純所得の一五%を超過せぬ限り、控除することが出來る。

(七) 貸附に對する擔保に使用されてゐる保險契約に對して拂込まれた保險料はその事情に據り控除出來ることもあり又出來ない場合もある。これは、借主が拂込んだ保險料は控除することが出來ないけれども、貸主が拂込んだ場合、一定條件の下に控除が認められることもあると見るべきであらう。後者に關する規則は矛盾してゐる。

(八) 保險契約借入金に對する支拂利息は控除出來る。前にも述べた如く、現行の聯邦所得稅法には年金課稅に關する全然新課稅規定が含まれてゐる。舊法では、この種の所得は、年金契約に關して拂込まれた保險料又はそれと認められるべき金額の總計に等しき金高に達する迄は、課稅を免除し、同額となつた以後の年金所得全部に對しては課稅されて居たのである。現行法は、年金契約に依り年金として受取る金額はその購入の時期に關係なく、年金契約に關して拂込まれた保險料又はそれと認められるべき金額の總計の三%を、總所得中に繰入れる樣に規定されてゐる。この金額(保險料又はそれと認められるべき金額の總計の三%)を差引いた殘りの年額年金所得の全部は、右の總計に等しき金高に達する迄(過去各年度全部を含む)は除外することが出來るのであるが、總計の金額に達した時から以後は年金所得全部に對して課稅されるのである。參考の爲め一、二の簡單な例を擧ぐれば、左の如くである。

設　例

一九三三年に掛金一〇、〇〇〇弗を投じて年金額八〇〇弗の年金契約を結び、一九三四年に年金受取人は最初の年金八〇〇弗を受取つたとする。この金額の內一九三四年度に對する總所得に繰込むべき金高は三〇〇弗(一〇、〇〇〇弗の三%)である。そして、同年度に對する控除金高は五〇〇弗となるのである。この規則は二〇年間適用される。乃ち、總所得から總計一〇、〇〇〇弗(年額五〇〇弗づゝ二〇ヶ年)を控除し終る迄繰越し、以後は、年金八〇〇弗に對して所得稅を課せらるゝのである。

一九二三年に保險料一〇、〇〇〇弗を投じて年金八〇〇弗の年金契約を結び、一九二四年より一九三三年迄前後併せて一〇年間に、年金受取人は少しも總所得に繰入れなかつた年金八〇〇弗（合計八、〇〇〇弗）の所得を受取つたとする。この場合彼は將來更らに二、〇〇〇弗（二〇、〇〇〇弗より八、〇〇〇弗を差引き殘高二、〇〇〇弗）を總所得から控除することが出來る。

一九三四年度に對して總所得に繰入れとなる年金の金高は三〇〇弗である（一〇、〇〇〇弗の三%）。又同年度に對して控除する年金の金高は五〇〇弗であつて、この規則は將來四年間適用される。乃ち總所得から除外される金高が更に二、〇〇〇弗增す迄は適用されることになり、以後は年金八〇〇弗を總所得（課稅額）へ繰入れなければならぬのである。

個人所得稅の賦課を實施してゐる各州では年金の課稅に關する現行の聯邦規則を採用して居ない。是等の州では拂込濟保險料と同等の金高に達する迄は受入れ年金全部に對する稅金を免除してゐる。但し例外はある。マサチユセツツ州では、一・五% の率で、一切の年金所得に課稅して居るし、オハイオ及び他の二、三州では個人財產稅法の適用により、年金契約に對して課稅しようと計劃してゐる。

舊聯邦所得稅法では、年金契約を締結する爲に生じた負債に關する支拂利息は、課稅額より控除することが出來ない。新法では斯樣な規定が無い。從つて、此の種の支拂利息は控除を許るされてゐると見てよからう。

財產稅及相續稅

財產所有者の死亡による遺產相續人に對しては、財產稅及相續稅が賦課される。聯邦政府は財產稅を課し、各州及びネバダ幷にコロンビヤ地方を除く州政を有せざる地方では、相續稅又は財產稅の一方若くば雙方を賦課してゐる。被保險者の死亡に依り、その遺族の爲め又は遺族に對して拂渡される生命保險金は、他の資產同樣、課稅されるのである。これに反し、指定保險金受取人に對して拂渡される保險金は、聯邦政府及び、ウキスコンシンを除く、諸州全部では、特別免除を認めてゐる。現行の聯邦財產稅法では、被保險者が自ら契約した生命保險契約であつて、指定保險金受取人に拂渡さるべき保險金は、四萬弗に達する迄、所得稅を免除されることを規定してゐる。この特別免除は、財產の種類を論ぜず、各財產（遺產）に對して許るされてゐる免稅額五萬弗に追加されるのである。

大部分の州では、指定保險金受取人に對して拂渡される生命保險金は、一切相續稅を免除されるが、數州では、此の保險金の免除額に制限を附して居る。この寬大な課稅免除に依りて生ずる利益、（特に多額の遺產である場合、）は聯邦財產稅法に依り、保險金に對し課稅すること及び州へ納附した諸稅金に對し同法に基いて八〇%の免除を聯邦政府で許可すること等の理由で、何れかと云へば最少限度迄引下げられる。

死亡給付及び年金契約の返還金に對し課稅することに關する適用法規は殆んど見當らない。とは云ふものゝ、現行の聯邦財產稅法及び大部分の州相續稅法幷に財產稅法に依りて、斯樣な金額には課稅されると見るべきであらう。但し、州によつては、稅務官も裁判官も、非常に寬大な態度を持し、生命保險所得金に對すると同樣の、

課税免除を許るしてゐる。

聯邦財産税＝一九三四年の收税法

一九二六年及一九三二年の各收税法と新聯邦財産税との比較表。何れの場合に於ても紐育州免税最高額(四〇、〇〇〇弗)は認められる。

免税以前ノ純所得	一九二六年ノ收税法	一九三二年ノ收税法	一九三四年ノ收税法
一〇〇、〇〇〇弗	弗	一、五〇〇弗	一、五〇〇弗
二〇〇、〇〇〇	三〇〇	八、三〇〇	一〇、四〇〇
二五〇、〇〇〇	六〇〇	一一、六〇〇	一五、二〇〇
三〇〇、〇〇〇	九〇〇	一五、九〇〇	二二、〇〇〇
四〇〇、〇〇〇	一、七〇〇	二三、七〇〇	三四、八〇〇
五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	三二、五〇〇	四九、一〇〇
六〇〇、〇〇〇	三、五〇〇	四一、五〇〇	六四、一〇〇
七〇〇、〇〇〇	四、五〇〇	五一、五〇〇	八〇、六〇〇
七五〇、〇〇〇	五、一〇〇	五六、六〇〇	八九、二〇〇
八〇〇、〇〇〇	五、七〇〇	六一、七〇〇	九七、八〇〇
九〇〇、〇〇〇	六、九〇〇	七二、九〇〇	一一六、五〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	八、三〇〇	八四、三〇〇	一三五、九〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇	二四、九〇〇	二一五、九〇〇	三六一、五〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇	四五、五〇〇	三七一、五〇〇	六三一、一〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇	七〇、一〇〇	五五一、一〇〇	九四四、七〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇	九七、九〇〇	七五七、九〇〇	一、三〇一、〇〇〇

右表で明かなる如く、一九二六年の收税法では五〇〇、〇〇〇弗の財産所有者は、僅に二、五〇〇弗の聯邦州税を負擔すべきであつたのに對し、一九三四年の收税法では、同財産に對し、聯邦政府へ四九、一〇〇弗を納附する義務が生ずるのである。

特別規定を除き、遺産管理人は、右負擔を支拂ふ爲に、斯樣な財産中の最も支拂に適した財産の一〇%を要求するのであらう。然るに、保險會社に本項の金額を支拂はさせて置けば、元金(納税額)に對して、死亡期迄、毎年の支拂利息は、法定利率よりも少額で濟むのであるから、此の場合、保險會社を利用するのが有利であることは明瞭である。

贈與税

聯邦政府、オレゴン州、バージニア州ウヰスコンシン州では毎年贈與税を賦課する。是等の法律は直接に生命保險或は年金について明記しては居らぬが、法規中には贈與に依る、生命保險或は年金契約の移讓に關する種々

の特定規定が含まれてゐる。從つて、現行の聯邦贈與稅法もその解釋に基くべきである。法規中に含まれてゐる規定を左に記載する。

(一) 生命保險契約の確定的讓渡或は契約上の所有權に附隨する權利を放棄して、該契約の保險金受取人を指定したる場合、純現金價格及び前拂保險金があれば贈與の日迄に割當て、その金高をも含めた金額が贈與となる。

『前拂保險金』とは、贈與日以前に、その日以後の保險保護に對して拂込んだ保險料の意に解されてゐる。

(二) 生命保險契約の保險料が保險契約上の所有權に附隨する權利を全然有せざる被保險者に依りて拂込まれ、且つ保險金受取人が被保險者の遺族以外の者である場合、各保險料拂込は拂込の金額に關して、贈與とされる。

(三) 贈與者が受贈者の爲に年金契約を締結する場合、贈與者の契約に對する拂込元金を以て贈與價格とする。但し贈與者が年金或は年金現金解約價格を、自己或は自己の債權者に拂渡となるべき無條件の權利を留保する場合、右の留保した權利を行使する以前に受贈者へ拂渡された金額を以て、贈與が成立するのである。

現行聯邦贈與稅では、財産に關する未來の利益の贈與を除き、一曆年間に或る一個人に與ふる最初の贈與金額五千弗は稅金を全然免除される。五萬弗の全額一時免稅額は又贈與者が一年間內或は數年間に亘り、全額の盡きる迄、分割拂渡しを受ける場合にも免稅を許可されることゝなる。

生命保險及年金の利益

本來、脫稅は決して勸めてはならない。しかし、合法的に課稅を避けることに判斷良しきを得た證據である。何故に各財産所有者は各自の稅金負擔を最少限度に低める爲め法律に依つて認められてゐる、種々の課稅免除事項を利用せぬのであらうか。

保險金額或は誰に拂渡すかに構ふことなく、被保險者死亡の爲に、全額一時拂か又は其他の方法に依り、拂渡された保險金に關する完然の免稅は、所得稅法に依りて、生命保險に對して與へられる主な利益である。一例を擧ぐれば、年拂保險料三〇〇弗で一〇、〇〇〇弗の保險契約を結び、その被保險者が保險契約第一年度に死亡したとすれば保險契約取引による利益金は九、七〇〇弗となるが、保險金受取人は、所得稅全免で一〇、〇〇〇弗受取ることゝなる。この保險金は賦拂で拂渡される場合もあるが、さすれば、保險金受取人は或る年數期間內に一〇、〇〇〇弗よりも更らに多額の金高を、稅金免除で、受取ることゝなる。被保險者が、契約締結後數年間生殘し、保險料拂込を繼續してゐたとしても、經濟的利益及び死亡に依りて生ずる保險契約取引上、稅金節約高は、保險保護に關する代價を考へに入れずとも、長期間には相當多額となるであらう。被保險者が、最早や保險保護を必要とせぬ時期迄生殘し、且つ保險金は、老年期に於て、該被保險者個人の爲に使用さるゝ場合、彼が生存中に受取れた金額全部は、保險契約に對して拂込んだ料金の總計に等しき金高を彼が回收する迄所得稅免除となるのである。

新規定の說明

一年金一

生命保險は、上記の如く保險契約に關して拂込んだ保險料の控除が許るされることに依り、稅金の切詰めが出來て、未來の人情味ある贈與に備ふるの用に供せられる場合が甚だ多いのである。

年金所得の課稅方法を變更した聯邦所得稅法の新規定は、想像されるやうに不利ではない。免除許可となる金額を通算すれば、舊法に依つた額と全然同一なのである。相違點は、年金受領者が長生しなければ、最大特典を享けることが出來ないことである。例へば、舊法に依れば、政府は、年金受領者に對し、契約に關して拂込んだ掛金と見るべき金額全部の回收を終る迄、年金所得を免稅してゐたが、現行法では、政府は毎年、年金所得の一部分には課稅するけれども、掛金と見るべき金額全部の拂戻を受ける時迄、所得殘分(課稅されぬ部分)を免稅で受取ることを許るしてゐる。現行法に依る、稅金免除期間中の納稅總額は、十中八九は、舊課稅方法に依る、同期間中の總額よりは非常に少額となるのは面白い、乃ち、年金受領者が掛金と見るべき金額全部を免稅で回收出來る時迄生殘し、且つ現行所得稅率及び各種の免稅が依然繼續される場合を指すのである。

相續稅及び財産稅に關する限り、何故に指定保險金受取人に拂渡さるべき生命保險に依り財産(遺産)を積むかに就ては正當な種々の理由が存する。聯邦財産稅法で認められてゐる、四萬弗の特別免稅だけでも、生命保險の募集高は多額に達する、とは尤もなことである。この有利な事情の外、更らに聯邦相續稅法による、此種の保險金に對する、寬大な種々の稅金免除があり、且つ遺言檢認證管理の免除もあつて、遲延、出費及び面倒な書類手續を省くことが出來る。誰でも、死後に財産を遺さうと企てる者は、この稅金切詰の制度を利用するがよい、と云ふことに誤は無い。

歲入を增す爲に、贈與稅法が實施されてはゐるが、これは他に、死亡時に相續稅及び財産稅を避ける爲め生存中に多額な財産贈與をすることを減殺する目的をも持つてゐるのである。

勿論、特定の場合、財産の移讓を死後迄延ばして、財産稅及び相續稅を納める代りに、生存中に財産を移讓して贈與稅を負擔する結果より生ずる稅金切詰額の見積を立てることは出來ない。但し左記二三の要點は心に留めて置くがよい。第一、財産の一定額迄は、贈與稅金全免で、生存中に移讓することも出來る事。第二、贈與稅金率は財産稅金率程に高率ではない事。第三、贈與が生存中に行はれる場合、生命保險契約は他の財産に對する以上に、一定の利益がある事。卽ち、生命保險財産及び年金契約の所有者達は、多くの課稅特典を享有出來る、そして、是等の利益は、稅金賦課が增すにつれ、益々有利になることは、以上記する處に依つて瞭かであらう。

米國の年金所得稅について

"The Review" 誌 (1934.5.25) に發表した「年金所得稅」の論文は一般の關心を喚起し、多くの投書を受けたが、其中には米國紐育州「全米生保會社協會」專務取締役ロオジヤア・ビイ・ハル氏及び同誌濠洲通信員からの書面があつた。ハル氏は親切にも、合衆國で生命年金が聯邦所得稅を賦課さるゝ基準たる新協定の詳細なる說明を載せた小冊子を封入し、濠洲通信員は、濠洲に於ける生命年金に對しての聯邦課稅管理規則に關する報告を送附して來た。年金に對する所得稅の問題は、現今英國及び他の諸國に於ける社會各層の大部分に對し、重大な意義のあることは一點の疑もない。所得稅は高水準に置かれてゐて、戰前の程度に引下げられる見込みはない。當今、吾等が負擔を承認してゐる高率課稅は、過渡的徵候ではない。少なくも、年金受取人に對しては、永久的のものゝ如く思はれる。この課稅は更らに引上げられるやも計られない。而も、時も時、非常に多數の人が四圍の事情に壓され、相應の所得をうる唯一の途として、生命年金に彼等の資本を投ぜざるを得ぬ際に、斯樣な狀勢なのである。所得稅は彼等にとつて、容易ならぬ脅威である。英國に於ける所得稅課稅額査定方法は不公正である。有力な團體又は團體聯盟が稅務官廳に對して、本問題を提げて立つべき機は將に熟してゐる。諸生命保險會社がこの問題に關し或る種の責任を避避することは困難である。

英國に今も尙ほ存續してゐる所得稅問題に關する協定、それに基いて生命年金幷確定年金は、資本金部分を含む賦拂金全部に對して稅額査定が行はれる。この協定は生命年金に關する限りでは、個々の年金賦拂金に對する元金と利息との分離が不可能であるとの假定を根據とし、又、確定年金に關する限りでは、吾等の了解する處では元金と利息とを分離して支拂ふことを認める契約締結に對する、多數生命保險會社側の拒絕に基くものと見られる。元金と利息とが分離出來るならば、所得稅は利息のみに對して要求されたのであつたらうに。大抵の生命保險會社は元金と利息とを分離する確定年金契約の締結拒絕は、諸會社が、しく見解を逃べてみるのは徒爾でないと信ずる。元金に對し納稅を餘儀なくされるのである。この點に關して少大衆を助けて脫稅せしめてゐることを、暗示する惧れある事柄の實行を、嫌ふ故だと言はれて居る。これは、實に不思議な議論である。年金の賦拂金中に含まれた元金に對する課稅を正當だとするならば、それは法律に依つて規定せらるべきであらう。然るに、斯樣な規定が設けられて無い處から見れば、規定の必要が看過されたか或は元金に對する課稅許可の要求が立法部で許容されなからうと云ふことが認められてゐるのか何れかだと推定する他はない。どちらの解釋が正しいかは勿論不明であるが、法律が現行通り維持される限り（吾等が理解する如く嚴存するとして）、諸生命保險會社は保險契約者に許されてゐる稅金免除の特典を遺漏なく各社の保險加入者に均霑せしむる樣に、保險契約を締結すると云ふ點に就いて、徹底的には正當で無いのみならず、これを實行しなければ、各會社は、契約者達が權利として期待できる限度迄、各保險契約者の利益を研究しては居ないと云へる。斯く云へば、嚴に失する如く思はれぬでもないが、これは眞劍な問題であつて、卒直な考慮と發表とを必要とする

一年金

のである。假に年金の賦拂金を元金と利息とに分離することが、法律の變更を來たし、元金に課稅する爲の稅額査定を規定さるゝ場合でも、年金受取人は現在より一層の不利益を蒙る筈はないであらうし、吾等は少なくも、吾等の脚元を知ることが來る。しかし、稅務省當局が赤裸々に元金課稅の要求を立法部に持出せば、拒否される懸念がいつでも極めて濃厚なのである。其他、保險會社側で、元金と利息とを分離する方法に依る、保險契約の締結を拒絶することは、一個の保險契約で年賦金を拂渡す代りに、賦拂金に對する所得稅を避ける爲に英國各生命保險會社が採用してゐる逐年的に滿期日となる五個以上の別個の養老保險契約締結の實行と著るしく矛盾してゐる觀がある。確定年金に關しても同樣なことが言はれる。然るに、奇妙なことには誰でも生命年金の問題となると、年金受取人が不當の稅金を負はされてゐること、賦拂金を元金と利息とに分離する方法が無いのだと云ふ辯解とは、かなり一般的に承認されて居るやうに思はれる。北米合衆國で行はれて居る方法を簡單に示せば、舊規定では、年金受取人が、年金購入金と等しき金額を受取る時迄、生命年金の賦拂金に對し、聯邦所得稅は全然賦課されてゐなかつた。そして、等しき金額となる點を經過した後は、賦拂金の全額に對して課稅される。但し年金受取人の所得金高によつては、その受取人に對する稅金拂戻及び輕減が認められたのは勿論のことである。

この舊規定は修正された。新規定に依れば、年金購入金の三%は最初から課稅所得中に含められるが、免稅金高の合計が利息を加算せずして、購入金額に達する時迄、年金賦拂金の殘高(課稅分三%を差引いた殘金)は稅金を免がれる。その時以後は、前述の稅金拂戻及び輕減は認められるが、年金賦拂金の全部を所得表に含めること

が必要となり、稅額査定を受けることとなるのである。

例へば、購入代金を一、〇〇〇磅とし、年金賦拂金を六〇磅とすれば。最初から三〇磅(稅金拂戻及び輕減は認める)に對する稅金を納付する。三三ケ年强を經過すれば、稅金免除額三〇磅は購入代金と同等の金高となるから、其時以後は全額六〇磅を所得に含めて、稅額査定を受けるのである。

この規則は投資された購入金には三%の利分が附く、との假定に基くと見られる。この規則は勿論、運用上の妥協に過ぎない。聯邦稅務省と年金受取人の双方に對し、公平を期することが出來、眞に一般に遵奉される、方針を定めんとする企である。新規則は、以前の協定程に單純で無いため、圓滑に運用さるゝに到る迄は、年金受取人幷保險會社双方に幾分の面倒が起る可能性がある。しかし、少々の不便は、年金受取人が公平な取扱を引續き享有出來る事實によつて、充分償はれる。これに反し、尙英國に於ては斯樣な事實は終始一貫して否認されてゐるのである。米國新規定は或る場合には舊規定より年金受取人に對して一層有利な結果とさへなることもある。

支拂開始期に達した即時年金及び据置年金は何れも新規定の適用を受けることゝなつた。しかし、死亡時に拂渡される生命年金契約の手取金が、年金の形式で拂渡される場合には、稅金は免除されることゝなる。

一年金

當社濠洲通信員の報告は、濠洲聯邦稅務當局が、かつては、英國稅務當局の實行方法に做つて、年金賦拂金の全部に課稅して居たことを記載せる點で、特に注目に價ひする。濠洲稅務當局は、不公平な結果を齎らすことに想ひ及ばず、本國政府の例に做つたことゝ思はれる。彼等は、この不公平に氣付いて、所得稅々額査定法中『所

得』の定義に左の一項を追加して、法律の修正を行つた。

『年金契約ニ於ケル年金所得ハ舊法又ハ其他ノ法令ノ規定ニアツテハ控除ヲ許可サレズ又ハ許可サレ得ザル限度ノ購入金ニ相等スル年金々高ヲ含マザルモノトス』

之れが運用に關しては、何等の規則も制定されて居らず、各社の裁量に委ねてあるので、各生命保險會社は種々異なつた制度を採用した。當英國では難解だと臆斷されてゐるらしい問題も、意志次第で、種々の解決法が見出される例證として、有名な一會社が採用した方法を觀察するのも興味があらう。この方法は、年金受取人死亡の場合に於ける、年金購入金額準備の爲め、死亡表及び年金計算上に使用する利息に準據して、純粹年拂掛金を定める仕組であつて、この掛金を各回の年金拂渡金中に含まれる平準資本金高とし、賦拂金全額より之れを差引いた殘りは利息と見做され、所得稅々額査定を受くべき所得に加へられるのである。

概略を例示すれば、購入金一、〇〇〇磅で、賦拂金六〇磅を得るには、約二七磅の掛金を要することになる。この二七磅は各回の賦拂金中に含まれたる元金として又殘高三三磅は利息として取扱はれる。この方法は北米合衆國に於ける新協定と非常に似寄つた結果を生ずる。年金受取人は、最初に、納稅負擔が寧ろ增加するが、當人が長生するとも稅額が增す譯ではない。これは、斯樣な負擔に耐へることが最も容易な時機が過ぎた時代に餘分の稅金負擔がふりかゝる點から甚だ好ましき協定とは云へない。濠洲政府の協定では、購入日に於ける年金受取人の年齡が加はるに連れて掛金が割合の上で、賦拂金より增すので、各回賦拂金に對する、資本金として計上される金高が增加し、稅額査定を受ける所得高が減少する。例示すれば略ぼ左の如くである。

購入金が一、〇〇〇磅で、賦拂金が八〇磅とすれば、掛金は約四六磅であつて、課稅所得高は三四磅となる譯である。

米國の規則に依れば、賦拂金中の三〇磅は最初から所得稅々額査定を受くることゝなる。從つて、爰にも又、兩協定はかなり似寄つた結果となり、最初から、課稅範圍が大きい、一は老後に及んで一層多額の稅金を納付する場合も起るのに反し、濠洲政府に於ける制度は保險契約に關する掛金の性質を帶びてゐる。

濠洲では、此協定も廢止されて、現今では組合生命保險會社と稅務當局との協約に基く新方法が、一般的に採用されてゐる。

新協定では、年金の資本價格を、初年度幷爾後の各年金年度初めに、一九二二年濠洲國勢調査の經驗に基く、死亡表(男又は女)に依り、三%の利付で、計算する、而して、この資本價格に對する年利三%に相等する金額は、次年度に對する年金拂渡金中に含まれてゐる課稅利息の金高と看做されるのである。

見來れば、當英國では難解だと臆斷されてゐるらしい年金受取人達の大損失となる問題に就て、爰に第四段の解決方法がある次第である。

濠洲國勢調査表が手許に無い爲め、本則の實施例を示すことは出來ない。前の一例に使用したのと同じ表で、八〇磅の年金の場合を算出すれば、既述の舊濠洲協定に於ける定額三四磅及び三〇磅で初まり後年には八〇磅に

一年金一

もなる可能性のある新米國規則に比して、第一年度の課稅利息は三七磅前後となり、次年度からは大約三六磅、三四磅、三三磅、三二磅……と順次低下することゝなる。

勿論、新濠洲規則では、各保險會社は每賦拂金に關して、この基礎による資本金及び利息金を明示したる表を、各年金受取人に供給することが必要で、それを數年前に行ふのである。この表は、年金受取人が必要時期に所得稅務官に提示し、稅務官は、それに依つて稅額査定をする。斯樣な次第で、保險會社では幾分の面倒は免がれないが、由來、サービスには面倒が伴ふものである。サービスを提供することは生命保險會社の目的である。吾等は、本問題に就て、サービスの完璧を期する上に幾分遺憾の點の見える、英國生命保險會社が、既述各細目に留意されんことを蔑むる者である。

勿論、保險會社が、彼等の計劃に蹉跌することもあらう。しかし、それだからと云つて、何等の劃計をも試みないと云ふのは理窟にあはぬやうに思はれるのである。

米國政府年金法案をめぐりて

一、上院法案を否決す

「國家がやるよりも民間生保會社にやらした方が一層好成績を擧げ得る」といふ點を强調して、民間生保會社の辯護に立つた米國コネクチカット選出上院議員オーガスチン・ロナガン氏は、去る六月十九日に於いて、彼の「社會保障法案」中、年額六〇弗乃至一二〇〇弗の簡易年金を米國政府から直接に民間へ賣らうといふ條項を削除することに成功したのであつた。

民間保險會社の手に委しては小口の年金契約を行ふことは出來ないとの多數上院議員の謬見を見事に打破して、ロナガン氏は年金契約一口平均年額四五〇弗以下たるべきことを示し、結局この方が彼の「政府年金案」のそれよりも一層の便宜を年金購入者に與へるものなる所以を强調したのであつた。

氏は更に論を進めて、上記法案は寧ろ國家の獨專事業化して違憲行爲に陷る恐れある點を指摘し、なほまた、民間事業界に加へられる侵害に對して、當座の問題とよりは寧ろ國家百年の計を思ふ點で氏が法案に反對する旨を表明したのであつた。

一年金一　米國政府年金法案をめぐりて　一六七

ロナガン氏の入手せる報告

ロナガン氏は諸方面から得た報告や書面を他の上院議員達に示した。そのうちでコネクチカット・ミューチュアル・ライフ社からの報告によれば、同社は現在一口平均年額四二八・七七弗を支拂ふ掛金一時拂終身年金三、五八八件の契約を行つてをり、毎月三五弗乃至四〇弗支拂の退職年金一〇、九〇〇件の契約を行つてをる由である。

氏は更にフイーニツクス・ミューチュアル・ライフ社からの報告を示し、即ち同社が平均年額五三三・二二弗の年金五、三七七件の契約を現在行つてゐる事實に注意を促したのであつた。

フイーニックス・ミューチュアル・ライフ社の社長はロナガン氏に宛てた書面の中で、「國庫に徴收される掛金を必要なる監理事務費をも含めた年金の實際經費より勘くする場合、國家は納税者としての出費を持つ民間保險會社と明らさまに競爭することになるわけだ」と述べて居る。

掛金が重大問題

上述の書面に續けて云ふ、「なほまた、徴收される掛金が監理事務費を含む實際の年金經費を相續ふとしても、その掛金は民間保險會社で徴收する以上にうまくはゆかない。かゝる場合、年金契約者は民間保險會社の外勤代理人の勸誘による一層の便宜を享けるために恐らく民間會社と契約を結ぶであらう。而してその方が實際經驗から云つても必要で價値あることが彼等に判つてゐるのである。」

「民間保險會社では現在すでに數千件の年金契約を行つてゐるのみならず、なほ彼等は所謂「政府年金案」なんかよりも、もつと〳〵綿密な方法で廣大且つ有望なる年金市場を開拓せんとするの準備があるのだ」とロナガン氏も辯護してゐる。而して、氏は更に次の如く述べて居る。——

これらの報告は民間保險會社が、米國上院の恐らく今日まで認め來つた以上に、もつと〳〵確乎たる年金事業の原野を開拓した、また開拓せんとしつゝある事實を示して居るものと思ふ。然るに、やゝもすれば民間事業を侵害しまた現在著々と進捗の途にある年金事業そのものゝ發展をも明らかに阻止するが如き方法に則る年金の國營を一條項としたる法案「社會保障法案」が吾々の眼前に提出されて居るとは何事ぞ！

不當なる稅金の負擔

年金の國營といふ條項は、民間會社に於けるこの年金保險の素ばらしい發達を阻害する上に、なほかつ一般納稅者に不當の負擔を掛けるわけである。民間保險會社では保險・年金費に計上しなければならないところの家賃、電燈料等々をも、年金國營の場合、國家は一般納稅者の頭から負擔させることになるわけである。さうして年金に利害關係なき納稅者までも年金を受くる者達の負擔を分擔するやうに要求されるわけである。多數の者の出費に於て、しかも利益は極く僅かの者の上に及ぶわけである。

其他あらゆる考察を巡らすに、米國保險會社がこの不況時代に於ける最後の防壁の役をなし來つた事實は特に記憶しなければならないことと思ふ。われらの銀行が崩壊し財界混沌を來したる際、われらの保險會社はジブラルタルの巨巖の如くに屹立して居つたのである。これら保險會社にして潰れんか、わが米國民は全くの絶望狀態に置かれたであらうことは何人も承認するところである。恐らくや、資産の價値は消失し數百萬否それ以上のわ

が米國民が國家出費による救濟リストへ收容されねばならなくなつたであらう。

保險會社は、國家の助力を要求することなしに、最後迄踏み止まつてきた。その良好なる監理と堅實なる方針とによつて、他種事業會社に於けるが如き國家補助を必要とはしなかつたのである。この不況時代に於ける彼等保險會社の地位たるや、財政的堅實さと社會的信頼の維持に貢獻した最も力強き唯一の要素だつたと云ふべきであらう。彼等保會社にして崩壞せんか、世の有りとあらゆる信頼はそれと同時に崩壞したであらう。

反對を唱へる重點

ところで、玆に修正を加へた一の案が提出されたのである。これは即ち社會保障法の施行を監督するために設けられた聯邦社會保障事業局に保險會社の帳簿や會計を檢査させる權限を付與し、以て養老給付の民間制度を採用する、所謂被傭者保險を行つてをる民間保險會社にまかせておいて、この方面で事實國營制度に對すると同樣何らの差別なきことを確めさせようといふのである。この案はアラバマ選出の上院議員ユーゴー・ブラック氏によつて、一の修正案として示されたものであるが、これは即ち氏の說明によれば、民間保險會社を利用して差別扱や不當を避けようとするものである。

いま一つの修正案も年金保險法案としては、效果を有するものであつた。これは、幾多の事業團即ち保險業以外の會社商店によつて設定せられて居る現行の社會的保障制度の存續を認め行かうといふ案を上院議員のクラーク氏が採つたものであつて、これは勿論國家が制定するところの規準に則らしむるのである、この修正案は民間會社自營の社會的保障制度を行ふ事業團に於ては、養老恩給支拂額に對し免稅さるゝことを認むるものである。

政府年金案否決さる

保險問題としてなほ一つの注目すべき方面が、政府年金案に關聯して述べられてをる。テネシー選出の上院議員ケネス・マックケラー氏は、該案は結局、國家そのものがこの年金保險事業の經營に當ることゝなるであらうと言明した。而して氏は國家が保險事業を經營すべき「明らかなる權限」を有するといふが如き考へを否定し裁判所も亦同意見たるべきことを述べてをる。

ケンタッキー選出の上院議員A・W・バークリー氏は、前述の政府年金案に論及して、政府よりの一定額の年金購入は、畢竟、分割拂制度による國庫債券の購入だと主張したのである。

最後に、上院財政委員會の修正にかゝる政府年金案も上院の口頭採決で否決されるところとなつたのである。

案はなほ修正を受くるために上院下院協議會へ廻送せられた。

老齡退職に對して俸給稅を民間恩給制度實施中の雇主より免除すべしとするクラーク修正案は、之を要するに、多數の民間會社商店に恩給制度の設定を促がすやうなものである。免稅民間恩給制度に資格を附することとなれば、同じく社會保障法の規定を受くる諸制度に對しても均等なる特典を附與しなければならないであらう。各雇主は、多年勤續の被傭者に酬ゆるために基金を直ちに設定しなければならぬであらう。此の場合、法律によつ

—年金—

て課せらるゝ俸給稅よりも保險會社の營む制度による方が出費を多大に要するであらう。

免稅民間制度に對して國家が嚴重なる監督を行ふであらうことは豫期せられる。而してその結果として、わざ〳〵國家の法現をくゞつて民間恩給制度を設ける樣な誘因は殆んど無くなるであらう。もつとも報告によれば現在と雖も、社會保障恩給に附加して例へば保險會社若くは信託會社によるものゝ如き年金を被傭者に與へようといふ制度を採つてゐる會社商店が若干存在することは事實である。

二、保險會社側も反對

一九三五年六月六、七兩日に亙りシカガ市エツジウオーター・ビーチ・ホテルで開催された、米國保險技師協會春期會議で、特筆すべき議事は、年金掛金增加が募集に及ぼす結果に關する論議及政府年金の募集は保險技師團に對する挑戰だとする警告、とであつた。

閉會前に、アキオワ・エキタブル生保社副保險技師R・C・マックカンケ氏が、ミネソタ相互生保社々長T・A・フキリツプス氏の後を襲ふて、會長に選ばれた。副會長としては、カナダ聯合生保社總支配人兼保險技師ビクター・R・スミス氏及パーモント・ナシヨナル生保社保險技師ヘンリー・H・ジヤクソン兩氏が選ばれた。

六月七日スミス氏は、政府年金反對の警告を呼號した。氏は全保險技師が、斯樣な制度に對し斷然と戰ふ可きことを主張したのであつた。スミス氏は、その禍害を示めす爲め、カナダ政府年金制度を擧てゐる。本制度は實際上、借入金を保證すべき正當の準備金を保有せずして、四分利借入を政府に許すものだと同氏は論じた。

カナダ制度の掛金率基礎

カナダ年金は、死亡生殘表よりは寧ろ一八六三乃至九三年に對する、カナダ人口表を基礎にして契約が締結されてゐる結果、年齡四〇歲に於ては二五%、又、七〇歲に於ては三三%三分の一、何れも保險會社採用掛金率より低位だと同氏は指摘してゐる。掛金率に關する相違は、實際上人口表と死亡生殘表との相違に他ならぬ、と氏は述てゐる。

同氏は更に語をついで、政府は年金契約に關し手數料幷に經營費を支出しながら、政府年金事業に對する、準備金を積立てゐないことを述べてゐる。適當な準備金を積立つれば、不足額が生ずることになるであらう、と氏は言ふ。其他の危險事項として氏の擧げたのは、年金に對する拂込の受取金が、獨立せる基金に繰入れられて居らぬ點であつた。

スミス氏は、生保會社の卽時年金に關する掛金率を論じて、各社は掛金率の變更に際し左の三點に留意すべきである、と述べてゐる。

(1) 新掛金率は他社と併行的なるや否や。

(2) 手數料は高きに失すること＝二・五%制限以上＝なきや。

(3) 掛金率に關する增加率は貨幣價値或は利廻蓋然率と符合するや否や。

掛金率增加が利廻低下に追隨する爲に行はるゝ場合、年金募集は掛金率增加によつて、妨げられ無いとは輿論の一致する處である。貨幣價値が低落の場合、年金掛金率引上げが可能となる、是れは年金契約者達が、生保會社の購入投資物に對すると、割合上同等の所得なることを認識する故である。

精算選擇權問題

デ・モアン・ヨーメン相互生保會社保險技師アーサー・Wラーセン氏は、精算選擇權に關する討論で、有力會社が三・五%の舊利息基礎よりも、寧ろ三%の利率を採用する趨勢を指摘した。同氏は、數年前に高利率を採用してゐた二五大會社中、僅かに九社のみが舊率を用ゐてゐる事實を引用した。同氏は又、選擇權に關する限り、男子及女子受益者の間に差別を附すことになれば、生保會社は、取扱上、事態を一層公正ならしむるであらうことに論及した。この問題に就て、ラーセン氏は、一九二五年に、受益者達に無差別待遇を與へてゐた二五社中の一七社は、現今、男子及女子受益者間に差別附けをしてゐるのを指摘した。從來行はれた、受益者間に差別を設けざる選擇權の指定は、選擇權及各選擇權の適用に關する指定相違の爲め、種々矛盾を惹起した、と氏は言明した。

運用法は會社により不同

受益者に對して、解約價格に關する選擇權をも含む精算選擇權を容認する運用方法が吟味された。この討論で、精算選擇權の下に返還金の利用容認と云ふ問題に關し、前記の二五社は、殆んど同數の二派に別たれてゐたことが判明した。本會議で解約價格は、生命保險契約に對する滿期日價格と同樣、除外さるべからざるものであると云ふ意向が判然と看取されたのであつた。

假定利息の減額か或は經費增額かによつて、無配當掛金を增加すべきや否やの論議中、エトナ生保社副社長兼保險技師エドマンド・Eカンマック氏は、投資市場は萎靡してゐるにしても、生命保險資產の約二〇%は證券擔保貸附であつて、『心地良き』六%の所得を齎してゐると述べ、斯の如き利息收入に鑑み、現在掛金率は適當と見るべきであると語つた。

インデアナ州ラファエット生保社副社長兼保險技師E・L・マーシャル氏が述べた意見は『精算選擇權なる用語に關して、銀行及信託會社に倣はんとする傾向』は、生保會社が『難解、混迷の辭を弄する、一派の法律家又は法官の態度を繼續せんと希望』せざる限り、これを退けねばならぬ、と云ふのである。精算選擇に關しては、銀行及信託會社の事務を含むのではあるが、生命保險會社は獨創的な語法を使用すべきである、と氏は語つた。

保險篇

貯蓄としての生命保險

はしがき

低金利と生命保險——これは現下の經濟事情に於ける好個の論題である。これはひとり保險研究者の所謂論題たるに止まらない。更に現實的には、世界を通ずる生命保險事業經營者の焦心の問題なのである。

然かも低金利は、生命保險に關してのみ論題であり問題であつて、生命保險以外の保險——損害保險に關する問題であり得ないとすれば、そのこと自身がむしろ興味ある論題を提供するといへやう。

蓋し生命保險と損害保險とを通ずる保險事業經營上の不安は、純粹には、保險事故の增加によつてのみ發生する。この意味に於て低金利は保險の本來性に基づく困難ではなくして、生命保險の有する特殊性、則ちそれが純粹の保險制度としてゞなく貯蓄制度との混合制度として特異の發達を示してゐることに關するものである。

斯くして低金利は生命保險の附加的貯蓄部分——巨額の積立金の運用利殖に至大の影響を與ふるものであり、

その事業的影響はむしろ保險金支拂の增加よりも更に壓倒的でさへある。

損害保險に於ては低金利は固より大なる問題でない。又唯に損害保險にのみ限局するを要しない、生命保險部門に於ても、それが貯蓄分子を加味せざる場合——定期保險乃至純死亡保險に於てはまた損害保險と同一である。然かも生命保險は概して何故に貯蓄保險たらざるべからざるか。「純死亡保險か、生存乃至生死混合保險か」とは一九三〇年第九回萬國保險學會議の重要議題であつたが、現在貯蓄保險隆盛の原因について、各國諸學者は多くそれが作爲的なものであることをのみ認め、本質的に然あるべき理由を擧示して居ない。而して玆に紹介せんとする「フアクト・アンド・フアラシーズ・オブ・ライフ・インシュランス」(一九二六年刊行)の著者、エー・シー・ドラハイド氏も徹底的貯蓄保險排斥論者、純死亡保險推奬論者である。同書は二十七章に亘つて凡ゆる角度から生命保險の眞相を解剖し、一貫して純死亡保險が理想形態であることを說いてゐるが、ここには第九章「每年更新定期保險」と、第二十章「貯蓄又は投資としての生命保險」の二章を抄譯した。同氏は米國の獨立アクチユアリーだとのことであるが、其の力說する所は理論的であるよりも甚だしく通俗的、實際的乃至吟味的である。斯くして貯蓄保險は保險加入者の利益の立場から、新しく最も現實的な再計算が施されてゐる。

低金利對策、この現下の急務が生命保險經營者によつて樹立されるとしても、かかる機會に生命保險制度の機構に關する更に本質的な問題に注目することが最も肝要であらう。

一、每年更新定期保險

生命保險と損害保險との間には、其の保險する危險の性質に於て顯著なる差異が存する。前者に於ける危險度は主として內因的事情によつて增減し、後者の危險は外因的事情に拘束される點である。

則ち生命保險に於ては、其の保險事故たる人の死亡は確定的であり、年齡の加はるとともに死亡危險も漸增し、人の壽命の終ると同時に保險事故は發生する。而して人の壽命は略〻一定の年限內に止まつてゐる。之に對し火災保險の目的物たる建築物の如きは幾世紀にも亘り其の危險を保險することが可能であり、永久に火災の厄に遭遇せずして畢には朽廢してしまふことがある。又其の建築物の狀態が不變なる限り、火災保險會社の負擔する危險度は寸毫も變化を來すまいが、若し附近に工場の建設でも見ることがあれば、忽ち建築物の危險度を加重する。其の後工場の移轉が行はるれば再び危險の減少を來す道理でもある。更に又工場が移轉されぬ場合でも工場所有主が其の消防設備を完備すれば被保險建築物の危險は減少し、火災保險料も減率せらるべきである。

斯く生命保險以外の保險危險は、外因的影響を受けない限り、年と共に危險の增加を來す處がないが、生命保險の場合は、被保險者の年齡の增加と共に絕えず加重される關係を有する。

これは何人にも明瞭に理解し得る事柄であつて、これがため生命保險會社は被保險者の生命に關する危險の增加に備ふるの方策を必要とすることも亦從つて明瞭であらう。

蓋し之が方策としては二つの方法が存する。其の第一は契約者より徴收する保險料額を被保險者の年齡の增加に從つて遞增せしむる方法であり、第二は被保險者の低年齡時代に於て、實際必要以上の保險料を徵收しおき、老齡に到る以前の死亡に對しては超過保險料部分を沒收し、老年迄の生殘者に對しては實際所要費用以下の保險料で濟ませる方法である。第二の方法は一般に保險會社の好んで採用する方法である。

保險會社又は保險代理人は、生命保險の保險料が被保險者年齡の增加と共に必ず遞增するの事實を公衆をして悟らしめぬやう隱蔽するに努めてゐる。從て或程度まで保險料の遞增を示してゐる生命保險形式は、定期保險を除いて他に存在しないのである。定期保險の中に於ても如實に保險料の遞增傾向を示すやうに構成されたものは所謂、毎年更新定期保險唯一つである。

然らば毎年更新定期保險とは何であるか。

「定期」といふ語は短期の保險を指稱するといはれるがこの語は必ずしも正確でない。毎年更新定期保險はむしろ自然保險料式生命保險と呼ぶ名稱が正確である。之に對して他の保險料形式を不自然保險料又は人爲的保險料と稱する場合があるが、正に眞相を穿てる言ひ方である。前述の如く生命保險の保險料は年と共に漸增すべき觀念のものであり、而して各年齡者の其の年々の死亡率に相應した保險料を賦課する方法が毎年更新定期保險であるからである。從て自然保險料の算定は他の保險料形式に比し最も簡單である。

亞米利加經驗表による二十歲乃至九十五歲各年齡に對する保險金千圓對純自然保險料（附加保險料を含まず）を示せば左の通りである。

（豫定利率年三分五厘の場合）

年齡	保險料	年齡	保險料	年齡	保險料
二〇歲	七・五四弗	三六歲	八・四二弗	五二歲	一一・五九弗
一	七・五九	七	八・五三	三	一二・〇九
二	七・六四	八	八・六四	四	一二・六六
三	七・六九	九	八・七八	五	一三・三一
四	七・七四	四〇	八・九二	六	一四・〇五
五	七・七九	一	九・〇九	七	一四・八七
六	七・八六	二	九・二六	八	一五・七八
七	七・九二	三	九・四六	九	一六・八一
八	七・九八	四	九・六七	六〇	一七・九四
九	八・〇六	五	九・九一	一	一九・二一
三〇	八・一四	六	一〇・一六	二	二〇・六一
一	八・二二	七	一〇・四六	三	二二・一六
二	八・三二	八	一一・一七		

五九	二三・八八	七二	七一・二四	八五	二二七・五九
六〇	二五・七九	七三	七七・四七	八六	二五六・七〇
六一	二七・九〇	七四	八四・〇九	八七	二九二・七七
六二	三〇・二三	七五	九一・一八	八八	三三四・九七
六三	三二・八〇	七六	九八・八五	八九	三八二・四八
六四	三五・六三	七七	一〇七・三一	九〇	四三九・一七
六五	三八・七七	七八	一一六・七四	九一	五一四・四六
六六	四二・二三	七九	一二七・二八	九二	六一二・八一
六七	四六・〇四	八〇	一三九・五八	九三	七〇九・三五
六八	五〇・二四	八一	一五三・二四	九四	八二八・一六
六九	五四・八四	八二	一六八・四〇	九五	九六六・一八
七〇	五九・九〇	八三	一八五・〇八	—	—
七一	六五・三八	八四	二〇四・二一	—	—

毎年更新定期保險に於ては保險會社は殆ど其の收入保險料を運用利殖する餘地がない。もし保險會社が此の種の保險契約のみを締結すれば、毎年度の全收入保險料は、實際死亡率と豫定死亡率とが同一の場合に於て、其の年度内に支出し盡されねばならぬ。(尤も實際上に於てはかゝる高度の死亡率を經驗するはづはなく、假に死差益を計上し、配當金及剰餘金を獲得するのが通例である)

保險會社が定期保險を營む場合に於て毎年更新定期保險の外には五年更新定期保險を行ふことが多い。五年更新定期保險は五年を一期として契約を更新し、各五年間の年掛保險料額を同額として編成したものであり、更新期毎に保險料を増率してゆく仕組である。之等定期保險は通常六十五歳又は六十歳を限つて更新を停止されるが、そのとき被保險者は無診査で他種の保險に種類變更する特典を附與される。

さて實際契約上に於て言ふと、大多數の保險會社は定期保險契約を望んで居ない。從て會社の保險種類に定期保險を設けないか又之を有する場合でも之を閑却して他種の契約募集に專念して居る。代理人も亦極力定期保險契約の賣込みを回避しつゝある。蓋し定期保險の募集手數料は他種保險に比し遙かに僅少であるからである。最近の或る保險雜誌に於て一代理人が外務員經驗談を載せてゐたが、其の中に高額の定期保險契約を獲た事實を擧示し、之について寧ろ辯解的に「保險申込者は非常に抜目のない商人であつたから、此の證券の契約を餘儀なくされたのである」といひ、更に後日この定期保險契約を他種の高額保險に種類變更させる希望を失はず、其の際は多額の追加手數料を貰ふつもりであると附言してゐる。一般に保險會社及び多數の御用保險雜誌の記者等は定期保險は現在及び將來とも民衆の人氣を呼ばないと稱して居り、又保險會社は斯くあるべきを切に希望してゐる。

更新を條件とする定期保險が一般民衆に買ひ澁られるといふ事實は何等驚くに當らない。何となれば、生命保

保險申込者の大部分が定期保險の在ることを知らず、又代理人も滅多に定期保險の勸誘をしやうとしないからである。もし保險申込者が偶然にも定期保險を契約せんとする意向のあることを觀取すれば、恐らく代理人は早速それを誹謗して、むしろ自己に有利な他の保險種類を勸めるであらうから、人々は定期保險を好まなくなるのである。斯くして代理人は定期保險に關しても、自己の勸むる保險種類に關しても結局虛僞を傳ふる結果となつてゐる。兎に角、定期保險の不人氣は、會社側が之を不人氣にする凡ゆる工作を施せるためと、民衆がこの制度に不案內なるために起因する。

前揭の每年更新定期保險料率表を一瞥した人々は、被保險者が非常な老齡となつた場合、かかる保險料高率なる保險契約を繼續することなかるべきを察するであらう。保險會社は此の點を强調して老年となりたる後の定期保險繼續の困難を說くを通例としてゐる。

私も亦この意見に反對する者ではない。けれどもこれと同時に考へねばならぬことは、老齡に達した人に於てはひとり定期保險に限らず、他の如何なる種類の生命保險にも加入すること稀なるべく、又更に、保險契約者にして生命保險を理解して居れば居るだけ、益〻老年期の契約をなさざるにいたるは當然の理であるといふことである。

保險會社をしていはしむれば、定期保險は餘りに無雜作に生命保險の機構を理解さるる缺點ありとし、一層人々の理解に困難なる保險形式のものを契約せしめんとするのである。斯くして、老年者の加入困難を理由として定期保險に反對する者は、老年者に生命保險契約を繼續せしめる爲には契約者を數く必要ありといふことを其の論旨に於て巧妙に認めつつあると言ふことが出來やう。併し何を以てか會社は老年者につき生命保險の必要なきを知りつつ無理に數いて契約關係を求めやうと努めるのであるか。

一般に老年者の生命につき保險的保障の必要ありとは全く信じられないところである。蓋し生命保險は人々をして自己の生命の喪失そのものから免れしめる如き御利益のある制度ではない、人々が天壽を全ふすると否とは生命保險の關するかぎりでないのである。生命保險は單に他人の死亡により經濟的損失を蒙るべき者を保險する制度に過ぎない。而して吾々が老年に達し所得能力を喪つた場合に於ては、其の死亡によつて他人に金錢的損害を及ぼす筈がない。年老いて子孫のない場合もあり得る。又妻子ありとするも、子は既に自活して居り、妻は夫の遺產收入により從前の生活を持續することの出來る場合もあらう。

純死亡保險たる保險種類は每年更新定期保險唯一つである。若し保險契約者が定期保險以外の他種の保險を契約したとすれば、其の契約の拂込保險料中には本來の保險的部分の外に常に貯蓄的部分を包含することとなり、貯蓄的部分に關する限り契約者は富籤の關係者となるものである。何となれば貯蓄的部分は本來生命保險に不必要な觀念であると共に、其の貯蓄的部分の受領者は一定の保險期間生存した者でなければならず、其の以前の死亡者に於ては一文をも受取り得ない金を積立てることとなるからである。この意味に於ては生命保險會社は純粹に生命を保險する外に法律の許可の下に保險加入者に對し一大富籤の役割を演じつつある。生命保險會社の存在

—保險—

理由は其の事業中の保險部分に止まる。然るに實際上會社の有する巨額の收入金中保險的部分の爲には極めて少額の使用をなすのみで、他は會社を利益する富籤計畫の爲に利用されてゐるとも謂へるのである。

ウエブスターの新國際辭典に記されてゐる富籤の定義は略ゝ下の如くである。「富籤とは籤即ち僥倖により競爭の目的物たる賞金を分配する方法、特に賞金を獲得する爲に一定の代價を支拂ひ又は支拂ふことを約束した人々に對し當該賞金を分配する企業」。この定義は多くの生命保險證券に含まるる或る要素と符合する。

一部の人々は生命保險制度そのものが既に富籤であると主張するが、その見解は少し妥當を缺いてゐる。元來生命保險は早死する人の家族に對し保險金を支給し、以てその經濟的損害を分擔せんとする人々の相互的契約である。而してこの意味に於ては明かに合理的制度であり、社會的、公益的な事業である。併し保險料中に貯蓄分子を加味し、早死する人はその部分を沒收され、生殘者に限り、早死者の喪失する金額の分配を受くる保險形式を採る場合に於ては、その限度に於て、前揭の富籤の概念を構成する。生存分配金の獲得は一定期間の生存といふ僥倖——偶然によつてのみ齎されるからである。

二、貯蓄又は投資としての生命保險

生命保險は世人をして節約と貯蓄とを增進せしむる最も有效な方法であると思ひ込ませる廣告が日常無數に撒布されて居り、又毎日の新聞紙上に於ては經濟學者、官吏等がこの點を强調する記事が絕えず揭載され、保險會社代理人は固より凡ゆる機會に此の思想を植付けるために努力してゐる。斯くしてこの考へ方は民心に執拗に刻みつけられて拔くべからざるにいたつて居る。

然し私は多數生命保險契約者の家計を愼重に調査し、彼等の爲すところを觀察すると共に生命保險會社の統計をも研究した結果、還付金價格を包含する生命保險は節約を奬勵するといふよりは寧ろ浪費を助長させるものであるとの結論に到達した。この結論と反對の誤解が世人の腦裡に深く食ひ込んで離れないのは、古くから會社側の宣傳が行屆いて居り、それが少しも反駁されて居ないからである。

最近或人から言はれた話であるが、その人は二十年前に一萬弗の生命保險契約を締結し現に滿期保險金を獲得することが出來た、若し保險契約を締結しなかつたとすれば保險により蓄積し得た金は浪費して仕舞つてゐる筈だとの意見であつた。この話の主人公は最近二十年に二十五萬弗の蓄財をなし、これを安全有利に投資して居り僅かの無駄遣ひをも厭ふ程の理財家であるが、然かもこの人々に於てすら生命保險制度の恩惠によつて貯蓄が出來るので、然らされば浪費したらうと深く信じて居た。斯樣な見解は世間にありふれたことである。

又高額の保險契約者にして最高の證券擔保貸付を受けて居りながら、尙且證券の所持が貯蓄の方法であると考へて保險料を拂ひつづけてゐる者がある。併し實際は一弗の貯蓄も不可能なのである。その適切な一例をあげると、非常な借財に苦んでゐた人が二十年拂込終身保險と二十年滿期養老保險と總保險金額三十五萬弗の保險契約を有してゐた。債權者の一人が相互の利益の爲にその契約の解除を提議したが、彼はそれを拒絕し、債務は事業

一保險

上の收益より償還すべく、その所持する保險證券は別に貯蓄を目的とするものであるから手放すことが出來ないといふ理由を述べた。併し結局保險證券の解約價格を評價する段取となつた。評價の結果、その證券は以前より證券擔保貸付を受けて居り、保險料の拂込により貸付價格が增加するや追加的に貸付を受くるといつた狀態で、既に最高貸付額に達してゐた。この場合に於ても彼は保險契約を以て貯蓄の力ありとの錯覺に囚はれて居たのである。

一部の契約者は保險證券を擔保の目的に供し得ないものと信じてゐる。かかる契約者は未だ痛切に資金の必要に迫られて居ない人々である。必要に迫られるならば先づ最も簡便に融通し得べき方法を採るは一般の人情であり、その場合、還付金價格ある保險證券を有する者に於ては、證券擔保貸付を請求するのが最も簡便なる資金融通法でなければならぬ。一例を擧げると或る契約者が病院で右腕を切斷するについて、手術費用を得るために、私に證券擔保貸付を相談してきたことがある。當時私が事務多忙であつた爲貸付請求手續が遲延したが、其の期間中、彼は手術を伸ばしてゐた。彼の事業は順調であり、手術費用程度の負債は何處からでも融通し得たにも拘らず、彼は比較的容易に貸付を受け得る證券の利用を希望したのである。

證券擔保貸付を受けつつある人々の內に多數の大事業家が居ることを知つたならば、讀者は一驚することと思ふ。嘗て私は或る事業家を保險會社に同道したことがあつたが、そのとき彼は豫め總額約十萬弗に達する數個の保險證券を示したけれども、その何れの證券も貸付を受けてゐないものはなかつた。紐育州に於て營業免許を受けつつある生命保險會社の證券擔保貸付にして未返濟のものが數十億弗に上つてゐる事實は、保險契約者が其の契約により蓄積した金額を如何に盛に融通費消し遂に契約を失效に歸せしめてゐるかに付き、稍、這般の消息を傳へ得るかと思ふ。

證券擔保貸付は金融困難の結果であり、契約者にその事情が繼續する限り貸付利子の納入延滯となり又次期保險料の不拂となり、終りに契約の失效解約を來すは極めて自然の經過である。以前富裕時代に於て數個の高額保險契約を有し居つた人の沒落せし場合に於て、之を仔細に調査するならば、沒落後尙且生命保險證券を保持することは殆ど存しないことを發見するであらう。

有限拂込終身保險を契約し保險料拂込期間を滿了したとすれば爾後保險料負擔の問題も起らず家族は必ず保險金の支拂を得べき筈であるといふ意見がある。この意見は一應尤もと考へられるが、必ずしも安全ではない。この場合に於ても保險料拂濟後事業不振に陷り證券擔保貸付を受くるに立ちいたるかも知れないからである。

生命保險證券にして多額の還付金價格と貸付價格を蓄積する構成を有するものは害多くして益少きものである。この種保險の推奬者が、保險料の形式で一定期日までに納入する樣に義務付けられるから貯蓄が出來るので、任意的な通常の貯蓄は至難であると說くのは當らない。貯蓄の能不能は要するにその人の心掛の奈何である。例へば弱體を理由として保險加入を拒絶された人でも家族の爲に備へ節約を忘らず貯蓄を續けるならば、結構命數を保ち得て十分の資財を造りなすこともあらうし、又それと反對に健體者にして生命保險に加入し、自己の老後

は滿期保險金により保障されてゐると考へ、他に貯蓄の考へを持たす浪費を續けたならば、遂にはその保險契約をも喪ひ路頭に迷ふことゝもなる道理である。斯うした通俗的な言ひ方は幼稚な譬喩としてのみ理解され易いが事實はこの種の例に滿たされてゐることを知らねばならぬ。

さて謹直な努力家で、よく保險料の拂込を完了し、貸付を受くることもなく滿期迄生存したならば保險金による巨額の貯蓄が出來るかも知れない。然しこの人が生命保險を以て貯蓄の方法として採用することは果して賢明であらうか。

この貯蓄金は、もし保險期間中に死亡事故が起つたとすれば、そのため直ちに沒收されて仕舞ふ性質を有する。家族の保護の爲として貯蓄することは推賞さるべきことであるが、自分が死亡すれば忽ち沒收されて皆無に歸する貯蓄と知つたならば、人々は決して貯蓄分子を含む生命保險を選擇しない筈である。

貯蓄は保險によらざれば不可能なわけでは勿論ない。普通、資金の投資方法としては、銀行預金をなし若しくは有價證券を購入して、年拂、半年拂等による一定利率の利息を得べく、又自己の事業資金として利用すればこれ等の利息を超過する利潤を收めることが出來る。

然るに投資又は貯蓄の方法として生命保險證券を購入する場合は斯くの如き單純な利子の獲得ではなく、通常四つの異る目的を包含するものとなる。純粹なる貯蓄の外に、生命保險のためと、保險會社の事業費並に事業剩餘金支出のためと、三つのものが附加されるからである。之等の目的に備ふる保險會社の資金は收入保險料のみ

より得るに非ずして其の運用利子其の他よりも充當せらるるには違ひないが。併し會社の事業費支出は甚だ高額であり、概ね保險金支出をも超過する程である。又保險積立金は一定の豫定利率（通常三分又は三分五厘）以上に運用されることが必要であるが、實際運用利率も五分程度の低利に止まり、この豫定と實際との利差は配當金として契約者に支拂ふか、剩餘金として會社に据置くか又は事業費に充當するか三者の用途を出でない。斯く會社の資金運用は高率でなく、一面事業費は頗る多額であることを思ひ合はせるならば、投資としての生命保險契約は決して望ましいものでないことが判然とする筈である。

次に私の奇怪に感じてゐることは、世人が其の貯蓄又は投資について年利の高下を云爲するに拘らず、利力則ち利が利を生む關係に無頓着なる事實である。例へば複利表に於て、毎年一弗宛を複利六分で四十年間積立つる場合其の元利合計は一六四・〇五弗に達することを知れば驚くであらう。保險契約者が保險積立金に生ずる利子の價値を認識してゐないことが無分別に貯蓄保險を契約する主要原因である。

積立金の利殖は生命保險事業經營上第一の要目であるが、保險代理人が人々に對し保險料の說明をなす場合に於て、利子の點に關しては、一般に會社側に都合の好い例示を行つてゐる。代理人教育に資する保險會社の刊行物中には、青年に二十年滿期養老保險を勸誘するときの心得として、もし被保險者が滿期まで生存した場合に於てもその受領保險金は拂込保險料總額より多く、畢竟契約者は無代償で保險の保護を享受し得た結果になると共にその期間中配當をも得たわけであると敎へてゐる。又私は屢〻代理人が保險勸誘に携帶する各保險種類の比較

說明書を見たが、其の內に揭げられた正味保險原價の算出は、拂込保險料總額から保險料拂込期間滿了日に於ける證券の現金解約價格を差引くといふ單純な一方法だけで計算したものであつた。この計算に於て第一に指摘すべきは、かゝる現金解約價格を利用する時期まで被保險者が生存してゐないことがあり得るといふ事である。又生存し得た被保險者と雖もその時期に契約を解除すると限らず、特に身體衰弱せる者に於ては尙更保險の保護を失ふの愚を演じまい。而して契約者が契約の解除權を行使しない以上現金解約價格と稱するも全然架空な意味なきものであることを知るべきである。

今玆に右に叙べた會社の計算方法で、尋常終身保險、二十年拂込終身保險、二十年滿期養老保險の三種の保險證券の正味保險原價を比較計算して見やう。

便宜上某大會社の三十歲者に對する無配當保險料表を引用すれば、對保險金千弗の各年拂保險料は、尋常終身保險一七・一九弗、二十年拂込終身保險二四・七一弗、二十年滿期養老保險四〇・八九弗である。被保險者が契約後滿二十年間生存した場合に於ける各證券の拂込保險料總額並に現金解約價格は左の如くである。

	尋常終身保險	二十年拂込終身保險	二十年滿期養老保險
保險料額	三四三・八〇弗	四九四・二〇弗	八一七・八〇弗
解約價格	二五八・六四	五〇八・四九	一、〇〇〇・〇〇

この表によれば、二十年間の正味保險原價は、拂込保險料總額と現金解約價額の差として、尋常終身保險は八五・一六弗を要するが、二十年拂込終身保險と二十年滿期養老保險に於ては其の負擔は皆無で、却て一四・二九弗及び一八二・一二弗の利潤を受取ることが出來ると謂へる。

然しこの計算は拂込保險料の利力を無視してゐるから誤りである。

今拂込保險料額を複利年六分で二十年間利殖した場合の元利金合計と各證券の現金解約價格とを比較して見やう。而して兩者の差額が眞實の正味保險原價となるべきである。

	尋常終身保險	二十年拂込終身保險	二十年滿期養老保險
保險料元利金	六七〇・二九弗	九六三・五二弗	一、五九四・四二弗
解約價格	二五八・六四	五〇八・四九	一、〇〇〇・〇〇
保險原價	四一一・六五	四五五・〇三	五九四・四二

右表に見らるる通り利子を計算に入るるならば、二十年の保險期間に於て、尋常終身保險の正味保險原價が最少であつて、次に二十年拂込終身保險、最大が二十年滿期養老保險となり、其の順序は前記の利力を無視せる誤れる計算と正反對となる。

更に注目すべきは、若し死亡事故が二十年の期間內に發生すれば、最少の保險料を拂込める尋常終身保險は最

廉の保険證券となること、及び被保険者がその期間の終了まで生存するも、尋常終身保険は二十年滿期養老保険に於ける如く保険關係の終了を招來することがないといふことである。又二十年拂込終身保険はその保険料拂込期間内に終身分の保険料を納入するものであり、會社の保険料計算に於ては二十年末の保険積立金をそのときに於て一時拂保険料に振替へ將來の終身保険を契約する形式を採ることとなるが、尋常終身保険には固よりかかる煩鎖も存しない。

さて、私が右の計算に於て複利年六分を採用したことについては、保険會社の代理人は直ちに之を貯蓄利子として高率に失すると非難するであらう。巨資を擁する場合は所得稅率が原因してそうであるかも知れない。然し貯蓄又は投資額が適度であるときは現狀に於て（一九二六年）年六分の利得は略〻安全である。有利なる有價證券を所持する者はそれ以上の利殖をなすことも容易である。私の見解では、六分程度の利殖に滿足する聰明な投資者は決して、損失を蒙ることがない。一時に巨利を博せんと一割、二割乃至十割にも運用せんと試みる場合に大損失を招く危險が生ずると思ふ。

六分程度の利得は、負債を有する者が、之を返濟して仕舞へば、從來支拂ひつつあつた負債の利子を支拂はずに濟むことによつてすら取得出來るのである。一例を擧げれば貯蓄分子の濃厚な高額の生命保険證券を有する者にして、保険料支出の爲家屋其の他の不動産を抵當にして負債をなし之に利子を支拂つてゐる多くの人がゐるが、斯かる人々は宜しく保険契約を解除しその還付金を以て負債を償還すべきである。これにより負債の利子に對する負擔を免れることが出來るが、これはそれだけの利子を取得すると同一の效果である。尙この場合、解約還付金は負債を償還するも剩餘を生ずるであらうが、それは一つの資本として運用し得べく、本人が死亡するも家族の手許に殘存する。之はもし保険契約を存續したならば本人の死亡により保険料中の貯蓄部分として當然沒收を免れなかつたものである。

更に年利六分程度の確實な投資を希望する人々に對しては、幾多の大規模な組織を有する抵當證券會社を紹介し度い。之は二十五年以來經營せられ、特別取引により、擔保權付の債券を發賣して居り、債券の利子は通常六分乃至それ以上で、券面額は百弗、五百弗、千弗等あり、其の會社中には最も堅實に經營されてゐて、債券の購入者に對し嘗て一弗の損失を生ぜしめたこともなく、又元利償還日を遲延したこともないものがある。この種の債券は銀行、諸會社からも買はれ、眼識ある個々の投資者からも買はれてゐる。抵當證券會社の或るものは債券の月賦購入の制度を有し、又支拂利子を債券の利率と同率で預金に振替へ保管する例がある。債券所持者がその處分の必要を生じたる場合に於ては、會社に於て極めて僅少の割引を以て之を買戻し、又債券利子と同一の利率を以て略〻券面額の限度まで簡易貸付をなすを常とする。私はこの例に於ても、貯蓄又は投資の目的の爲には宜しく斯くの如き制度を利用すべく、生命保険の利用は貯蓄分子を含まざる保険種類、每年更新定期保険を採用すべきことを附言したい。

最後に、いま一つ貯蓄保険擁護の御都合論を反駁してこの項を終ることとしやう。

保險—

その貯蓄保險擁護論をいへば、保險加入者は誰しも自己の短命に終るべきことを考へてゐない。大抵各人の平均餘命だけは生存するものと思つてゐる。これは尤もな考へ方であり、從て保險期間を無事に生存した場合の老後の資財として生存滿期保險金を支給さるべき生命保險證券が採用せらるべきであるとの意見である。

併しこの意見は甚だ不安である。もし人々が夭死の起るべき危險とそれから生ずる結果とについて無關心である位ならば生命保險を契約するのは初めから無意味であり、更に又貯蓄保險の滿期保險金が貯蓄として頗る不利であるのみならず保險期間中に死亡事故發生するときは忽ちその元來をも喪失する危險を有すること前述の通りであるからである。

獨逸に於ける埋葬費保險及小口生命保險の過去及現在（二）

エルンスト・ウエスベル

二、死亡金庫

今日獨逸に於ける死亡金庫の數が何程に上るか未だ詳でない。保險監督局の調査が完了すると共に自助組織による無數の死亡金庫の全貌が明になる事であらう。それ等は獨逸全土に必ずしも平均に分布してはゐない。或る區域には昔から多數存在してゐるかと思ふと、他の區域には殆んど其片影すらも見られないといつた有樣である。數年前デユツセルドルフの縣知事及ブロシヤ監督局が工業區エツセンに於ける第一回調査を行つた處、驚くべし該地のみで警察の調査せる死亡金庫の數は五〇〇以上に上つた。デユツセルドルフ州廳は今日迄に恐らく一五〇〇からの死亡金庫を調査してゐるであらう。同廳はそれが爲に特に一人の專任局長を任命した程である。アルンスベルグ一州のみで死亡金庫の數は優に一萬を算するものと推定されてゐる。此等の死亡金庫はルール炭鑛區に栗の毬の如くに密生してゐるのである。以上の情勢より察してみても、やがて表はるべき總計數の如何に多數

となるかは想像に難くないのである。

現在の死亡金庫を調査する基礎となるものは民營保險事業に關する法律及一九三一年六月六日實施の建築貯蓄金庫に關する法律である。此の法律によつて監督官廳は被監督義務を有する保險事業の存在に關して最終的決定權を有することになつてゐるのである。從來弱小なる自助施設の域を脫して、時に三萬からの組合員を擁してゐる堂々たる死亡金庫を保險監督下に置かんとする企圖は當該金庫及彼等の設立せる同盟の反抗によつて常に失敗に歸してゐる有樣である。この事は國會及州會の議員達に尠からざる影響を與へた事は事實であるがそれに就て今玆に詳述する必要はない。唯其等議員の勢力によつて幾多の手續が間もなく握り潰され或は撤回された事は確である。新法律が制定され愈〻實施されるに及んで同盟及死亡金庫の多くの幹部達には彼等が從來執り來つた方法は終を告げて、唯、管理訴訟法のみが殘されてゐることがどうしても理解出來なかつたのである。

扨て保險監督は死亡金庫をどうしやうと云ふのであるか。死亡金庫制度の甚だ繁榮せる、且つ昔ながらの形式に於ける死亡金庫擁護の爲の戰が數十年來戰はれて來、傳統のせいではあらうが猶未だに市民の殆んど全部が死亡金庫の組合員であつて何れの市民も死亡金庫に就ては理解を有してゐるが如き土地に生育せる私が元來、公平に云つて死亡金庫に反對する譯はないのである。併し乍らこの事に就て何十年と研究して來た私は死亡金庫を國家の監督下に置かんとする此の問題は決して感情の問題ではなくて唯々理性の問題であるといふことを確信せざるを得ないのである。J・M・ザイツ氏はケルン新聞の論說で屢々「或る規準を樹てるに當つて其標準となるものは國民の利害關係を置いて他にない。」と云つて居るが、然らば私は熟慮せる結果、確實な基礎に基いて云ふのであるが國民の福利は斷乎として過去の奸策及び依つて來る所の姑息な處置を打破せんことを要求するものであり埋葬金保險を以て自己目的として經營してゐる總ての企業を國家監督下に置かんことを要求してゐるのである。此の場合誤解してならぬことは現在の大多數の死亡金庫は支出及收入の監督、及每年の「利益」の決定が問題となる限り何等の障碍なく經營してゆかれるといふことである。併し私はこれが問題の全部でないといふことをも知つてゐる。多くの眞面目な金庫理事達の他に尙幾多の其所謂精神的態度を甚だしく物質的理由から割出してゐる理事達がゐるのである。それは死亡金庫の支拂ふ謝禮が僅少だからといふ譯ではなからう、多い少いの問題は單に比較的の問題であつて、週給三十乃至四十ライヒス馬克、從つて年收千五百乃至二千ライヒス馬克程度の報酬を得てゐる如き死亡金庫の理事にとつて、年額百乃至千二百ライヒス馬克の年補償は其「名譽職」的活動に對して相當な報酬である。大規模の死亡金庫の內にはもつと高額の報酬を出してゐるところもある。しかしこれとても絕對的のものではなくて、問題は死亡金庫がその保險料及給付を如何なる基礎によつて算出してゐるかといふことである。ザイツ氏がケルン新聞に、死亡金庫を目して殆んと極端な賦課式方法に依つてゐるもの、如く云つてゐるがそれは正鵠を得てゐない。私は大抵の死亡金庫では各死亡事故發生の際の賦課額に依るのみでなく、概算月掛金によつて運營するものと思つてゐる。若し死亡金庫が保險技術的基礎を有してゐなければ他の如何なる基礎も排斥すべきものである。大くの場合人々は組合員の數が多いといふことに惑はされてゐる。白耳義の或る町

にフオルクスヴオール及シュテルベアウフラーゲと稱する二つの死亡金庫があつた、何れも多數の組合員を擁してゐたが一九二六年—二七年に至つて、掛金拂込が次第に亂れて來た。そこで人々は素敵なことを考へた即ち二つの腐敗した卵を合したら立派な菓子が出來るだらうといふ樣な考であつた。其結果はどうであつたかといふと或る新聞の一節は次の如く傳へてゐる。

「成る程それによつて組合は數字通りのものを得た。然るに合併せられたる兩金庫の組合員の大多數は甚だしく年をとつてゐたので死亡事故は非常に增加するに至つた。」

しかし合併といふ暗示的威力が發揮された、一萬四千の住民中其約半數の七、〇八〇人が金庫に加入した。此等の人々は希望に充ちた金庫に屬し力を併せれば絶對的な企業となるであらうと考へた。然るに僅か數ケ月後には次に示される如く甚だしき誤謬を暴露してゐる。

「二月に入つて死亡事故が恐ろしく增加せるとき（或るときは一週に九件にも及んだ）、組合は微收せる賦課を以ては死亡金を支拂切れない狀態に陷つた、それは基本金を有つてゐなかつたからである。」

賦課式死亡金庫は基本金を有つてゐなかつたのである！　これによつて始めて組合員等はその「數の大なること」が何等役に立たないといふことをはつきり悟つた。七、〇八〇人の組合員達は約四〇件にも上る死亡事故のあつた例外的な月には支拂ひが出來なくなつた、それは組合員が通常の保險料を拂込み得る時のみならず、積立金をも準備し得べかりし好調時を無爲に過したからである。そこで人々は遂に困難に逢着した。從來正確に其賦課保險料を拂込んで來た總ての人々は自分等に死亡事故發生の場合一文も拂つて貰へないといふことを發見したのである。

死亡金庫として設立せられたる或る會社の記念報告からも一つの實例をとつてみる。同社の加入者も資產も增加した、數理的鑑定を求める爲の三七、四三一ライヒスマルクは高額に過ぎるものとなし、之を斷念してゐる、しかし別段費用をかけずに鑑定し得る可能性が生じた。即ち塡補基金中一五七、一四七ライヒス馬克の缺損額を示してゐるのである。政府は此の缺損額を除去すべきことを要求した。社長は其旨に副はんとしたが、彼が加入者總會に來た時一部に議論甚だ沸騰した。其處で社長の相談に應すべき委員會が設置された。誰も、どうしてよいか分らなかつた、が「最善の加入者」たる名譽慾を滿足せしむることとなり、定款の變更及保險料引上を決定したのである。これによつて一ケ年實驗せる結果、會議に於て、其實施に關して永らく反對し來つた新定款は幾多の改良點を含み、これによつて好調に運營せらるべしといふ決議をしたのであつた。

今度監督を受けることとなつた死亡金庫の中には必要な責任準備金を有してゐるものが一つもないと私は確信してゐる、といふのは、彼等がそれを用意する必要がなかつたからではなくて、大抵の死亡金庫の理事達は素人臭い自負心から其必要を認識せず又經驗に富める專門家や監督當局の忠告に對しても耳を籍さなかつたからである。中途脫退の場合解約返還金或は料濟保險に對する保證等、全然存在しないのは當然である。此の原因の一部はたしかに何故に斯くも多數の金庫が存在するかといふ事情にもよるのである、「多數の」と云つても全部を指す

のでは勿論ないし、まして決して中堅金庫を指すものではない。併し大多數の死亡金庫の設立の沿革をみるに大體に於て理事達はもはや再選せられるといふことがないのである、從つて彼等は其職務及それより生する收入を失ふわけである。結局信用あり長年の經驗ある理事達は自分達で新な死亡金庫を設立するのである。最初の組合員は彼等自信であり次に澤山の組合員を舊金庫から引拔いて來るのである、基本金を準備する必要はない、これで即ち金庫はもう出來上つたと云ふ譯である。最重要事項が一瞬にして整備されて了ふのである。舊金庫に於ける掛金が四週毎に二〇ライヒスペニヒであつたらそれを增減する理由もないのである。舊金庫が最近二〇〇ライヒス馬克の死亡金を支拂つてゐて猶幾萬ライヒス馬克かの剩餘を出し得たとすれば新金庫では優に二五〇ライヒス馬克の死亡金を支拂ひ得ると見込んでゐる。といふ譯で舊金庫の老組合員は何れも續々とこの誘らしげな且つ歡迎の意を表してゐる新金庫へと移つて來るのである。而も、斯の如きは最初から非常な無理な負擔をしてゐることや或は耐へ切れなくなるであらうといふことは誰も考へてゐないのである。然るに此等の理事こそ正に最も監督や掛金及給付の平衡に强く反對してゐる人達である、それは、直接影響を受けるからばかりでなく、それによつて切角組立てた彼等の美しい幻像が水泡に歸することを懼れるからである。斯くて莫大な死亡金庫が死滅するに至るのである。約三十年前バルメン市に一三〇からの死亡金庫があつたのが、今では三〇も殘存してゐない有樣である。勿論其間澤山の新死亡金庫が生滅してゐるのである。極く僅少な一部はインフレーションに原因してゐるとは云へ、この死亡金庫の破綻が死亡金庫なる觀念に對して如何に信用を失墜したか、掛金支出者に如何に深刻な失望を感ぜしめたか殆んどこゝに書き盡せない程である。「私は三十五年間も掛金を拂込んで來たのである、そして今この老年になつて死亡金が貰へないといふことが明かになつたのである」と。これは破綻せる死亡金庫に關して私の耳を打つた怨言の一つであるこの國民の悲痛を認めて同情を寄せないものがあるであらうか、然しこれは死亡金庫問題の整理を更に延引させても救はれるものではない、否、斷乎として整理促進せしめて、始めて救はれるものと思はれるのである。手術と同樣勿論苦痛を逃れる譯にはゆかない、が手術が最も有効且迅速と思はれるのである。死亡金庫とて同樣治療すべき所は治療し健全と思はれる處は殘さねばならない但し疾患ケ所や腐敗せる所は完全に剔り取らねばならない。斯くすることが眞に國民の利益を最も尊重する所以である。若しザイツ氏が其論文に於て均一保險料の爲に戰ひ、依つて國民の常識は自ら策を講ずるであらうと確信してゐるとすれば我々は其點に就て疑問を有せざるを得ない。戰前の堅實な古い死亡金庫は多數の保護者を有つてゐた。一七二二年當時のブレーメン市のソリ・デオ・グローリアに於ても確められる如く、ブレーメンの死亡金庫には古いアリストクラティックなものがあつた、それは傳統によつて良き市民の風格を具へたもので、死亡金を得んが爲ではなく、死亡金に對しては棄權して居り、金を家へ持つては來てもそれは此種の公益事業を支持せんが爲であつた。斯る行爲は現今は見られない。そして、今日歡喜を以て行はれる犧牲的精神は死亡金庫に現はれることは甚だ稀で、犧牲的精神は專ら政治方面に限られてゐる有樣である。保險人にして、かつて倒產に瀕せる死亡金庫に關係し其復興に盡力したことのある人は皆もう懲りてゐるのである。若しあとから或る保險會社の外交員が

來て彼の會社では死亡金庫の均一保險料よりももつと安い保險料で個別保險を契約することが出來るといつたならば誰も死亡金庫等振り向かなくなるであらうにも拘らず私は、徹底的に整理して見たならば平均保險料を算出することは不可能でなからうと考へるのである。自分の知る處では監督局は從來此の方面に理解を有しこれに迎合せんことを示してゐるやうである。然し何等かの形式に於て試驗と整理をすることが先決問題である。然らざれば前述の意味に於ける平均保險料はより高くなつて後日に至つて實際負擔に堪えられなくなるであらうからである。何れにしてもこれ以上放任しておくことは許すべからざることである。

以上述べて來た處は多くの死亡金庫の構成及財政狀態に關してのみである。從つて保險技術的論據に就ても一言しなければ完全と云ふ譯にゆかない。市民に信望ある人が保險局の長となり死亡金庫問題も其人に委ねてゐるといふやうな市や區に於ては死亡金庫は大方所謂「單一約款」を採用してゐる。これは勿論、後に至つて訂正により往々其意味が歪められてはゐるが少くとも整然たる構成を示してゐる、しかし未だ斯の如き良き約款が生れてゐない處では今尙次の如きひどいものが殘つてゐる。例へば、

「扶助ノ保證程度ハ金庫財產ノ狀態如何ニヨルモノトシ、金庫ノ理事及顧問ノ自由裁量ニヨリ決定セラル、此ノ決定ニ對シテハ何等ノ訴訟方法ナシ、又組合員總會ノ召集モ許サレズ。扶助ニ對スル法律上ノ請求權ハ全然ナシ、新加入者ハコノ點ヨク〳〵注意スベシ。」

此の「模範約款」には猶他の條文が規定されてゐる。

「加入金、賦課金及扶助金ノ金額ハ每年最初ノ組合員總會ニ於テ之ヲ決定スルモ、金庫ノ情況ニヨリ變更スルコトヲ得」

更に次の如く、第十條は人間の不注意或は輕率さを完全に利用せんとしてゐる。

「加入ハ前述ノ定款特ニ、扶助金支拂請求ニ對スル法律上ノ權利ナキコトヲ承認シテ始メテ成立スルモノトス」

更に、此の美はしい自助施設が實は詐欺に過ぎないのではないか？　それは理事長の利益の爲に造られてゐるのではないか？　といふ疑問が生ずる、一體死亡に對する保險ならば他に幾らも非難の餘地のなき會社があるにも拘らず、何故に人々は金庫に據らんとするのであらうか、その結果は組合員總會やら友人、親戚、知人等が集つて漸くこの不都合に對して何等の抗議も出來ないことを悟るやうな有樣である。

もう一つは、死亡金庫約款は葬儀社と密接な關係に立つてゐるものである。加入勸誘には既に擧行された埋葬の寫眞を用ひたり、又其上に猶支拂はるゝ現金などを示してゐる、重要なのは棺箱ではなくて、それに伴ふ裝飾「銀モールで刺繍せる」壁掛、燭臺等である、ルール地方の死亡金庫が好んで稱する處の「家族組合」が費用を負擔する立派な葬儀の主要目的は固より「墓地、教會及棺擔人夫等の費用をかけない」ことである。ルール地方では今猶埋葬式は多く住宅に於て行はれ、墓地禮拜堂は殆んと存在しないからである。死亡金は當座は一〇〇ライヒス馬克であり、二年後には一五〇ライヒス馬克である。「若し組合の費用による葬儀が行はれ得ざるか或は組合がそれを拒絕せる場合は組合は、其代りに一二五ライヒス馬克の現金給付を保證するのである。但しこの場合該組

合員の方から組合の請負人による葬儀を拒否せる場合は葬儀費として六〇ライヒス馬克を給付し得るや否やは疑問である」

組合の請負人が葬儀を引受けに時は組合員は一二五ライヒス馬克の補償を得るが、これを拒絶した場合は六〇ライヒス馬克で濟まさねばならぬといふのは一體どうした譯であらうか？　それとも「この場合」には六〇ライヒスマルクで事足りるといふのであらうか、そしてこの額と所謂「我が組合ノ請負人」の受ける額との差は如何なる理由に基くのであらうか。

ルール炭鑛地方の二三の家族組合は棺や裝飾品の倉庫を有する自己の葬儀施設を組織した。一體この棺倉庫が家族組合に屬するものか事務長殿に屬するものか其の所屬は必ずしも明瞭にされてはゐなかつたのであるが唯、この施設は組合の資金によつて設けられてはゐるが其利用は「事務長」の掌中にあつた事丈けは確なのである。我々が聞いてゐる限りでは、政府は斯る輩に色々の機會に手嚴しい干渉をしてゐるさうであるし今後更に必ずや被保險者の利益の爲にこの方面の整理をするものと思はれる。

脫退又は除名による加入權の喪失は明文を以て規定してある。特に、不信行爲、約款違反は勿論「組合に對し非良心的行爲」ありたる場合は除名する、これは炭鑛地方に於ては特に重要なことである。何となれば埋葬請負者は勿論他の埋葬請負人に全部の埋葬の取られるのを嫉妬しないでゐるわけにゆかない、そこで彼は其仲間を保護しやうとするのである。しかしこの埋葬者と組合長との間に生成せる信賴關係を覗き込まうとすることや、斯る「不信行爲」を爲す者は非良心的で組合に對して反逆的な行爲を爲すものとして罵詈讒謗を以て「家族組合」から除名されねばならないといふ仕組になつてゐる。又不正競爭を強ひる爲に理事長が組合の狀況により給付額を增減し得ることや他の組合或は他の保險から乘替へて來る場合、舊加入期間も通算すること等は當然である。追加條文中には次の如きものがある。

「女性組合員ハ結婚ヲ以テ組合員タル資格ヲ喪失ス」

最後にこの定款のも一つの條文を揭げることゝする。これは社會意識に全然缺けてゐることを明かに曝露し又浪道義性を表はしてゐるものである。即ち、

「集團的不幸ニ對シテハ六人分丈ケノ埋葬料ヲ支出ス、コレヲ不幸當事者ニ等分ニ分配スルモノトス」

今假りに死亡金及埋葬費の最高を二七五ライヒス馬克とすれば其六倍は最高額で一六五〇ライヒス馬克である而して或る災害で五十人の死者を出したとすると、この「家族組合」の保險額は定款通りの給付をすることなく一人當り僅かに三三ライヒス馬克しか給付しないことになる。

斯る事情が實在して居り、監督官廳も充分材料を握つてゐるのであつたら、斯る存在は鐵の箒ででも追拂ふより仕方ないし又監督當局は速に鐵槌を振上げなければならないといふことは當然誰もが考へることではなからうか、前揭の如き規定を放任しておくことが一日延びればそれ丈け保險事業は被害を蒙るわけである。

ザイツ氏は監督官廳の要求が甚だしく不安を生ぜしめてゐる旨を屢々ケルン新聞に書いてゐるが斯ることは事

情によつては忽ちに解消するものである。これに就いては政府の方針に反對する或る者が時々日刊新聞に論文を載せてゐる。何となれば彼は其金庫を甚だ滿足に甚だ穩便に改造し得たからである。そして今や尙苦難に呻吟してゐる死亡金庫は早速彼の例に倣らうことに興味を惹いてゐるからである。其一節に曰く、

「政府の方針は被保險者の利害關係範圍を出て給付競爭に干渉しやうとするものではない、この改造によつて始めて金庫は公共に奉仕し得るのである。これ以上に美しい使命があり得るであらうか」と。

最近信望ある獨逸の再保險會社支援の下に死亡金庫決濟聯盟設立計畫あるやの新聞記事が見えるがその眞僞の程は未だ分らない。アカデミックなフランクフルト新聞が如何なる說明を下すかは分らない、が次の如く結んで居るのは面白い。

「この創設は先づ一つの試みである。決濟聯盟の將來は一に財政の健全にして技術的に優秀なる多數の金庫が加盟し以て危險調整に効力を擧げ得ることに懸つてゐる。」

これが此の場合の唯一の見解だとすると該聯盟は生前既に死せるものである、何となれば財政の健全な、技術の優れた多數の金庫は到る處其加入を見出し、死因を藏してゐる斯る企業の會社に加盟する必要がないからである。

大阪市の『一般勞働者』失業保險

はしがき

險惡なる思想を醸成し、延いては社會不安を來たす原因の大部分は失業關係にありと云ふ見地より、歐洲諸國に於ては既に失業對策として、失業保險制度を實施して居るが、我國に於ては僅かに『日傭勞働者』に對する失業保險制度として神戸市、東京市、名古屋市等で實施されて居るのみで、主として不熟練勞働者の救濟であつて、熟練勞働者に付ては、其の儘放任せられ、救濟は甚だ不徹底であつたが、大阪市では此の點に鑑み一般勞働者が勞働機會の喪失に依て蒙る生活上の窮乏の救濟は、現在社會組織の缺陷を補ふ社會政策として最も緊切なりとして昭和七年六月一日より實施して居り、本邦唯一の事例であるが、餘り一般に周知されて居らぬ樣であるから些か該制度の大要及實績を紹介して見る。

制度の內容

一、被保險者

被保險者となる要件としては、大阪市立職業紹介所の紹介に依り大阪市內に就職した者に限る。但し次の樣

大阪市の『一般勞働者』失業保險

な者は被保險者となることは出來ない。日傭勞働者、臨時又は豫め期間を定めて使用せらるゝ者、十六歳未滿及び五十歳以上の者、外交員、見習徒弟其の他の者にして賃銀又は給料の支拂を受けない者、又は被保險者として不適當と認める者等である。

被保險者たる資格を得るのは、第一回保險料を納付した時に始まり、資格の喪失は保險料の滯納した時、大阪市以外に勤務の場所を變更した時、死亡した時及び詐欺其の他の不正行爲に依り失業保險金其の他の支拂金を受け又は受けむとした時とである。但し保險料滯納者の場合は二ヶ月以內に滯納保險料を一時に納入すれば事情により其の資格を繼續させる事がある。

二、保險契約者

保險契約者は被保險者と被保險者たるべき者の雇主とである。

然し雇主も保險契約者となる事が出來得る樣にしたのは只被保險者に代つて保險料の納付の義務を負擔する事が出來ると云ふ主旨で極めて消極的である。

三、保險者

保險者は財團法人大阪市勞働共濟會で、保險事務取扱出張所に中央、築港、西野田、天六、玉造、天王寺、九條及小橋の八ヶ所の市立職業紹介所が當つて居る。

四、保險料

左の三種に區別される。

第一種保險　一ヶ月に付　金五十錢
第二種保險　〃　金七十錢
第三種保險　〃　金一圓

保險契約者は以上の三種の內其の一を選擇し希望によつては同一被保險者に付二種若は同種二口の保險契約を締結する事も出來又は保險の中途で種別を變更することも自由である。

保險料拂込期日は被保險者の就職中每月末日限り其の翌月分を前納することを要するが數ヶ月分を豫納することも出來る。而して保險料を十二ヶ月分豫納する者に對しては一ヶ月分、六ヶ月分豫納する者に對しては半ヶ月分を割引く特典がある。此の點は我簡易保險の保險料前納割引率と同樣である。

一般には既納保險料は返還しないのを原則とするが、被保險者が詐欺其の他の不正行爲に因り被保險者資格を喪失した場合以外は前納保險料の未經過部分は之を保險契約者又は其の遺族に返還される。

保險料の納入免除としては、保險契約者（雇主の場合は除く）が、事業の一時中止等に因り業務に從事せざるとき。傷病、姙娠、出產等に因り業務に從事せざるとき。法令の規定に依り病院、療養所、隔離所其の他一定の個所に收容されたとき。陸海軍に徵集又は召集されたとき。又は十ヶ年分に相當する保險料を納入した者に對しては爾後其の保險料を免除することになつて居る。

五、保險給付に關する事項

保險事故

保險事故は失業及準失業とである。失業の意義は、大阪市立職業紹介所の紹介に依り就職後自己の意思に因らずして職業を失ひたる者が勞働の意思及び能力を有するに拘らず適當の業務に就くことを得ないことを謂ふのである。

準失業の意義は傷病、姙娠、出産等の爲、職業を失つた者が前記の失業要件中、勞働能力のみを缺いた場合を謂ふのである。

（出産に關しては出産豫定日前七日及出産後二十一日の期間中は勞働能力を缺くものと看做して居る。）

勞働能力を缺く者を失業保險の下に包括する事は、其の本來の原則に反する所であるが、これを『準失業』として一般失業者と同樣に取扱はれつゝあることは注目すべき點で殊更姙産婦保護を重視して居る。

失業保險金

失業保險金は日手當金で保險料の納付一ケ年以上の者から受給資格が生することになつて居り保險料の種別を異にするに從ひ次の三種に分たれる。

第一種保險　一日に付　金五十錢
第二種保險　〃　金七十錢
第三種保險　〃　金壹圓

即ち一ケ月の保險料額が其れに對應する保險種別の日失業手當金となる勘定である。

若し中途で保險の種別に變更のあつた場合の失業保險金の給付日額は各種給付日額に各保險料納付月數を乘じたる額の合計額を納付月數の合計を以て除した平均額に依り算出される

保險金の支給日數

保險料納付月數に應じて保險金支給日數が定められる。即ち左の如くである。

保險料納付月數	給付日數
一、一ケ年以上二ケ年未滿の者	二十五日
二、二ケ年以上三ケ年未滿の者	四十日
三、三ケ年の者	六十日
四、三ケ年を超へ十ケ年迄の者	前號の規定に依る日數に一ケ年を加ふる毎に二十日を增した日數
五、十ケ年を超ゆる者	第三號及第四號の規定に依る日數に一ケ年を加ふる毎に五日を增した日數

〔計算例〕保險金支拂高

保險料納付月數	第一種保險	第二種保險	第三種保險
一ケ年以上二ケ年未滿	一二、五〇圓	一七、五〇圓	二五、〇〇圓

二ケ年以上三ケ年未滿　二〇・〇〇円
三　ケ　年　三〇・〇〇
四二・〇〇　四〇・〇〇円
六〇・〇〇

—保險—

失業保險金請求手續

失業保險金請求手續は被保險者失業の場合は直に所定の手續を爲し、届出受理の當日より起算し五日毎に日を異にし、二回以上大阪市立職業紹介所に求職し失業證明を求むることを要する。但し準失業者及失業者にして左の各號の一に該當し本會の承認を經た者は此の限ではない。

(イ) 傷病、姙娠、出産等に因り勞働能力を缺くるとき
(ロ) 法令の規定に依り病院、療養所、隔離所其の他一定の個所に收容せられたるとき
(ハ) 陸海軍に徵集又は召集せられたとき

遺族手當金

失業保險請求權者が死亡した時は、遺族に遺族手當金が支給される。其の手當金は失業保險金未支拂額に相當する金額で各人に依り其の額は不定である。

納付保險料返還の場合

被保險者が死亡した場合又は大阪市外に勤務の場所を變更したことに因り被保險者資格を喪失した時は保險料納付一ケ年以上に亘つて居る者に限り納付保險料に相當する金額を本人又は遺族に支拂ふことになつて

居る。

葬祭料

被保險者死亡し、前納保險料の未經過部分、遺族手當金、納付保險料等の支拂金を受くべき遺族の無い場合は死亡者の葬儀を行ふ者に其支拂金額の範圍内で葬祭料を支給する。この場合も各人により其額は不定である。

旅費

失業保險金請求權利者職業を得られざる爲歸鄉せむとする場合又は就職の爲轉地せむとする場合には其の未支拂額の範圍内に於て旅費を支給する。旅費は鐵道賃、船賃、陸路雜費、宿泊料及食卓料の五種である。

旅費の支拂額は順路に依り左の額を以て計算する。

一、鐵道賃及船賃　本市及目的地の最低賃銀、但し就職者割引證の交付を受くる者に付ては其の割引額を控除する

二、陸路雜費　一里又は其の端數毎に拾錢
三、宿泊料　一夜に付　壹圓五十錢
四、食卓料　一夜に付　壹圓

旅費の支拂に關しては旅行日數は鐵道旅行は三百三十粁、水路旅行は百海里、陸路旅行は十二里に付一日の割合を以て通算したる日數を超過することを得すとし一日未滿の端數は之を一日として計算する。

—保險—

旅費の支拂をなしたときは失業保險金の支拂を完了したものと看做すのである。

失業保險金及諸支拂金の支拂方法

失業保險金は失業屆受理の當日より起算し五日分又は其の端數日分を後拂し、特別の事情ありと認めた場合には一時に金額を支拂ふ方法を採るも、大體一時に金額を支拂ふのを原則として居る。

諸支拂金、即ち遺族手當金、葬祭料、旅費等は何れも請求を受けたる日より一ヶ月以內に前納保險料の未經過部分、一ヶ年以上に亘る納付保險料、又は未支拂保險金等のある場合に限り一時金として支拂ふものとする。

失業保險金及諸給付金支拂免責事項

失業保險金及諸給付金は正當の事由なくして左の各號の一に該當するときは其の支拂を爲さずと規定されてある。

一、正規の手續を採り失業證明を受けざるとき

二、大阪市立職業紹介所の紹介又は就職を拒否したるとき

三、在職中其の職務を放擲したるに因り職業を失ひたるとき

四、在職中の不正行爲に依り支拂を受け又は受けむとしたるとき

五、詐欺其の他の不正行爲に依り支拂を受け又は受けむとしたるとき

六、證憑書類の提出を拒否したるとき

七、支拂事由發生後一ヶ月以上其の請求をなさざるとき

以上に於て大阪市に於ける一般勞働者失業保險制度の內容を大體述べたが、次に該保險の事業成績に付觀察して見る。

事業成績

一、被保險者現在狀況

年次＼保險種別	第一種保險	第二種保險	第三種保險	合計
昭和七年六月末	二三一	五	三七	二七三
〃　十二月末	三七一	八	五八	四三七
昭和八年六月末	三七一	一六	一〇三	四九〇
〃　十二月末	四〇〇	四〇	三五六	七九六
昭和九年六月末	三七七	三六	四〇八	八二一
〃　十二月末	三五六	三七	三九〇	七八三
昭和十年二月末	三四七	四一	四〇六	七九四

昭和十年六月末	三一九	四〇	四〇一	七六〇
〃　九月末	三〇六	四〇	三九四	七四〇

大阪市の『一般勞働者』失業保險

二、被保險者新規加入資格喪失及現在狀況（自昭和九年三月至昭和十年二月）

種別／出張所	新規加入人員 一種	二種	三種	合計	資格喪失人員 一種	二種	三種	合計	現在人員 一種	二種	三種	合計
中央	—	—	二	二	二	—	四	六	六二	四	一五	八一
西野田	三	—	二	五	三六	二	一七	五五	九六	二九	五七	一八二
九條	一九	—	五〇	六九	一二	—	四三	五五	五四	—	二〇四	二五八
天六	五八	三	七三	一三四	六五	四	四〇	一〇九	八二	三	七五	一六〇
玉造	六	五	二四	三五	五	—	四	九	四三	五	五二	一〇〇
小橋	一	—	二	三	一	—	—	一	一〇	—	二	一二
天王寺	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一
築港	—	—	—	—	一〇	—	一	一一	—	—	—	—
總計	八七	八	一五四	二四九	一三一	六	一〇九	二四六	三四七	四一	四〇六	七九四

被保險者現在狀況を見るに、失業保險實施當初は保險料低額の第一種保險が最も優勢であつたが漸次保險料高額の第三種保險の增加が著しくなり、却て第一種保險を凌駕する形勢を示して來て居る。

次に前二表の實績を見て、何人も案外加入人員の少ない樣な感を懷くものと思考されるが、其の理由は決して失業保險利用者の僅少なるに因るのではなく、先づ被保險者一人に付保險者側で平均三十二圓程の補足を必要とし、契約が三十年以上永續されなければ、結局收支相償はざる計算となり、收支計算上各事務取扱出張所に對し每年の加入割當を爲し、加入者を嚴選する結果で、若し加入を無制限とするときは現在に數倍する利用者を出す見込は充分ある由である。

〔參考表〕

(1) 失業給付に要する補足額調

年次	失業人員	一人に對する補足額	補足總額	年次	失業人員	一人に對する補足額	補足總額
一	二五	円 —	円 —	五	八九	円 二四・五五	円 二、一八四・九五
二	一〇〇	九・〇〇	九〇〇・〇〇	六	八四	三〇・三四	二、五四八・五六
三	九八	一一・三六	一、一一三・二八	七	七九	三五・五六	二、八〇九・二四
四	九四	一八・二二	一、七一二・六八	八	七四	四〇・一九	二、九七四・〇六

九	六八	四四・二〇	三、〇〇五・六〇	一六		
一〇	六二	四七・五七	二、九四九・三四	一七	一三	
一一	五六	五四・二八	三、〇三九・六八	一八	九	
一二	四九	五三・四六	二、六一九・五四	一九	五	
一三	四〇	五二・四〇	二、〇九六・〇〇	一九	三	
一四	三〇	五一・一〇	一、五三三・〇〇	一九	二	
一五	二〇	四九・五五	九九一・〇〇	一九		
				合計		
				平均		

備考　本表は保険料一円、加入者一千名を假定し、失業人員は實績を參酌した豫想に依り算出せしものである。

(2)　加入年數別保險料收入と失業給付狀況（豫算）

年次	保険料利子	計	給付	差引
一	一六円	一六・〇〇円	二五円	△九・〇〇円
六	六四	六九・六六	一〇〇	△三〇・三四
一一	一二〇	一四五・七二	二〇〇	△五四・二八
一六	一二〇	一七七・二六	二二五	△四七・七四
二二	一二〇	二一五・六四	二五〇	△三四・三六
二六	一二〇	二六二・三四	二七五	△一二・六六
三一	一二〇	三一九・一五	三〇〇	一九・一五

註　△印は收入不足を示す。
十一年以後の保險料收入の同額なるは、契約十年以降は保險料を徵收せざるに因る。

(3)　各出張所新規加入者制限割當（昭和九年度）

出張所	第三種（保險料一圓）に換算した加入者數 七年度	八年度	平均	參考割當數	九年度割當
中央	五三・四	三二・八	四三・一	二四	四五
西野田	五九・七	一一七・〇	八八・三五	四八	三五
梅田	五三・〇	二二・〇	三七・五	二〇	二〇
九條	六四・五	二一一・〇	一三七・七五	七五	四〇
天六	三五・五	三・五	一九・五	一一	三〇
玉造	三三・四	三五・〇	三四・二	一九	二五
小橋	一二・〇	—	六・〇	三	五
計			三六六・四	二〇〇	二〇〇

大阪市の『一般勞働者』失業保險

三、保險料收入狀況

年次 ＼ 保險種別	第一種保險	第二種保險	第三種保險	合計
自昭和七年六月至昭和八年三月	一、五九八・五〇円	五二・五〇円	六四六・五〇円	二、二九七・五〇円
自昭和八年四月至昭和九年三月	二、一五三・六五	二二四・〇〇	三、〇一六・五〇	五、三九四・一五
自昭和九年四月至昭和十年三月	一、九三〇・〇〇	二八九・八〇	四、四八七・七〇	六、七〇七・五〇
昭和十年九月中	一四八・七五	二六・六〇	五四六・五〇	七二一・八五

四、保險給付狀況

年次 ＼ 保險種別	第一種保險	第二種保險	第三種保險	合計
昭和八年七月	一二・五〇円	—	—	一二・五〇円
昭和八年八月	一〇〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
〃　九月	一一二・五〇	—	二五・〇〇	一三七・五〇
自昭和八年七月至昭和九年三月	五二五・五〇	—	二二五・〇〇	七八五・五〇
自昭和九年四月至昭和十年三月	九二〇・〇〇	三五・〇〇	一、七〇〇・〇〇	二、六九〇・〇〇
（給付人員）	五一人	四人	七四人	一二九人
（一人當給付金）	一八・〇四円	一七・五〇円	二二・九七円	平均 二〇・四七円

通俗生命保險講話 (二)

二、保險とは何か

之に關する代表的な學者の意見から、先づ御紹介しやう。

「保險とは偶然なる事故の發生に因る損害を、有償的に他人に轉嫁し、以て吾人の經濟生活を確實ならしむる制度なり」（森莊三郎博士）。

「保險とは比較的少額なる金額を醵出せしむることに依り、偶然なる事實の發生に因る損害を補塡し、又は之に因る其の他の經濟的需要を充足する所の制度である」（龜田豐治朗博士）。

「保險とは同程度の危險に曝されてゐる多數經濟の偶發的金錢欲求を相互的に塡補する制度である」（獨・マーネス博士）。

此の他種々の說をなす者もあるが、それは表現の方式を異にするだけで、根本精神には大した差違は認められない。要するに保險とは、危險程度を大體に於いて同じふする多數の人が相集つて一のグループを組成し（之を危險團體と云ふ）、其の中から各人互に保險料を醵出し置き、不時の出來事の爲に金錢的の欲望を感じたり、或は金錢上の損害を受けたりする者が生じた場合、其の共同財源の中から所定の埋合せをしてやると謂ふ純然たる經

濟施設なのである。從つて保險は可及的多數人の集りを必要とする。世には自己保險とて多數の被保險物件を有する者が（例へば大汽船會社、大貿易商等）一定の積立金を規則正しく作ることに依り、保險の根本法則たる平均の法則を巧に作用せしめ、以つて保險と同一の効果を收めしむる場合もあるが、之は其名稱の如何に拘はらず計算が個人的で危險を他人に轉嫁せしめない點から見て、其の本質は貯蓄と看做さるべきであらう。保險は又、加入者が保險料を支拂ふものであるから、此の點他の幾多の慈善事業や社會救濟施設とは自ら異なるのである。保險制度は要するに人類最高の美點たる相互扶助又は共存共榮の精神から出發したものではあるが、前述の如く掛金拂込能力のある者のみの集團であるから、之を以つて直ちに救貧施設と看做すべきである。

所が保險の解釋も時代の變遷と共に多少變つて來る。即ち前揭の純經濟的又は技術的論據以外に、國家的又は道德的意識が多分に加味さるるのである。例へば最近のナチス獨逸邊りの學者は

「保險を以つて純然たる技術的形態とのみ觀るのは誤りである。保險は、現下の經濟鬪爭に於いて個人が蒙る損害を、共同の力を以つて救ふ最も有意義な且最も公正な制度であつて、事實斯の如き損害は、國民一般の協力なくしては、個人の力ではどうすることも出來ない場合が多いのである。然し斯の種の國民的協力は、單に個人の利益に寄與する許りではなく、結局は國民全體の利益となつて現はれて來る事柄である」

と論じ、更に保險に加入することは、國民としての義務の一つであるとすら言つてゐる。

私達が社會の一員として此の世に生活する以上、假令個人の資格に於いて生活能力を喪失しても、それは直接間接四圍の人々に迷惑を及ぼし、延いては國家に損害を與へることとなるのであるから、以上のナチスの說も其の意味に於いては、充分に肯定出來るのである。

さて生命保險であるが之は經濟的見地からすれば、加入者に比較的有利な方法で、物質的又は金錢を以つて評價し得る經濟的欲望を滿足せしめ得る制度に他ならぬ。

一家の長として、其の妻及まだ獨立の生計を營み得ない家族の人達に對して、生存上必要な物資を調達してやることは、此の世に於ける最も切實な要求であつて、經濟的思慮の少しでも深い人は其の時其の時の生活方針計りではなく、遠い將來の事まで充分に考へて、自己及家族の安泰を圖らねばならぬのである。之は單なる個人の要求ではなくして、廣く社會又は國家全般も亦切實に要求して居る事柄なのである。

今では金が金を生む有難い御時世である。然し人間誰しも生れ乍らにして、此の金を有つてゐるとは限らない否大部分の人は裸一貫で飛出して來るのである。斯う謂ふ人々は結局、自分の働きで必要な生活物資を獲得せねばならぬこととなる。然し人間の活動力とか生產力とかには自ら限度と云ふものがある。その上人間には、疾病とか老衰とか或は死亡とか種々な災厄が何時も附纏つてゐる。これ等の災厄と闘ひつつ尙ほ且つ相當纏つた金を造らねばならぬ人々の採るべき道は、果して何であらうか。言ふ迄もなくそれは日頃の生活を出來るだけ節約して、餘剩を少しでも將來の爲或は不時の出來事の爲に貯へて置くと謂ふ一手である。

三、貯金か生命保險か

此の貯への方法として最も通俗的又は普遍的なものに、貯金と云ふ制度がある。自己の收入に應じ、又は其の人の社會的地位に應じて、それぞれの一定額又は不定額を割合に規則正しく貯蓄銀行なり、郵便局なりに預け入れる方法である。此の貯金は、其の主體が實際に預け入れた金額とそれに對する利子から成り立つものであるから、預入者は何時と雖も自己の貯蓄額を評價又は算定する事が出來る譯である。之は貯金制度の有つ一の長所であると同時に、又一の短所となつて現はれて來るのである。

貯金額は以上の如く計算が全く個人的であり、且それ等個人個人の過去に於ける實力の結果から一歩も上に出でないものであるから、其の內容が固定的であり限定的である。然るに個人個人の金錢的欲求と云ふものは、絶えず流動して不確定なものであり、欲望の增大とか新しい欲望の擡頭等は不時の出來事と相關聯して絶えず惹起して來るのである。即ち貯金と云ふ限定的な內容を有つ制度は、個人個人の不確定な欲望を滿足せしむるには不充分と云ふ結論に到達するのである。

生命保險は人の生死に關して、一定額を保證する制度である。即ち貯金の最も苦手とする人の死亡と云ふ不時の出來事に對して、一定の金額を支拂つて呉れるのであるが、唯保險では掛金の拂込を强制される仕組となつてゐる。此の點貯金の大部分が任意的であるに反し、多少趣が異なる譯である。

貯金は前述の如く全く個人的なものであるが、生命保險は略ゝ同じ目的を有する多數人の集團であるから、强ひて言へば社會的要素を帶びてゐる。即ち大勢の力で、個人個人では出來ないことを成し遂げる點に多大の强味があるのである。

四、保險の種類

我國の商法は保險契約に付て生命保險と損害保險とに區別してゐるが、それに依ると損害保險とは實際に生じた損害を塡補するもの（商法第三八四條）、生命保險は人の生死に關して一定の金額を支拂ふもの（第四二七條）となつて居り、更に此の兩者は同一の會社では兼營出來ない仕組となつてゐる（保險業法第四條）。

然し保險を生命保險と損害保險とに分類することは、學問上、實際上種々の支障を來すのであつて、保險の分類方法としては寧ろ人保險と財產保險とに分つ方が、數等優つてゐるやうである。即ち人保險とは人の生命、身體の人事關係に付き保險するの意で、財產保險とは財產に關して生ずる事故の保險と謂ふことになる。唯海上保險は古い歷史があり、その沿革的理由で財產保險から分離する場合が屢ゝあり、又勞働保險は一般社會問題の研究と密接な關係がある爲め之を公法的に取扱ふことが普通であるから、之も人保險から引離してゐるやうである。以下此の分類法に從つて、現在世界各國で行はれてゐる主なる保險種類を揭げてみやう。

（イ）人保險に屬するもの

一、生命保險＝之は更に生存保險、死亡保險（終身保險）、混合保險（養老保險）、年金保險等に細別される
二、疾病保險（健康保險とも稱せらる）
三、傷害保險
四、母體保險（出産保險）
五、癈疾保險
六、失業保險

（ロ）財産保險に屬するもの

一、火災保險＝動産保險、不動産（建物）保險に分る
二、運送保險（河川、湖沼、陸上、港灣等に於ける物品輸送）
三、海上保險
四、農業保險＝雹害保險、霜害保險、牧穫物保險、家畜保險等の總稱
五、ガラス保險
六、機械保險（汽罐、機關等）
七、自動車保險＝自動車體保險、自動車傷害責任保險の二種あり
八、信用保險
九、責任保險
十、再保險

右の他、盜難保險、水害保險（洪水害又は水管破裂等の）、漁船保險、山林保險等數ふれば切りがないから、これ位で保險の種類は打切つて、以下本題の生命保險の種類に就て、稍〻詳細に述ぶることとしやう。

五、生命保險の種類

生命保險が人の生死を保險事故とするものであることは、既に再三述べた通りであるが、然し世の中が進歩發達するにつれ、人間の欲望や社會の要求が次第に複雜となり、他方保險會社間の競爭も激烈となり來つた爲め、色々の種類の保險が生れ出たのである。以下之等の生命保險種類に付、主たる形態のものを說明的に叙述すれば、大體左の通りとなる。

一、純死亡保險＝我國では終身保險の通稱を有するもので、保險金は被保險者の死亡の場合にのみ支拂はるる。保險料はその死亡事故の起る時迄拂込むのが最も原始的なやり方であつたのであるが、其の後經濟的の理由から——老齡に向ふに從つて人間の所得能力は次第に減殺さるるから——保險料の拂込期間を限定するやうになつたのである。惟ふに此の死亡保險は、生命保險としての基本形態であるにも拘はらず、近時何處の國でも此の保險種類は餘り歡迎されてゐないやうである。從つて實踐的な成果は餘り見られないと謂ふことになる。

保險

二、定期死亡保險＝之は死亡保險の特別種類で、一定期間内の死亡事故のみを對象として保險金を支拂ふものである。即ち一ケ年とか二年、三年又は五年、最長期間としては十ケ年位の比較的短期間を契約期間として締結するもので、特に危險保險なぞの名稱が附せられてゐる。保險料は被保險者の年齡に從つて、其の時々の保險期間に對して算定される關係上、此の保險では若年者の場合は保險料が著しく低率で濟む譯である。此の保險の實際的用途としては種々考へらるるが、被保險者が短期間内の義務を負ふ場合、例へば自分より高齡の家族の扶養義務を負ふ時、或は被保險者が短期の債務履行の立場にある時等に最も其の妙味を發揮するのであるが、我國では此の種の契約はまだ流行つてゐないやうである。外國では以上の目的以外に、普通保險の削減期間に對して、特別に此の契約を附帶的に締結してゐる所もあるが、どの程度迄發展の餘地があるかは疑問である。

唯此の保險が集團的に締結さるると、所謂團體保險の形式となつて、絶大の威力を發揮するのである。即ち組合、工場、官公署、會社等の多數從業員を一括して、此の定期死亡保險を締結せしむるもので、之は立派に單獨の保險事業としても成立つのである。最近我國にも出來た日本團體生命保險會社のことは、讀者の耳にも既になじみのことと思ふ。

三、生存保險＝之は全く貯蓄的分子を多分に含むもので、一定期間の生存を理由として保險金は支拂はるるが保險期間中に被保險者が死亡すれば、拂込保險料のみ返還され、利子は支拂はれないのが通例である。通常子女の教育資金、婚資、獨立生計の資金等を獲得する目的を以つて利用さるるが、同じ生存保險でも徴兵制度を之に加味すると、徴兵保險となつて立派に事業が成り立つ。現今世界のいづれの國を見ても、我が日本程此の保險の發達してゐる所はないやうである。

四、確定期拂保險＝此の保險では被保險者の死亡とは關係なく、保險金が一定期間經過後に支拂はるる。但し保險料の拂込は被保險者の死亡と同時に免除さるる仕組であるから、子女の學資、婚資等を得る目的ならば、前述の生存保險形態よりも、此の保險形式の方が遙かに意義深い。此の保險は我國ではまだ見られないが、獨逸邊りでは大戰後急激に發展して、愛兒保險、子寶保險等の名稱の下に盛んに謳まれてゐる。何れ我國の如き根强い家族主義の張切つてゐる國では、此の種の保險形態は盛んに取入れらるることとなるであらう。

五、聯生保險＝二人以上の被保險者が互に相手方の死亡事故を原因として保險金の支拂を受くるもので、其の最も代表的なものは夫婦の聯生保險である。即ち夫婦の中何れが先に死亡しても、其の最初の死亡が起きた時に保險金が支拂はるるのである。此の他共同出資者保險と云ふのがある。二人共同して事業を營む場合仲間の一人に死亡されては痛手を蒙るので、生殘つた方に保險金が支拂はるると云ふのである。以上は二人の中何れの者が先に死んでも保險金は支拂はるるが、生殘保險と云ふのになると、特定の者が先に死なないと保險金は支拂はれない。例へば夫婦の中夫が先に死亡する場合は、其の妻に保險金を支拂ふが、妻が先に死亡すれば保險金は全然支拂はれないのである。

保險

六　生死混合保險＝現時世界の何れの國に於いても、生命保險形態の王座を占むるもので、我國では養老保險

として華々しく持てはやされてゐる。

保險金は被保險者の死亡に對しては勿論、保險期間の滿了後の生存の場合に對しても支拂はるるので、老後の備へとしては申分あるまい。技術的に見ては此の保險は保險料が比較的に割高となる爲め、被保險者は不利な立場に置かるるのであるが、保險業者側から見れば、事業經營上の危險も此の保險では少なく、且つ多額の積立金が常に得らるるので、資金運用上の方法さへ良ければ、大いに利益があげらるるのである。將來と雖も此の養老保險が、生命保險の標準形式として益々發展することは疑を入れない事柄である。

七、其他我國でも最近漸く始められやうとしてゐるものに弱體保險と云ふのがある。所謂標準下體の者、即ち普通の生命保險には到底加入出來ない弱い體の持ち主、又は高度の職業危險を有つてゐる者等の生命を保險するもので、保險料を割高にする方法と、年齡を實際より引上げて契約する方法等種々ある。

癈疾保險とは被保險者が癈疾に陷つた場合、保險料を免除して、更に保險期間滿了する迄は、所定の癈疾年金を支拂ふ仕組のもので、我國では單に保險料を免除する所謂癈疾條項のみが採用されてゐるのである。

災害二重賠償保險は被保險者が不時の災害に依り死亡した場合は、保險金の通常二倍を支拂ふもので、我國の民間保險會社の中でも、此の制度を採用してゐるものもあるが、外國では此の方法は既に一般化してゐる。災害死だから保險金の二倍を必要とする理由など、一寸考へられない事柄ではあるが、之は會社間の自由競爭の結果から生れ出たものと見れば、成程と肯かれやう。

無診査保險とは通常加入に當つて醫師の診査を必要とするものを、特に此の診査を必要としない保險契約のことを指す。我國では簡易生命保險以外では、まだ此の保險形式は見られないが、將來比較的低額の保險金に對しては、此の方法を採る可能性が充分にある。

右の他保險料遞增式保險、年金保險等種々の保險形態があるが、之等は省略して、愈〻簡易保險と小兒保險に言及することとしやう。

雜錄

簡易保險の組織と慣行（三）

第三章　契約の失效、復活及び書類受領證

簡易保險契約は、失效に先立ち通知書を送達し、それに對して保險料が拂込まれなかつた場合に始めて之を失效せしめ得ると一九二三年法（第二十三條（一））は規定してゐる。該通知書は、記載されたる延滯保險料が二十八日以內に支拂はれざるに於ては、表記の契約が失效する旨の告知狀である。

失效通知書の發行　代理人は保險料領收帳又は集金帳により、一件乃至數件の契約の延滯保險料が會社の許す金額を超過する時期を知る事が出事る。その場合には、會社によりけりだが代理人は失效通知書を調製するか、地方事務所又は本社に對し、該通知書の調製を促告しなければならぬ。

會社の許容する延滯保險料額は各社に依つて非常に相違して居り、或る會社特に組合は、何等嚴格な規則を有たず、通知書發行の時機決定權を代理人又はディストリクト・マネデアーに委ねてゐる。勿論權利の行使は愼重に行はれる事であらうし、一般には他の會社の採る一定した形式に存するが如き準則があらう。

保險料領收帳記載の延滯保險料に關し、一定の制限を主張する會社に在つては、週拂契約に對しては八週分より十週分迄を、月拂契約に對しては二ヶ月分より三ヶ月分迄の延滯保險料を許すのが通則である。會社の命令が無視され、契約が規定額以上を抱へて失效したる場合には、其の超過額を代理人に負擔せしめるのが少く共或る一社の慣習となつてゐる。

失效通知書の發行を要する契約に注意を喚起するだけで、代理人の任務は終つてゐる場合もあらうが、前述の如く、會社によつては彼自身で此の通知書を調製する必要があらう。調製濟の通知書は地方事務所に差出して、備付けの記錄と彼の集金帳との彼我照合を求めた上で、通知書は該事務所で投函するか、又は代理人に返されて彼の手で配付されるのである。

失效通知書が正確なりや否やは、簡易保險監督官が、一九二三年法第二十三條に加へた極めて嚴密なる解釋に起因して、非常に重要性を有するものである事を眼中に於て、以下の事に留意する事は興味ある事である。即ち、若干の大會社は通知書の調製又は照合を本社に於て行ひ、本社より之を郵送すると云ふ方法を採用してゐると云ふ事之である。一九二三年法第四十一條は、失效に先立ち契約者に通知書を差出すには三方法——「契約者ノ最後ノ居所ニ配達スルカ送付スルカ又ハ殘シ置ク」——の何れかに依る事が出來る旨を規定してゐる。

失效通知書は郵送するのを一層通例とするが、既述の如く會社に依つては代理人が自ら配布する。併し乍ら、郵送法に對しては大いに贊成すべき理由がある、と云ふ譯は、保存宜しきを得た郵送簿と通知書寫とに依り、通知書の投函された事並に投函場所を證明する事が出來るからである。此の事は失效通知書の配達に關して紛爭の起つた場合に、簡易保險監督官が、配達せる證據として受け容れる所である。斯樣に、通知

書の配達を證明し得ると云ふ事は、通知書が正確であると云ふ事と同様に重要な事である。

多言を要する迄もない事であるが、通知書は延滯保險料を不合理ならさる範圍內に止むる樣凡らゆる努力を拂つて、契約者を說得之勉めた後でなければ、之を發行しないのである。一、二の會社は「豫告狀」式を採つて居り、之は延滯保險料がその一部又は全部を一歸すべき何等かの努力をなさゝる限り失效通知書を發行するの餘儀なきに至る程度に增嵩しつゝある旨を契約者に指摘するものである。該書狀は背て豫期せる結果を收め、從つて規定の失效通知書發行の必要がなくなる事がある。勿論この「豫告狀」には法規上の根據はない。

大抵の會社は失效通知書に對し愼重な照合を主張してゐるが、その理由は實際上起る主なる誤謬を列擧すれば直ちに合點の行く事である——

(一) 通知書の宛名が誤れるか、不充分な事がある。若しも紛爭の起つた場合には、相手方が通知書を受取らざる事を主張し且つ宛名が不充分か相違してゐる事を證明出來る場合には會社は苦境に立つ事とならう。

(二) 延滯保險料の超過記入。一冊の保險料領收帳に數箇の契約がある場合には、延滯保險料は各契約の保險料額に應じて正確に割當てねばならぬ。この割當てに錯誤でもあつて、契約に依つては延滯保險料が超過記入されてゐたり、その反對の場合があつたりした暁には、超過記入された契約の關する限り、通知書は無效であらう。併し乍ら、其以外の契約に關しては一般に有效であるとされてゐる。

(三) 聯生保險の場合、契約者毎に通知書を出さなかつた場合、一契約者だけでは不充分なりと考へられてゐる。

(四) 契約者に對し、延滯保險料支拂には少くとも丸二十八日間（通知書に規定されてゐる通り）ある旨を保證しなかつた場合。之を例へば、通知書面に投函當日を記入し、延滯保險料支拂期間を其日より二十八日間とした場合には、其の通知書は通常無效であらう。その理由は、通知書は殆ど例外無くその翌日（又はその間に日曜日でもあれば二日後に）配達されるであらうし、その結果は、二十八日と云ふ期間の一部は、通知書受領前に經過して了ふであらうと云ふに在る。この困難を克服せんがためには、二十八日の猶豫期間をサービス日即ち普通の郵送方法で通知書が受領し得るであらう日より基算する事が望ましい。

(五) 契約者以外の者に宛てた通知書は全然無效である。

(六) 二人の契約者に宛てるに一枚の通知書を以て間に合せ、二人が利害關係を有する契約をそれに記載したるものは、何れの契約者に對してもサービスが良くない事と通知書の內容が紛らはしく、從つて通知書を無效ならしむるとの理由から無效なりと考へられてゐる。各契約者は自己の契約の關する限り別箇の通知書を受ける資格があるのである。

以上列擧した誤謬以外に更に、其自身如何に些細な誤謬でも、契約者を誤解せしめた事を證し得るが如きものであれば、勿論失效通知書を無效ならしむるもの